

資 料

目 次

第1章 国際軍事情勢	
資料1	第二次世界大戦後の武力紛争351
資料2	各国の主要な核戦力355
資料3	主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元355
資料4	第1次戦略兵器削減条約（START I）、第2次戦略兵器削減条約（START II）及び 戦略核兵器削減条約（モスクワ条約）の概要356
資料5	国連平和維持活動一覧357
資料6	主要国・地域の兵力一覧（概数）359
資料7	主要国・地域の正規軍及び予備兵力（概数）359
資料8	わが国周辺の兵力推移の概要360
第2章 わが国の防衛政策	
資料9	衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書 （昭和56年5月29日提出）一抜粋一360
資料10	衆議院議員土井たか子君提出小泉内閣発足にあたって国政の基本政策に関する質問に対する答弁書 （平成13年5月8日提出）一抜粋一361
資料11	平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について361
資料12	「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」に関する内閣官房長官談話364
資料13	中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について365
資料14	「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」に関する内閣官房長官談話368
資料15	今後の防衛力整備について369
資料16	平成16年度主要事業の経費370
資料17	平成16年度に調達する主要装備372
資料18	主要装備の勢力推移（戦車、護衛艦、戦闘機を除く）373
資料19	戦車、主要火器などの保有数・性能諸元373
資料20	主要艦艇の就役数・性能諸元374
資料21	主要航空機の保有数・性能諸元375
資料22	誘導弾の性能諸元376
資料23	防衛関係費（当初予算）の推移377
資料24	一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移378
資料25	防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移379
資料26	各国国防費の推移380
資料27	日米安全保障共同宣言－21世紀に向けての同盟－（仮訳）380
資料28	日米防衛協力のための指針382
資料29	日米共同訓練の実績（平成15年度）386
資料30	武器輸出三原則など387
資料31	対米武器技術供与についての内閣官房長官談話388
第3章 わが国の防衛と多様な事態への対応	
資料32	自衛隊の主な行動389
資料33	自衛官に認められた武器使用規定390
資料34	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する附帯決議 （衆議院事態対処特別委員会 2004（平成16）年5月20日）391
資料35	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する附帯決議 （参議院イラク・事態対処特別委員会 2004（平成16）年6月14日）391
第4章 国際社会の平和と安全を確保するための取組	
資料36	イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要（2003（平成15）年5月9日）392
資料37	テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要（2004（平成16）年4月23日）393
資料38	自衛隊が行った国際平和協力業務の実績394
資料39	自衛隊が実施した国際緊急援助活動の実績395
資料40	二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）395
資料41	多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）396
資料42	第3回IISSアジア安全保障会議における石破長官スピーチ（原文は英語）（2004（平成16）年6月4日防衛参事官代読）396
資料43	国際機関への防衛庁職員の派遣実績（最近5年間）398
第5章 国民と防衛庁・自衛隊	
資料44	自衛官の定員及び現員399
資料45	自衛官などの応募及び採用状況（平成15年度）399
資料46	自衛官の教育体系の概要400
資料47	自衛官の心がまえ401
資料48	留学生受入実績（平成15年度）401
資料49	近年防衛庁において開発が完了した主要な装備品など402

資料50	調達方法別の装備品などの調達額の推移	402
資料51	日本の防衛生産額などの推移	403
資料52	自衛隊・防衛問題に関する世論調査（平成14年度）	403
資料53	防衛庁における情報公開の実績（平成15年度）	408
資料54	防衛庁における政策評価の実績（平成15年度）	409
資料55	防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要	409
資料56	23事案の概要	410
資料57	SACO最終報告（仮訳）	411
資料58	普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）	413
資料59	普天間飛行場の移設に係る政府方針	414
第6章 今後の防衛庁・自衛隊のあり方		
資料60	弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話	415
資料61	弾道ミサイル防衛システムの整備等について（2003（平成15）年12月19日安全保障会議及び閣議決定）	415
資料62	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する内閣官房長官談話（平成15年12月19日）	416
参照条文		
資料63	日本国憲法（抄）	416
資料64	日米安全保障条約第五条	417
資料65	日米安全保障条約第六条	417
資料66	自衛隊法第七条	417
資料67	自衛隊法第七十六条	417
資料68	自衛隊法第七十八条	417
資料69	自衛隊法第七十九条の二	417
資料70	自衛隊法第八十一条	417
資料71	自衛隊法第八十一条の二	417
資料72	自衛隊法第八十二条	418
資料73	自衛隊法第八十三条	418
資料74	自衛隊法第八十四条	418
資料75	自衛隊法第八十八条	418
資料76	自衛隊法第九十条	418
資料77	自衛隊法第九十一条の二	418
資料78	自衛隊法第九十二条の四	419
資料79	自衛隊法第九十五条	419
資料80	自衛隊法第九十五条の二	419
資料81	自衛隊法第九十六条の二	419
資料82	自衛隊法第九十七条	419
資料83	自衛隊法第百条の八	419
資料84	自衛隊法第二百二十二条	420
資料85	自衛隊法別表第四	420
資料86	国際連合憲章第五十一条	420
防衛年表		421

資料1 第二次世界大戦後の武力紛争

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
ア	国共内戦	1945～49	中国国民党↔中国共産党	中国国民党と中国共産党の直接対立を契機として中国共産党による中国の統一
	インドネシア独立戦争	1945～49	オランダ↔インドネシア	オランダからの独立をめぐる紛争
	インドシナ戦争	1946～54	フランス↔ベトナム民主共和国(北ベトナム)	フランスからの独立をめぐる紛争
	第1次印パ紛争	1947～49	インド↔パキスタン	独立直後のカシミールの帰属をめぐる紛争
ジ	マラヤの反乱	1948～57	英国↔共産ゲリラ	英領マレー各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み
	マラヤの反乱	1957～60	マラヤ連邦↔共産ゲリラ	マラヤ連邦各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み
	朝鮮戦争	1950～53	韓国、米国など(国連)↔北朝鮮、中国	北朝鮮の武力による朝鮮半島の統一の試み
ア	金門・馬祖砲撃	1954～78	台湾↔中国	金門・馬祖両島をめぐる砲撃、宣伝戦
	ラオス内戦	1959～75	ラオス政府(右派、中立派)↔パテト・ラオ(左派)、北ベトナム	ラオス政府と北ベトナムの支援を受けたパテト・ラオ軍との間の紛争
	チベット反乱	1959	ダライ・ラマ派↔中国政府	チベット問題をめぐるダライ・ラマ派の反乱
	中印国境紛争	1959～62	インド↔中国	国境線をめぐる紛争
	ベトナム戦争	1960～75	南ベトナム、米国など↔南ベトナム民族解放戦線、北ベトナム	米国の支援を受けた南ベトナム政府と北ベトナム及び南ベトナム民族解放戦線との間の紛争

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
ア	ゴア紛争	1961	インド⇔ポルトガル	インドによるポルトガル領ゴアなどの植民地の併合
	西イリアン紛争	1961～62	インドネシア⇔オランダ	西ニューギニアの領有をめぐる紛争
	マレーシア紛争	1963～66	英国、マレーシア⇔フィリピン	北ボルネオの領有をめぐる紛争
	マレーシア紛争	1963～66	英国、マレーシア⇔インドネシア	マレーシア結成に反対したインドネシアの対決政策
	第2次印パ紛争	1965～66	インド⇔パキスタン	カシミールの帰属をめぐる紛争
	中ソ国境紛争	1969	中国⇔ソ連	国境をめぐる珍宝島(ダマンスキー島)、新疆裕民地区などで衝突が発生
	カンボジア内戦	1970～75	カンボジア政府⇔カンブチア民族統一戦線	政府(ロンノル派)と民族統一戦線(シハヌーク派・カンボジア共産党)との内戦
	第3次印パ紛争	1971	インド、バングラデシュ⇔パキスタン	バングラデシュ(東パキスタン)の独立を契機とした紛争
	西沙群島紛争	1974	南ベトナム⇔中国	西沙群島の領有をめぐる紛争
	ティモール内戦	1975～78	親インドネシア派・インドネシア(義勇兵)⇔即時独立派(左派)	ポルトガルの非植民地化政策に伴う内戦
ジ	ベトナム・カンボジア紛争	1977～91	ベトナム⇔カンボジア	ベトナムとカンボジアとの国境紛争とベトナムのカンボジアへの軍事介入
	中越紛争	1979	中国⇔ベトナム	ベトナムのカンボジアへの軍事介入に反対する中国とベトナムとの紛争
ア	南沙群島紛争	1988	中国⇔ベトナム	南沙群島の領有をめぐる紛争
	タジク紛争	1992～97	タジキスタン政府⇔反政府イスラム武装勢力	1992年の内戦後、アフガン領内に流出したイスラム系武装勢力とタジク政府との間のタジク・アフガン国境地域での紛争 1997.6 和平協定成立
	カンボジア武力衝突	1997～98	ラナリット第1首相(当時)派部隊⇔フン・セン第2首相派部隊	政府の主導権を握るラナリット第1首相(当時)派部隊とフン・セン第2首相派部隊との武力衝突
	ジャム・カシミール地方における戦闘	1999	インド⇔イスラム武装勢力	ジャム・カシミール地方(カルギル)における、パキスタンから侵入した武装勢力とインド軍との戦闘
	第1次中東戦争	1948～49	イスラエル⇔エジプト、シリア、ヨルダン、レバノン、イラク	イスラエル国家の独立を否定するアラブ諸国の試み
中	アルジェリア戦争	1954～62	フランス政府⇔FLN(アルジェリア民族解放戦線)	フランスからの独立をめぐる紛争
	キプロス紛争	1955～59	英国政府⇔EOKA(キプロス戦士全国組織)	英国の支配を排除してキプロスをギリシャと併合させようとしたギリシャ系住民の試み
	第2次中東戦争	1956	英国、フランス、イスラエル⇔エジプト	スエズ運河をめぐるエジプトと英仏間の紛争、イスラエルは英仏側で参戦
	レバノン出兵	1958	レバノン政府、米国⇔レバノン反乱派	キリスト教徒大統領シャムーンが再度就任しようとしたため、反乱が発生。米国はレバノン政府の要請で派兵
	クウェート出兵	1961	クウェート、英国⇔イラク	イラクがクウェート併合を図ったため、英国が派兵
	イエメン内戦	1962～69	イエメン政府、エジプト⇔イエメン王党派	共和政府に対する王党派の闘争
	キプロス内戦	1963～64	キプロス政府、ギリシャ⇔トルコ系キプロス人、トルコ	ギリシャ系キプロス人の権力強化に反対するトルコ系キプロス人の反発
	アルジェリア・モロッコ国境紛争	1963～88	アルジェリア⇔モロッコ	国境地区の領有をめぐる紛争
	第3次中東戦争	1967	イスラエル⇔エジプト、シリア、ヨルダン	イスラエルの独立保持をめぐる紛争
	第4次中東戦争	1973	イスラエル⇔エジプト、シリア	エジプトとシリアが第3次中東戦争によってイスラエルに占領された失地の回復を企図した紛争
ア	西サハラ紛争	1973～	モロッコ政府、モーリタニア政府(78年、モーリタニアはポリサリオ解放戦線と平和協定を締結)⇔ポリサリオ解放戦線(アルジェリアが支援)	スペイン領サハラ(西サハラ)からスペイン撤退後の主権をめぐる紛争 1988.8 モロッコとポリサリオ解放戦線は帰属を住民投票で決定することで合意(その後住民投票は実施されず) 97.9 モロッコとポリサリオ解放戦線は、88年の合意の実施を妨げていた諸問題につき原則合意
	キプロス紛争	1974～	キプロス⇔トルコ	中立派大統領(マカリオス)の追放によるキプロスのギリシャへの併合阻止及びトルコ系住民の保護のためトルコが軍事介入
リ	南北イエメン紛争	1978～79	北イエメン⇔南イエメン、反北イエメン政府グループ	政府軍と北イエメン民族解放戦線などの反政府グループ、南イエメン軍による国境付近における紛争
	アフガニスタン紛争	1979～89	カルマル政権、ソ連⇔反カルマル・反ソ勢力 1986.5以降、ナジブラ政権、ソ連⇔反ナジブラ・反ソ勢力	タラキ・アミン政権の土地改革などに対する反抗が国内で続いていたが、ソ連がこれに軍事介入 1989.2 ソ連軍撤退完了
カ	イラン・イラク戦争	1980～88	イラン⇔イラク	国境河川の領有権などをめぐる紛争 1988.8 停戦成立
	レバノン内戦	1975～91	キリスト教徒右派(イスラエル、イラク支援)⇔アラブ平和維持軍(シリア軍)・イスラム教徒左派	キリスト教徒右派とイスラム教徒左派との抗争にシリアが介入 1989 ターフ合意(国民和解憲章)成立 91 内戦終結
	レバノン侵攻	1982	イスラエル⇔PLO、シリア	PLO制圧のため、イスラエル軍レバノンに侵攻(2000年、撤退完了)

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
中東・北アフリカ	スーダン内戦	1983～	スーダン中央政府⇔反政府勢力(スーダン人民解放軍など)	スーダン中央政府による南部3州のアラブ化政策に反発する南部反政府勢力との間の紛争が発端
	アフガニスタン内戦	1989～2001	1989.2以降、ナジブラ政権⇔反ナジブラ政府勢力 1992.6以降、ラバニ政権⇔反ラバニ政府勢力 1996.9以降、タリバーン政権⇔反タリバーン政府勢力	ソ連軍撤退後も内戦が継続したが、2001年、タリバン政権崩壊により終結
	湾岸戦争	1990～91	イラク⇔クウェート、米国、英国、サウジアラビア、エジプトなど	イラクがクウェートに侵攻、米国、英国等28か国が国連決議を受けて派兵 1991.4 正式停戦
	イエメン内戦	1994	サーレハ大統領(北)とベイド副大統領(南)を中心とする旧南北政治指導者	統一後の政治運営をめぐり旧南北指導者層間での対立が激化、旧南北両軍の衝突で内戦に突入 北軍のアデン制圧で内戦終結
	アフガニスタン軍事作戦	2001.10～	タリバーン、アルカイダ⇔米国、英国、フランス、カナダ、豪州などの各国及び北部同盟などの反タリバーン勢力	米国同時多発テロを行ったアルカイダ及びこれをかくまっていたタリバーンをアフガニスタンから排除するための米英や北部同盟などによる軍事作戦 2001.12 カンダハル陥落 その後もタリバーン、アルカイダの掃討作戦を継続中
	イラク軍事作戦	2003.3～	イラク⇔英米など	大量破壊兵器査察に協力しないイラクのフセイン政権に対し大量破壊兵器の武装解除を行うため武力行使
中部・南部・アフリカ	コンゴ動乱	1960～63	コンゴ政府⇔分離派、ベルギー	コンゴの統一保持に対する分離独立派の反乱、国連による調停で国家統一保持
	チャド・リビア紛争	1960～94	チャド⇔リビア	政権をめぐる部族間の対立とアオズ地区の領有をめぐるチャド・リビア間の対立 1994.5 リビア軍がアオズ地区から完全撤収
	エチオピア内戦	1962～93	エチオピア政府⇔エリトリア・ティグレ解放勢力	政府とエリトリア州・ティグレ州の分離独立を要求する反政府勢力との紛争 1993.5 エリトリア独立
	南ローデシア紛争	1965～79	南ローデシア政府⇔ZANU(ジンバブエ・アフリカ民族同盟)、ZAPU(ジンバブエ・アフリカ人民同盟)	スミス白人政権と黒人ゲリラ組織との紛争
	ナイジェリア内戦	1967～70	ナイジェリア政府⇔ビアフラ州	ナイジェリアの統一保持に対する分離独立派による紛争
	ナミビア独立紛争	1975～90	南アフリカ政府⇔SWAPO(南西アフリカ人民機構)	ナミビアの独立を求めるSWAPOと南アフリカ政府との対立
	アンゴラ内戦	1975～91	MPLA(アンゴラ解放人民運動)⇔FNLA(アンゴラ民族解放戦線)、UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟)FNLAはアンゴラ独立後弱体化	ポルトガルからの独立(1975.11)に伴った解放グループ間の対立抗争
	モザンビーク内戦	1975～91	モザンビーク解放戦線(FRELIMO)⇔反政府組織モザンビーク民族抵抗運動(RENAMO)	1975年のポルトガルからの独立以来続いた社会主義路線を歩む政府勢力FRELIMOと南アフリカ共和国の支援を受けたRENAMOとの紛争
	エチオピア・ソマリア紛争	1977～78	エチオピア⇔西ソマリア解放戦線、ソマリア	オガデン地方をめぐる紛争
	ソマリア内戦	1988～	バール政権⇔反政府勢力、その後複数の武装勢力間	北部で激化したバール政権と反政府ゲリラとの間の戦闘が、全国に波及し、複数勢力間の内戦に発展
	リベリア内戦	1989～2003	ドウ政権⇔NPFL(国民愛国戦線)、その後複数の武装勢力間	ドウ政権とNPFLとの間の武力闘争が進展・複雑化した、複数勢力間の内戦。テラー大統領が選出されるも、反政府勢力との戦闘が継続 2003.8 和平協定調印
	ルワンダ内戦	1990～94	ルワンダ政府⇔RPF(ルワンダ愛国戦線)	フツ族による政権とツチ族主導のRPFとの間の紛争
	ザイール内戦	1996～97	モブツ政権⇔コンゴ・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL)等	ザイール東部地域のツチ族系住民バニャムレンゲが、武装蜂起したことを契機に始まった、モブツ大統領の独裁政権とそれに反対する勢力の武力闘争 1997.5 コンゴ・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL)がコンゴ民主共和国への国名変更を宣言
	シエラレオネ紛争	1997～98	AFRC(軍事革命評議会)⇔ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持軍)	下級兵士のクーデター(民選のカバ大統領を追放)により発足したAFRC政権と民政回復を求めたナイジェリア、ECOMOGとの紛争 1998.5 カバ大統領が帰国
	コンゴ共和国内戦	1997	政府軍⇔前大統領派(アンゴラが支援)	大統領選挙をめぐるリスバ大統領派(政府軍)とサス・ンゲン前大統領派の私兵が衝突 1997.10 サス・ンゲン前大統領が大統領に復帰
	エチオピア・エリトリア紛争	1998～2000	エチオピア⇔エリトリア	両国間の未確定の国境線をめぐる紛争 2000.6 両国が休戦合意受け入れ
ギニア・ビサオ内戦	1998～	政府軍⇔元参謀長派	大統領派と元参謀長派との紛争	
コンゴ民主共和国内戦	1998～99	カビラ政権(アンゴラ等が支援)⇔DRC(コンゴ民主連合)等の反政府勢力(ルワンダ等が支援)	ツチ族とフツ族の対立に起因する、カビラ大統領率いる政府軍と反政府勢力との紛争。周辺諸国を巻き込んで拡大 1999.8 紛争の停戦合意が成立	

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
中部・南部 アフリカ	シエラレオネ内戦	1998～99	ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持軍)↔RUF(革命統一路線)	政府を支援するナイジェリア主導のECOMOGと旧軍事政権の兵士が合流した反政府勢力RUFとの紛争 1999.7 政府とRUFとの間で和平合意成立
	アンゴラ内戦	1998～2002	政府軍↔UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟)	政府軍と反政府勢力UNITAとの紛争 2002.3 両者が停戦協定に調印
	コートジボワール内戦	2002.9～2003.7	コートジボワール政府↔MPCI(コートジボワール愛国運動)など	退役を拒否する軍人らの蜂起を契機に内戦状態に突入 2003.7 内戦終結宣言
欧州	ギリシャ内戦	1946～49	ギリシャ政府↔ELAS(ギリシャ人民解放軍)	共産党が反乱軍を指導して山岳を利用したゲリラ戦を展開
	ベルリン封鎖	1948～49	英国、米国、フランス↔ソ連	ソ連による西ベルリンへの交通路遮断をめぐる紛争
	ハンガリー動乱	1956	ハンガリー政府、ソ連↔ハンガリー民族主義派	ハンガリー国民の民族革命的運動に対するソ連の介入、これに対する運動
	チェコ事件	1968	チェコ・スロバキア↔ソ連を含むワルシャワ条約機構加盟5か国	チェコ・スロバキアの自由化を阻止するための武力介入
	北アイルランド紛争	1969～98	カトリック系過激派組織↔プロテスタント系過激派組織	北アイルランドの少数派であるカトリック系住民の地位向上と独立をめぐる紛争 1998年に和平合意
	ナゴルノ・カラバフ紛争	1988～	アゼルバイジャン↔アルメニア武装勢力	アゼルバイジャン領ナゴルノ・カラバフ自治州のアルメニア系住民がアルメニアへの帰属換えを要求し、アゼルバイジャン軍と武力衝突
	ルーマニア政変	1989	チャウシェスク政権(国内軍・秘密警察)↔ルーマニア民主化グループ(ルーマニア人民軍)	独裁、抑圧政策を強行するチャウシェスク政権を民主化運動グループ及び市民側を支持する人民軍が打倒
	アブハジア紛争	1991～	アブハジア↔グルジア	グルジア共和国アブハジア自治共和国が「アブハジア共和国」として独立宣言。グルジア政府と武力紛争
	スロベニア内戦	1991	スロベニア↔旧ユーゴ連邦軍	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すスロベニアとそれを阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 1991年7月停戦成立
	クロアチア内戦	1991～95	クロアチア↔旧ユーゴ連邦軍、セルビア人武装勢力	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すクロアチアとそれを阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 旧ユーゴ連邦解体後もセルビア人武装勢力との内戦が継続 1995年11月に和平協定成立
	ボスニア・ヘルツェゴビナ内戦	1992～95	ムスリム政府(武装)勢力、クロアチア人武装勢力↔セルビア人武装勢力	ボスニア・ヘルツェゴビナの旧ユーゴからの独立問題を契機としたムスリム、セルビア人、クロアチア人3民族間の勢力争い 1995年12月に和平協定成立
	チェチェン紛争	1994～96 1999～	ロシア政府↔チェチェン武装勢力	ロシアからの独立を目指すチェチェン共和国武装勢力とそれを阻止しようとするロシア政府との紛争 1996年に停戦合意。1999年から武力衝突
	コソボ紛争	1998～99	ユーゴ連邦政府、セルビア共和国政府↔アルバニア系武装勢力	ユーゴ連邦からの独立を目指すアルバニア系武装勢力とそれを阻止しようとするユーゴ連邦政府及びセルビア共和国政府との紛争 1999年ユーゴスラビア連邦政府、米欧露提示の和平案を受諾
米州	グアテマラの反革命	1954	グアテマラ政府↔反革命派	政府の農地改革などに反抗した保守勢力のクーデターで政権が交代
	キューバ革命	1956～59	バチスタ政権↔反政府派	極端な弾圧政策のため国民の支持を失ったバチスタ政権を、反政府派が打倒
	キューバ進攻	1961	キューバ政府↔キューバ亡命者	在米キューバ人がキューバに進攻して敗退
	キューバ危機	1962	米国↔ソ連、キューバ	ソ連の中距離ミサイルがキューバに持込まれたことから起きた危機
	ベネズエラの反乱活動	1962～63	ベネズエラ政府↔反乱派	社会改革の穏健派の政権に対する共産党、MIRなどの反乱活動
	ドミニカ共和国内乱	1965	ドミニカ政府、米国↔反乱派	若手将校グループが立憲主義復帰を目指して反乱を起こしたことから内戦状態に発展、米軍及び米州機構平和維持軍が介入
	ニカラグア内戦	1979～90	ニカラグア政府↔反政府派	サンディニスタ民族解放戦線(FSLN)などによる革命・政権樹立後、同政権の左傾化に反対する勢力(コントラ)がゲリラ戦を展開
	エルサルバドル内戦	1979～92	エルサルバドル政府↔反政府派	ファラバンド・マルチ民族解放戦線(FMLN)が現政府打倒のためゲリラ戦を展開
	フォークランド(マルビーナス)紛争	1982	英国↔アルゼンチン	フォークランド(マルビーナス)諸島の領有権をめぐる軍事衝突
	グレナダ派兵	1983	グレナダ反乱派↔米国、ジャマイカ、バルバドス、東カリブ海諸国	東カリブ海諸国機構設立条約加盟国が同条約に基づく集団措置として、また、米国などが上記措置への支援の要請に応じて、グレナダに派兵
パナマ派兵	1989	英国↔パナマ	パナマの実権を握るノリエガ国防軍最高司令官と米国との間の対立	

資料2 各国の主要な核戦力

		米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ンス	中 国
ミ サ イ ル	ICBM (大陸間弾道ミサイル)	550基 ミニットマンⅢ型 500 ピースキーパー 50	735基 SS-18型 150 SS-19型 150 SS-24型 36 SS-25型 360 SS-27型 29	_____	_____	約30基 DF-5 (CSS-4) 24 DF-31 (CSS-9) 8
	IRBM MRBM	_____	_____	_____	_____	約110基 DF-3 (CSS-2) 32 DF-4 (CSS-3) 20 DF-21 (CSS-5) 60
	SRBM	_____	_____	_____	_____	約450基
	SLBM (潜水艦発射弾道 ミサイル)	432基 トライデントC-4型 192 トライデントD-5型 240 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦18隻)	216基 SS-N-18型 80 SS-N-20型 40 SS-N-23型 96 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦13隻)	58基 トライデントD-5型 58 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦4隻)	64基 M-4型 16 M-45型 48 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦4隻)	12基 JL-1 (CSS-N-3) 12 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦1隻)
長距離(戦略)爆撃機		114機 B-2 21 B-52 93	78機 Tu-95 (ベア) 63 Tu-160 15 (ブラックジャック)	_____	_____	_____

(注) 資料は、ミリタリー・バランス (2003~2004) などによる。

資料3 主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元

区 分	国 別	名 称	最大射程 (km)	弾頭 (威力)	誘導方式	備 考
ICBM	米 国	ミニットマンⅢ	13,000	MIRV (335~350KT×3)	慣 性	固燃3段
		ピースキーパー	9,600	MIRV (300~475KT×10)	慣 性	固燃3段
	ロ シ ア	SS-18	10,200~ 15,000	MIRV (1.3MT×8、500KT×10又は 500~750KT×10) 又は単弾頭 (24MT)	慣 性	液燃2段
		SS-19	9,000~ 10,000	MIRV (500KT×6 又は500~750KT×6)	慣 性	液燃2段
		SS-24	10,000	MIRV (550KT×10)	慣 性	固燃3段
		SS-25	10,500	単弾頭 (550KT)	慣 性	固燃3段
		SS-27	10,500	単弾頭 (550KT)	慣 性	固燃3段
		中 国	DF-5 (CSS-4)	12,000~ 13,000	単弾頭 (1~3 MT) 又はMIRV (150~350KT×4~6)	慣 性
DF-31 (CSS-9)	8,000~ 10,000	単弾頭 (1MT又は MIRV (20~150KT×3~5))	慣 性 十 天 測	固燃3段		
SLBM	米 国	トライデントC-4	7,400	MIRV (100KT×8)	慣 性 十 天 測	固燃3段
		トライデントD-5	12,000	MIRV (100KT×8 又は475KT×8)	慣 性 十 天 測	固燃3段
	ロ シ ア	SS-N-8	7,800~ 9,100	単弾頭 (1 MT又は800KT)	慣 性 十 天 測	液燃2段
		SS-N-18	6,500~ 8,000	単弾頭 (450KT) 又は MIRV (500KT×3 又は100KT×7)	慣 性 十 天 測	液燃2段
		SS-N-20	8,300	MIRV (200KT×10)	慣 性 十 天 測	固燃3段
		SS-N-23	8,300	MIRV (100KT×4)	慣 性 十 天 測	液燃3段
	英 国	トライデントD-5	12,000	MIRV (100KT×8 又は475KT×8)	慣 性 十 天 測	固燃3段

区分	国別	名称	最大射程 (km)	弾頭 (威力)	誘導方式	備考
SLBM	仏	M-4	4,000~5,000	MRV (100KT×6)	慣性+コンピュータ制御	固燃3段
		M-45	6,000	MRV (100KT×6)	慣性+コンピュータ制御	固燃3段
	中国	JL-1 (CSS-N-3)	2,150~2,500	単弾頭 (250KT又は20~150KT)	慣性+GPS+レーダー	固燃2段
IRBM MRBM	中国	DF-3 (CSS-2)	2,650~2,800	単弾頭 (1~3 MT)	慣性	液燃1段
		DF-4 (CSS-3)	4,750	単弾頭 (1~3 MT)	慣性	液燃2段
		DF-21 (CSS-5)	2,150~2,500	単弾頭 (90~250KT)	慣性+GPS+レーダー	固燃2段
SRBM	中国	DF-11 (CSS-7)	280~530	単弾頭 (2 KT、10KT又は20KT)	慣性+GPS+終末誘導	固燃1段
		DF-15 (CSS-6)	600	単弾頭 (90KT)	慣性+終末誘導	固燃1段
巡航 ミサイル (長射程)	米国	トマホーク (TLAM-N)	2,500	単弾頭 (200KT)	慣性+地形照合	海上/海中発射型
		AGM-86B	2,500	単弾頭 (200KT)	慣性+地形照合	空中発射型
	ロシア	SS-N-21	2,400	単弾頭 (200KT)	慣性+地形照合	海中発射型
		AS-15	2,500~3,000	単弾頭 (200~250KT)	慣性+地形照合	空中発射型

(注) 資料は、「ジェーン戦略兵器システム」などによる。

資料4 第1次戦略兵器削減条約 (START I)、第2次戦略兵器削減条約 (START II) 及び戦略核兵器削減条約 (モスクワ条約) の概要

1 第1次戦略兵器削減条約 (START I)

経緯	<ul style="list-style-type: none"> ① 1990年5月~6月の米ソ首脳会談において基本合意。 ② 1991年7月31日の米ソ首脳会談においてSTART I 署名。 ③ 1992年5月23日、米とロシア、ウクライナ、ベラルーシ及びカザフスタンのCIS 4 国はSTART。議定書に署名。 ④ ウクライナのNPT加盟により、1994年12月5日START I 発効。 ⑤ 2001年12月5日、米露両国とも履行完了。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戦略核運搬手段の上限は、1,600基 (機)、このうち、重ICBMについては154基。 ○ 弾頭数の上限は6,000発。 ・弾道ミサイルの上限：4,900発 ・重ICBMの上限：1,540発 ・移動式ICBMの上限：1,100発 ○ 射程600kmを超えるSLCMについては、政治的拘束力を持つ声明によって880発を上限とする。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ Tu-22Mバックファイアについては、旧ソ連が空軍用300機、海軍用200機を超えず、また、大陸間攻撃任務に就かせないことをSTART I 外で宣言。

2 第2次戦略兵器削減条約 (START II)

経緯	<ul style="list-style-type: none"> ① 1992年6月17日、米露首脳会談において、多弾頭大陸間弾道ミサイル (ICBM) の全廃を含め、戦略核兵器の大幅削減につき合意。 ② 1993年1月3日、START II 署名。 ③ 1997年9月、第2段階の履行期限を2007年末まで5年間延長する共同議定書署名。 	
概要	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2004年12月31日まで ・総弾頭数：3,800~4,250発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。 ・多弾頭ICBM (MIRV)：1,200発 重ICBM (SS-18)：650発 ・SLBM：2,160発
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2007年12月31日まで ・総弾頭数：3,000~3,500発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。 ・多弾頭ICBM (MIRV)：全廃 重ICBM (SS-18)：全廃 ・SLBM：1,700~1,750発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検証手続としては、原則としてSTART I で合意された手続を適用。 	

3 戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）

経緯	① 2001年11月13日、米露大統領が、双方の保有する核弾頭の削減を宣言。 ② 2002年5月24日、モスクワにおける米露首脳会談で署名。
概要	① 2012年12月31日までに戦略核弾頭を1,700～2,200発に削減。双方は、所定の上限内で戦略攻撃兵器の構成を独自に決定。 ② START I が有効であることに合意。
備考	① 条約の履行のために、二国間委員会を1年に2回以上召集する。 ② 2003年3月6日、米上院にて批准。 ③ 2003年5月14日、ロシア下院にて批准。 ④ 2003年6月10日、発効。

資料5 国連平和維持活動一覧

1 活動が終了した国連平和維持活動

(2004年5月末現在)

P K O 活動	活動期間	展開地域
第1次国連緊急隊 (UNEF I)	1956.11～67.6	スエズ運河地帯、シナイ半島、ガザ
レバノン国連監視団 (UNOGIL)	58.6～58.12	レバノン・シリア国境
コンゴ国連軍 (ONUC)	60.7～64.6	コンゴ
西イリアン国連保安隊 (UNSF)	62.10～63.4	西イリアン
イエメン国連監視団 (UNYOM)	63.7～64.9	イエメン
ドミニカ事務総長代表使節団 (DOMREP)	65.5～66.10	ドミニカ共和国
国連インド・パキスタン監視団 (UNIPOM)	65.9～66.3	インド・パキスタン国境
第2次国連緊急隊 (UNEF II)	73.10～79.7	スエズ運河地帯、シナイ半島
国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション (UNGOMAP)	88.5～90.3	アフガニスタン・パキスタン国境
国連イラン・イラク軍事監視団 (UNIIMOG)	88.8～91.2	イラン・イラク国境
国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	89.1～91.5	アンゴラ
国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	89.4～90.3	ナミビア
国連中米監視団 (ONUCA)	89.11～92.1	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア
国連イラク・クウェート監視団 (UNKOM)	91.4～03.10	イラク・クウェート
第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM II)	91.5～95.2	アンゴラ
国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	91.7～95.4	エルサルバドル
国連カンボジア先遣ミッション (UNAMIC)	91.10～92.3	カンボジア
国連保護隊 (UNPROFOR)	92.3～95.12	92.3～95.3 旧ユーゴ 95.3～95.12 ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	92.3～93.9	カンボジア
国連ソマリア活動 (UNOSOM)	92.4～93.3	ソマリア
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	92.12～94.12	モザンビーク
第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM II)	93.3～95.3	ソマリア
国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNOMUR)	93.6～94.9	ウガンダ
国連リベリア監視団 (UNOMIL)	93.9～97.9	リベリア
国連ハイチ・ミッション (UNMIH)	93.9～96.6	ハイチ
国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	93.10～96.3	ルワンダ
国連アオソウ帯監視団 (UNASOG)	94.5～94.6	リビア・チャド国境
国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	94.12～00.5	タジキスタン
第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM III)	95.2～97.6	アンゴラ
国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	95.3～96.1	クロアチア
国連予防展開隊 (UNPREDEP)	95.3～99.2	マケドニア
国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション (UNMIBH)	95.12～02.12	ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連東スラボニア、バラニャ及び西スレム暫定機構 (UNTAES)	96.1～98.1	東スラボニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)

P K O 活 動	活動期間	展 開 地 域
国連ブレヴラカ監視団 (UNMOP)	96.1～02.12	ブレヴラカ半島 (クロアチア)
国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	96.7～97.7	ハイチ
国連グアテマラ人権監視団 (MINUGUA)	97.1～97.5	グアテマラ
国連アンゴラ監視団 (MONUA)	97.6～99.2	アンゴラ
国連ハイチ暫定ミッション (UNTMIH)	97.8～97.11	ハイチ
国連ハイチ文民警察ミッション (MIPONUH)	97.12～00.3	ハイチ
国連文民警察サポート・グループ (UNPSG)	98.1～98.10	東スラボニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)
国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	98.4～00.2	中央アフリカ
国連シエラレオネ監視ミッション (UNOMSIL)	98.7～99.10	シエラレオネ
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	99.10～02.5	東ティモール

- (注) 1 出典：国連資料等
2 UNAMICは後にUNTACに吸収された。

2 活動中の国連平和維持活動

P K O 活 動	活動期間	活動規模	展 開 地 域
国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948.6～	156	エジプト、ヨルダン、レバノン、イスラエルなど
国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	49.1～	146	ジャム・カシミール、印パ間停戦ライン
国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	64.3～	1,249	キプロス
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	74.6～	1,036	ゴラン高原 (シリア)
国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	78.3～	1,990	南部レバノン
国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	91.4～	231	西サハラ
国連グルジア監視団 (UNOMIG)	93.8～	128	アブハジア (グルジア)
国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK)	99.6～	3,543	コソボ
国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)	99.10～	11,639	シエラレオネ
国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	99.11～	10,882	コンゴ民主共和国及び周辺国首都
国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	00.7～	4,021	エチオピア・エリトリア国境
国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	02.5～	2,045	東ティモール
国連リベリア・ミッション (UNMIL)	03.9～	14,739	リベリア
国連コートジボワール・ミッション (MINUCI)	04.4～	6,590	コートジボワール

- (注) 活動規模については、2004年4月末現在の人員規模。

資料6 主要国・地域の兵力一覧（概数）

陸上兵力		海上兵力			航空兵力	
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	作戦機数
中国	170	米国	548.1	990	米国	3,470※
インド	110	ロシア	206.0	760	中国	2,400※
北朝鮮	100	中国	93.4	740	ロシア	2,150※
韓国	56	英国	79.0	250	インド	830※
パキスタン	55	フランス	38.9	260	エジプト	640※
米国	49	インド	32.6	150	北朝鮮	610
ベトナム	41	トルコ	22.1	210	韓国	600
トルコ	40	台湾	20.7	340	フランス	570※
イラン	35	ドイツ	20.3	150	シリア	560
ミャンマー	35	スペイン	20.2	140	トルコ	530
ロシア	32	ブラジル	19.3	150	台湾	530※
エジプト	32	イタリア	18.1	150	イスラエル	490
インドネシア	23	インドネシア	16.9	120	ウクライナ	480
シリア	22	オーストラリア	14.8	90	英国	480※
台湾	20	韓国	14.4	210		
日本	14.7	日本	41.4	150	日本	470

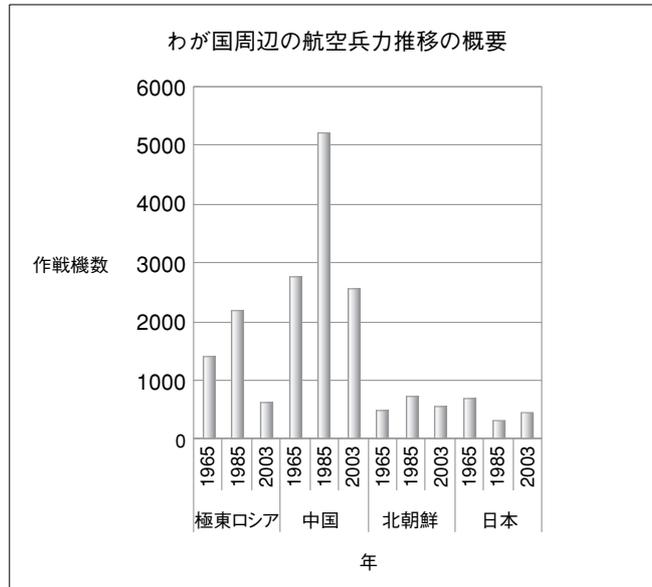
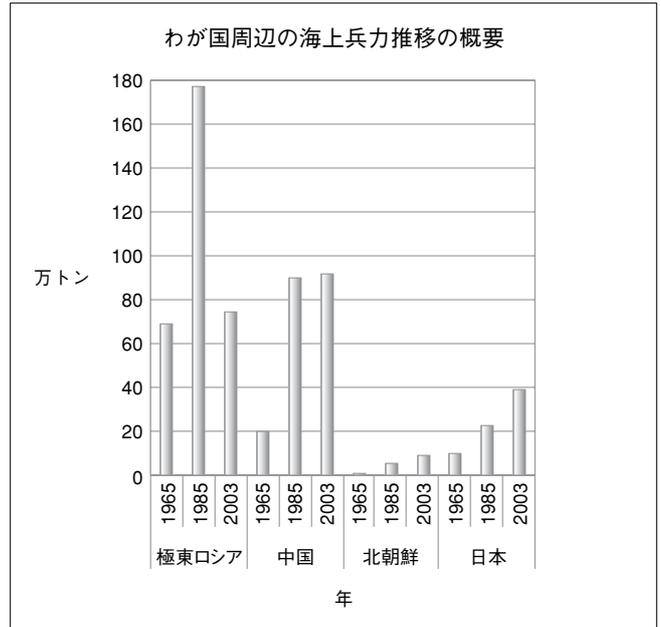
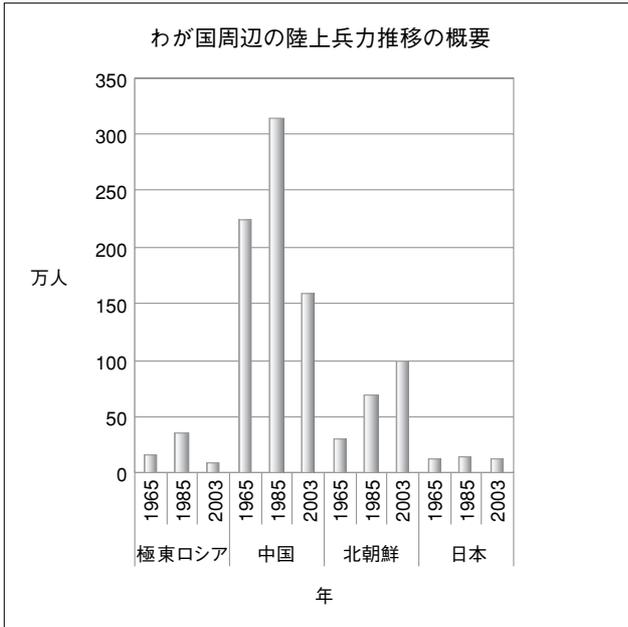
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス（2003～2004）」など、海については「ジェーン年鑑（2003～2004）」などによる。
 2 日本は、平成15（2003）年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機（輸送機を除く。）及び海上自衛隊の作戦機（固定翼機のみ）の合計である。
 3 作戦機数のうち、※は空軍、海軍及び海兵隊の作戦機数を含んでいることを示す。
 4 配列は、兵力の大きい順になっている。

資料7 主要国・地域の正規軍及び予備兵力（概数）

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)	
米国	志願	143	124	
ロシア	徴兵・志願	96	200	
英国	志願	21	27	
フランス	志願	26	10	
ドイツ	徴兵	28	36	
イタリア	徴兵・志願	20	6	
インド	志願	133	54	
中国	徴兵	225	50-60	
北朝鮮	徴兵	108	65	
韓国	徴兵	69	450	
エジプト	徴兵	45	41	
イスラエル	徴兵	17	36	
日本	志願	陸	14.7	3.5 (0.6)
		海	4.4	0.1
		空	4.5	0.08

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス（2003～2004）」などによる。
 2 日本は、平成15（2003）年度末における各自衛隊の実勢力を示す。（ ）内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
 3 イタリアは、2004年末までに志願制へ移行するとしている。また、ロシアは、徴兵制から志願制への移行を優先課題としている。

資料8 わが国周辺の兵力推移の概要



(注) 資料は、当該年版のミリタリー・バランスなどによる（日本は、当該年度末の実勢力）。

資料9 衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書
(昭和56年5月29日提出) —抜粋—

集団的自衛権と憲法第九条、国際法との関係については必ずしも明瞭でないので、これを明らかにすることがこの際必要と考えるので、ここに質問主意書を提出する。

集団的自衛権について次のとおり質問する。

- 一 内閣としての統一した定義
- 二 独立主権国家たる日本は当然自衛権を持ち、その中に集団的自衛権も含まれるのか。
- 三 集団的自衛権は憲法上「禁止」されているのか。とすれば憲法何条のどこにどのように規定されているのか。
- 四 「禁止」されていず政策上の問題として「やらない」としているのか。
- 五 集団的自衛権が「ない」ということで我が国の防衛上、実質的に不利を蒙ることはあるか。

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利益が生じるといふようなものではない。

資料10 衆議院議員土井たか子君提出小泉内閣発足にあつて国政の基本政策に関する質問に対する答弁書 (平成13年5月8日提出) —抜粋—

小泉内閣発足にあつて国政の基本政策にたいする総理大臣ご自身の認識を知るため、次の問題を質したい。いずれも内閣総理大臣就任の前にも、自民党総裁選挙ならびに総裁就任時の記者会見での発言をめぐつて疑義のある問題点であり、国政の基本問題として看過できない。

したがつて、次の事項について質問する。

一 小泉氏は集団的自衛権について、憲法解釈を変更して、その行使を認めることを検討すべきだとしているが、いままでの政府の見解はどうか。また、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を認めることは許されるのかどうか。あらためて小泉内閣の統一見解を問う。

一について

政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えてきている。

憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第九条については過去五十年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。

他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について、様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている。

資料11 平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について

(平成7年11月28日 安全保障会議決定)
(平成7年11月28日 閣議決定)

平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、昭和51年10月29日付け閣議決定「防衛計画の大綱について」は、平成7年度限りで廃止する。

(別紙)

平成8年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

- 我が国は、国の独立と平和を守るため、日本国憲法の下、紛争の未然防止や解決の努力を含む国際政治の安定を確保するための外交努力の推進、内政の安定による安全保障基盤の確立、日米安全保障体制の堅持及び自らの適切な防衛力の整備に努めてきたところである。
- 我が国は、かかる方針の下、昭和51年、安定化のための努力が続けられている国際情勢及び我が国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が当分の間大きく変化しないという前提に立ち、また、日米安全保障体制の存在が国際関係の安定維持等に大きな役割を果たし続けると判断し、「防衛計画の大綱」(昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定。以下「大綱」という。)を策定した。爾来、我が国は、大綱に従つて防衛力の整備を進めてきたが、我が国の着実な防衛努力は、日米安全保障体制の存在及びその円滑かつ効果的な運用を図るための努力と相まって、我が国に対する侵略の未然防止のみならず、我が国周辺地域の平和と安定の維持に貢献している。
- 大綱策定後約20年が経過し、冷戦の終結等により米ソ両国を中心とした東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、国際平和協力業務の実施等より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まってきていることにかんがみ、今後の我が国の防衛力の在り方について、ここに「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示すこととする。
- 我が国としては、日本国憲法の下、この指針に従い、日米安全保障体制の信頼性の向上に配慮しつつ、防衛力の適切な整備、維持及び運用を図ることにより、我が国の防衛を全うするとともに、国際社会の平和と安定に資するよう努めるものとする。

II 国際情勢

この新たな指針の策定に当たつて考慮した国際情勢のすう勢は、概略次のとおりである。

- 最近の国際社会においては、冷戦の終結等に伴い、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。他方、各種の領土問題は依然存続しており、また、宗教上の対立や民族問題等に根ざす対立は、むしろ顕在化し、複雑で多様な地域紛争が発生している。さらに、核を始めとする大量破壊兵器やミサイル等の拡散といった新たな危険が増大するなど、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。
- これに対し、国家間の相互依存関係が一層進展する中で、政治、経済等の各分野において国際的な協力を推進し、国際関係の一層の安定化を図るための各般の努力が継続されており、各種の不安定要因が深刻な国際問題に発展することを未然に防止することが重視されている。安全保障面では、米口間及び欧州においては関係諸国間の合意に基づく軍備管理・軍縮が引き続き進展しているほか、地域的な安全保障の枠組みの活用、多国間及び二国間対話の拡大や国際連合の役割の充実へ向けた努力が進められている。

主要国は、大規模な侵略への対応を主眼としてきた軍事力について再編・合理化を進めるとともに、それぞれが置かれた戦略環境等を考慮しつつ、地域紛争等多様な事態への対応能力を確保するため、積極的な努力を行っている。この努力は、国際協調に基づく国際連合等を通じた取組と相まって、より安定した安全保障環境を構築する上でも重要な要素となっている。このような中で、米国は、その強大な力を背景に、引き続き世界の平和と安定に大きな役割を果たし続けている。

- 3 我が国周辺地域においては、冷戦の終結やソ連の崩壊といった動きの下で極東ロシアの軍事力の量的削減や軍事態勢の変化がみられる。他方、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在している中で、多数の国が、経済発展等を背景に、軍事力の拡充ないし近代化に力を注いでいる。また、朝鮮半島における緊張が継続するなど不透明・不確実な要素が残されており、安定的な安全保障環境が確立されるには至っていない。このような状況の下で、我が国周辺地域において、我が国の安全に重大な影響を与える事態が発生する可能性は否定できない。しかしながら、同時に、二国間対話の拡大、地域的な安全保障への取組等、国家間の協調関係を深め、地域の安定を図ろうとする種々の動きがみられる。

日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、こうした安定的な安全保障環境の構築に資するとともに、この地域の平和と安定にとって必要な米国の関与と米軍の展開を確保する基盤となり、我が国の安全及び国際社会の安定を図る上で、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

Ⅲ 我が国の安全保障と防衛力の役割

(我が国の安全保障と防衛の基本方針)

- 1 我が国は、日本国憲法の下、外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる我が国の基本方針は、引き続きこれを堅持するものとする。

(防衛力の在り方)

- 2 我が国はこれまで大綱に従って、防衛力の整備を進めてきたが、この大綱は、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を取り入れたものである。この大綱で示されている防衛力は、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼としたものであり、我が国の置かれている戦略環境、地理的特性等を踏まえて導き出されたものである。

このような基盤的な防衛力を保有するという考え方については、国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されていくものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立てば、今後ともこれを基本的に踏襲していくことが適当である。

一方、保有すべき防衛力の内容については、冷戦の終結等に伴い、我が国周辺諸国の一部において軍事力の削減や軍事態勢の変化がみられることや、地域紛争の発生や大量破壊兵器の拡散等安全保障上考慮すべき事態が多様化していることに留意しつつ、その具体的な在り方を見直し、最も効率的で適切なものとする必要がある。また、その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配慮しておかなければならない。

また、自衛隊の主たる任務が我が国の防衛であることを基本としつつ、内外諸情勢の変化や国際社会において我が国の置かれている立場を考慮すれば、自衛隊もまた、社会の高度化や多様化の中で大きな影響をもたらし得る大規模な災害等の各種の事態に対して十分に備えておくとともに、より安定した安全保障環境の構築に向けた我が国の積極的な取組において、適時適切にその役割を担っていくべきである。

今後の我が国の防衛力については、こうした観点から、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を確保し得るものとするのが適当である。

(日米安全保障体制)

- 3 米国との安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

こうした観点から、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくためには、①情報交換、政策協議等の充実、②共同研究並びに共同演習・共同訓練及びこれらに関する相互協力の充実等を含む運用面における効果的な協力態勢の構築、③装備・技術面での幅広い相互交流の充実並びに④在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要がある。

また、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国際連合の諸活動への協力等、国際社会の平和と安定への我が国の積極的な取組に資するものである。

(防衛力の役割)

- 4 今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下に、以下のとおり、それぞれの分野において、適切にその役割を果たし得るものとする必要がある。

(1) 我が国の防衛

ア 周辺諸国の軍備に配慮しつつ、我が国の地理的特性に応じ防衛上必要な機能を備えた適切な規模の防衛力を保有するとともに、これを最も効果的に運用し得る態勢を築き、我が国の防衛意思を明示することにより、日米安全保障体制と相まって、我が国に対する侵略の未然防止に努めることとする。

核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。

イ 間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することとする。

直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動しつつ、米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。

(2) 大規模災害等各種の事態への対応

- ア 大規模な自然災害、テロリズムにより引き起こされた特殊な災害その他の人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に際して、関係機関から自衛隊による対応が要請された場合などに、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の所要の行動を実施することとし、もって民生の安定に寄与する。
- イ 我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には、憲法及び関係法令に従い、必要に応じ国際連合の活動を適切に支持しつつ、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図ること等により適切に対応する。
- (3) より安定した安全保障環境の構築への貢献
 - ア 国際平和協力業務の実施を通じ、国際平和のための努力に寄与するとともに、国際緊急援助活動の実施を通じ、国際協力の推進に寄与する。
 - イ 安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、我が国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係の増進を図る。
 - ウ 大量破壊兵器やミサイル等の拡散の防止、地雷等通常兵器に関する規制や管理等のために国際連合、国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し協力する。

IV 我が国が保有すべき防衛力の内容

Ⅲで述べた我が国の防衛力の役割を果たすための基幹として、陸上、海上及び航空自衛隊において、それぞれ1に示される体制を維持し、2及び3に示される態勢等を保持することとする。

1 陸上、海上及び航空自衛隊の体制

(1) 陸上自衛隊

- ア 我が国の領域のどの方面においても、侵略の当初から組織的な防衛行動を迅速かつ効果的に実施し得るよう、我が国の地理的特性等に従って均衡をとって配置された師団及び旅団を有していること。
- イ 主として機動的に運用する各種の部隊を少なくとも1個戦術単位有していること。
- ウ 師団等及び重要地域の防空に当たり得る地对空誘導弾部隊を有していること。
- エ 高い練度を維持し、侵略等の事態に迅速に対処し得るよう、部隊等の編成に当たっては、常備自衛官をもって充てることを原則とし、一部の部隊については即応性の高い予備自衛官を主体として充てること。

(2) 海上自衛隊

- ア 海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも1個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る1個護衛艦隊を有していること。
- イ 沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに少なくとも1個護衛隊を有していること。
- ウ 必要とする場合に、主要な港湾、海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう、潜水艦部隊、回転翼哨戒機部隊及び掃海部隊を有していること。
- エ 周辺海域の監視哨戒等の任務に当たり得る固定翼哨戒機部隊を有していること。

(3) 航空自衛隊

- ア 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、必要とする場合に警戒管制の任務に当たり得る航空警戒管制部隊を有していること。
- イ 領空侵犯及び航空侵攻に対して即時適切な措置を講じ得る態勢を常時継続的に維持し得るよう、戦闘機部隊及び地对空誘導弾部隊を有していること。
- ウ 必要とする場合に、着上陸侵攻阻止及び対地支援の任務を実施し得る部隊を有していること。
- エ 必要とする場合に、航空偵察、航空輸送等の効果的な作戦支援を実施し得る部隊を有していること。

2 各種の態勢

自衛隊が以下の態勢を保持する際には、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、統合幕僚会議の機能の充実等による各自衛隊の統合的かつ有機的な運用及び関係各機関との間の有機的協力関係の推進に特に配慮する。

(1) 侵略事態等に対応する態勢

- ア 日米両国間における各種の研究、共同演習・共同訓練等を通じ、日米安全保障体制の信頼性の維持向上に努めるとともに、直接侵略事態が発生した場合、各種の防衛機能を有機的に組み合わせることにより、その態様に即応して行動し、有効な能力を発揮し得ること。
- イ 間接侵略及び軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、適切な措置を講じ得ること。
- ウ 我が国の領空に侵入した航空機又は侵入するおそれのある航空機に対し、即時適切な措置を講じ得ること。

(2) 災害救援等の態勢

国内のどの地域においても、大規模な災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対して、適時適切に災害救援等の行動を実施し得ること。

(3) 国際平和協力業務等の実施の態勢

国際社会の平和と安定の維持に資するため、国際平和協力業務及び国際緊急援助活動を適時適切に実施し得ること。

(4) 警戒、情報及び指揮通信の態勢

情勢の変化を早期に察知し、機敏な意思決定に資するため、常時継続的に警戒監視を行うとともに、多様な情報収集手段の保有及び能力の高い情報専門家の確保を通じ、戦略情報を含む高度の情報収集・分析等を実施し得ること。
また、高度の指揮通信機能を保持し、統合的な観点も踏まえて防衛力の有機的な運用を迅速かつ適切になし得ること。

(5) 後方支援の態勢

各種の事態への対処行動等を効果的に実施するため、輸送、救難、補給、保守整備、衛生等の各後方支援分野において必要な機能を発揮し得ること。

(6) 人事・教育訓練の態勢

適正な人的構成の下に、厳正な規律を保持し、各自衛隊・各機関相互間及び他省庁・民間との交流の推進等を通じ、高い士気及び能力並びに広い視野を備えた隊員を有し、組織全体の能力を発揮し得るとともに、国際平和協力業務等の円滑な実施にも配慮しつつ、

隊員の募集、処遇、人材育成・教育訓練等を適切に実施し得ること。

3 防衛力の弾力性の確保

防衛力の規模及び機能についての見直しの中で、養成及び取得に長期間を要する要員及び装備を、教育訓練部門等において保持したり、即応性の高い予備自衛官を確保することにより、事態の推移に円滑に対応できるように適切な弾力性を確保することとする。

主要な編成、装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

V 防衛力の整備、維持及び運用における留意事項

1 各自衛隊の体制等、で述べた防衛力を整備、維持及び運用することを基本とし、その具体的実施に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

なお、各年度の防衛力の具体的整備内容のうち、主要な事項の決定に当たっては、安全保障会議に諮るものとする。

(1) 経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の整備、維持及び運用を行うものとする。

その際、格段に厳しさを増している財政事情を踏まえ、中長期的な見通しの下に経費配分を適切に行うことにより、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るように特に配慮する。

(2) 関係地方公共団体との緊密な協力の下に、防衛施設の効率的な維持及び整備並びに円滑な統廃合の実施を推進するため、所要の態勢の整備に配慮するとともに、周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

(3) 装備品等の整備に当たっては、緊急時の急速取得、教育訓練の容易性、装備の導入に伴う後年度の諸経費を含む費用対効果等についての総合的な判断の下に、調達価格等の抑制を図るための効率的な調達補給態勢の整備に配慮して、その効果的な実施を図る。

その際、適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持に配慮する。

(4) 技術進歩のすう勢に対応し、防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発の態勢の充実に努める。

2 将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討するものとする。

(別表)

陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		16万人 14万5千人 1万5千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群
主要装備	戦車 主要特科装備	約900両 約900門/両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊（機動運用） 護衛艦部隊（地方隊） 潜水艦部隊 掃海部隊 陸上哨戒機部隊	4個護衛隊群 7個隊 6個隊 1個掃海隊群 13個隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約50隻 16隻 約170機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊 9個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約400機 約300機

資料12 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」に関する内閣官房長官談話

(平成7年11月28日)

1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」を決定いたしました。これは、昭和51年にいわゆる「基盤的防衛力構想」を取り入れて策定された「防衛計画の大綱」に代わるものであります。今後はこれを受けまして、平成8年度以降の中期的な防衛力整備計画の策定作業が進められることになります。

2 今般、このように「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定し、新たな指針を示すこととしたのは、「防衛計画の大綱」策定後約20年が経過し、冷戦の終結等により東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まっていることを考慮したものであります。

3 新「防衛大綱」においては、まず、日本国憲法の下にこれまで我が国がとってきた防衛の基本方針については、引き続き堅持することとしております。

なお、集団的自衛権の行使のように我が国の憲法上許されないとされている事項について、従来の政府見解に何ら変更がないことは当然であります。

4 次に今後の我が国の防衛力については、基盤的な防衛力を保有するというこれまでの考え方を基本的に踏襲することとしておりますが、これは国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されてい

くものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立っていることによるものであります。

また、今後の防衛力の内容については、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備することとしております。その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配慮して、最も効率的で適切な態勢を追求しており、主要な部隊の編成や装備の具体的な規模については、別表に掲げているところであります。

- 5 日米安全保障体制については、これが、我が国の安全確保にとって不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも引き続き重要な役割を果たしていくとの認識を示しております。

これは、日米安全保障体制に基づく米軍の存在と米国の関与が我が国周辺地域の安定要因となっており、また、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の安全保障、政治、経済など各般の分野における幅広く緊密な協力関係が我が国周辺地域の平和と安定に貢献しているとの趣旨を示したものであります。したがって、ここでいう「我が国周辺地域における平和と安定を確保し」との表現により、日米安全保障条約にいう「極東」の範囲の解釈に関する政府統一見解を変更するようものではありません。

また、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくため、政策協議等の充実、運用面における効果的な協力態勢の構築、装備・技術面での幅広い相互交流の充実及び在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要があるとしていますが、この在日米軍に関連した施策には、在日米軍駐留支援のみならず、在日米軍の施設・区域が高度に集中している沖縄において、日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、施設・区域の整理・統合・縮小を推進することが含まれているところであり、これに積極的に取り組んでいく所存であります。

- 6 防衛力の役割については、我が国への侵略に対する防衛がその中心であることは当然の前提であります。大規模災害等への対応として、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の行動を実施するとともに、我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合に、憲法及び関係法令に従い、適切に対応していく旨述べております。また、より安定した安全保障環境の構築への貢献として、国際平和協力業務や安全保障対話・防衛交流の推進、軍備管理・軍縮分野における諸活動への協力を進めていくこととしております。

なお、武器輸出三原則等に関しては、装備・技術面での幅広い相互交流の充実による日米安全保障体制の効果的運用との調和を図りつつ、国際紛争等を助長することを回避するというその基本理念を維持していく所存であります。

- 7 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

資料13 中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について

（平成12年12月15日 安全保障会議決定）
（平成12年12月15日 閣議決定）

平成13年度から平成17年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

別紙

「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」

I 計画の方針

平成13年度から平成17年度までの防衛力整備に当たっては、内外の諸情勢に的確に対応し、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定。以下「防衛大綱」という。）に定める防衛力の水準への円滑な移行に配慮しつつ、引き続き防衛大綱に従い、以下を計画の基本として、適切な防衛力の整備に努めることとする。

- 1 基幹部隊、主要装備等については、引き続き、防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を推進し、防衛大綱に定める体制への移行をおおむね達成するとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図る。その際、特に次の諸点に留意する。
 - (1) 情報通信技術の急速な進歩・普及に伴い、戦闘様相の広域化・高速化や兵器の高性能化が促進される可能性があること、各種情報システムに対してネットワークや情報システムを利用した電子的な攻撃（サイバー攻撃）が行われる可能性が生じていること等を踏まえ、情報通信技術を積極的に取り込みつつ、防衛庁・自衛隊を通じた高度なネットワーク環境の整備、各種指揮通信システムの整備、情報セキュリティの確保等の諸施策を重点的に推進する。
 - (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃、核・生物・化学兵器による攻撃（NBC攻撃）等各種の攻撃形態への対処能力の向上を図る。
 - (3) 各種の災害に対してきめ細かく対応し得るよう災害派遣能力の充実・強化を図る。
 - (4) 防衛力を支える人的基盤の重要性に鑑み、精強で質の高い人材の確保・育成、秘密保全を含む服務規律の徹底、隊員の福利厚生を含む処遇改善等の人事教育施策を幅広く進める。また、自衛隊の活動に対する国民の理解を促進するため、平素からの国民各層との様々な交流等の諸施策を推進する。
- 2 我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、アジア太平洋地域における平和と安定を維持するために引き続き重要な役割を果たしている日米安全保障体制の信頼性の向上を図るため一層の努力を傾注し、平素から日米間の安全保障面での緊密な協力関係を増進する。
- 3 より安定した安全保障環境の構築に貢献するため、同盟国である米国とも密接に連携しつつ、安全保障対話、防衛交流等の各種施策を推進する。
- 4 その時々の経済情勢、防衛大綱策定以降更に一段と厳しさを増している財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、節度ある防衛力の整備に一層努力する。

II 基幹部隊の見直し等

- 1 陸上自衛隊については、装備の近代化にも配慮しつつ、新たに5個の師団及び1個の混成団について改編を実施する。その際、1個の師団及び1個の混成団は旅団に改編するとともに、改編した師団及び旅団のそれぞれについて、その一部の部隊を、即応性の高い予

備自衛官を主体として編成する。

これらの改編に伴い、陸上自衛隊の編成定数及び常備自衛官定員を引き続き計画的かつ段階的に削減することとし、計画期間末の編成定数については、おおむね16万6千人程度、常備自衛官定員についてはおおむね15万6千人程度、即応予備自衛官員数については、おおむね1万人程度をめどとする。なお、陸上自衛隊の常備自衛官の充足については、上記の削減を踏まえつつ、計画期間末において、おおむね14万6千人程度をめどとする。

また、上記に加え、3個の師団について、改編を前提とした装備品の調達等に着手し、基幹部隊の体制移行をおおむね達成する。

- 2 海上自衛隊については、護衛艦部隊（地方隊）のうち1個護衛隊を廃止し、基幹部隊の体制移行を完了する。
- 3 航空自衛隊については、警戒管制部隊のうち見直しに着手していない方面隊等の一部の警戒群を警戒隊とし、基幹部隊の体制移行を完了する。

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

1 防空能力

- (1) 防空要撃能力については、将来における技術的水準の動向に対応して、現有の要撃戦闘機（F-15）を今後とも有効に活用するため、近代化のための改修に着手する。
- (2) 重要地域等の防空火力については、引き続き、現有の地对空誘導弾（ペトリオット）の能力向上を行う。また、地对空誘導弾（ホーク）改善用装備品を整備するとともに、将来の経空脅威の動向に的確に対応するため、新中距離地对空誘導弾を整備する。
また、短距離地对空誘導弾、近距離地对空誘導弾、高射機関砲等を整備する。

2 周辺海域の防衛能力及海上交通の安全確保能力

- (1) 艦艇については、護衛艦、潜水艦、掃海艇、ミサイル艇等を建造する。護衛艦の建造に当たっては、護衛艦部隊全般の効率的な在り方に留意しつつ、更新・近代化を推進することとし、特に、ミサイル護衛艦（DDG）については防空能力の充実に図るとともに、ヘリコプター搭載護衛艦（DDH）については指揮通信機能及びヘリコプター運用能力等の充実に図る。
- (2) 航空機については、現有の固定翼哨戒機（P-3C）の能力向上のための改修を引き続き行うとともに、哨戒ヘリコプター（SH-60J及びSH-60J改）及び新掃海・輸送ヘリコプターを整備する。

3 着上陸侵攻対処能力

- (1) 洋上・水際撃破能力等については、引き続き、支援戦闘機（F-2）を整備する。
- (2) 火力、装甲機動力、対戦車火力については、老朽装備の更新・近代化を主体に、火炮、多連装ロケットシステム、戦車、装甲車、多目的誘導弾システムを含む対戦車火器等を引き続き整備するとともに、空中火力の向上のため、対戦車ヘリコプター（AH-1S）の減勢に伴い、戦闘ヘリコプターを新たに整備する。

4 ゲリラによる攻撃等各種の攻撃形態への対処能力

- (1) ゲリラや特殊部隊による攻撃に対して効果的に対処し得るよう、専門の部隊を新編するほか、装備、訓練等の充実に図るとともに、関係機関との密接な協力を努める。
また、島嶼部への侵略や災害に適切に対処し得るよう、初動展開・情報収集能力を高めた所要の部隊を新編する。
- (2) NBC攻撃に対して探知・防護・除染・防疫・救出・治療等の面で効果的に対処し得るよう、人員、装備等の面で機能の充実に図る。
また、特に生物兵器対処については、研究及び教育の充実に図る。

5 災害救援

都市災害、山間地災害、島嶼災害、特殊災害等各種の災害において、関係機関と連携しつつ適切に災害救援を実施し得るよう、各々の災害の特性に応じた災害派遣能力の向上を図る。

また、災害発生時の初動対処を適切に実施し得るよう、災害派遣に即応すべき部隊の指定等による即応態勢の強化を図る。

さらに、より適切に災害救援を実施し得るよう、災害派遣に予備自衛官を活用できるようにする。

6 在外邦人等の輸送

外国における災害、騒乱等の緊急事態に際し、生命等の保護を要する邦人等を本邦等の安全な地域に退避させるための輸送活動を、関係機関と連携しつつ適切に実施し得るよう、各種の施策を推進する。

7 情報能力

情報については、我が国周辺の安全保障環境をはじめとする国際情勢等の各種情報をより迅速・正確に把握するため、技術の進歩に的確に対応しつつ、各種情報収集器材・装置の充実に図る。また、偵察機（RF-4）及び電子戦データ収集機（EP-3）の改善に着手するなど、収集・処理・分析・配布等情報に係る各分野の能力を総合的に充実・強化するとともに、能力の高い情報専門家を確保するための各種施策を推進する。

さらに、状況の変化に対応しつつ、秘密保全について万全を期すため、防衛庁・自衛隊全般にわたる体制の整備や関連する部隊等の充実・強化等のための各種施策を推進する。

8 警戒監視能力

警戒監視については、軍事科学技術の進展等に対応してその能力の向上を図るため、自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化に着手するとともに、引き続き、固定式3次元レーダー装置及び移動式警戒監視システムを整備する。また、引き続き早期警戒機（E-2C）の改善を推進するなど、艦艇、航空機による警戒監視態勢を維持・強化する。

9 情報通信能力

情報通信については、民間の情報通信技術の発展を踏まえて防衛統合デジタル通信網（IDDN）の整備を完了するとともに、引き続き衛星通信を利用する等、従来の指揮通信能力の向上を図る。

また、防衛庁・自衛隊全体として、情報通信技術の急速な進歩・普及に対応して、特に次の諸施策を重点的に推進する。

- (1) 社会全体の高度ネットワーク化の進展にも鑑み、各組織毎、各システム毎のネットワークを抜本的に集約一元化する等により、防衛庁・自衛隊を通じた高度なネットワーク環境を整備する。
- (2) 中央から第一線までの情報共有等を目指すとともに、自衛隊の統合運用にも資するよう、各種指揮通信システムの整備を推進する。
- (3) 情報セキュリティの確保を図るため、ネットワークの監視、緊急対処等を一元的に実施する組織の設置、情報セキュリティ要員の

確保・育成等の施策を推進する。また、情報セキュリティの確保に関し、政府全体での対応に貢献するため、関係機関との連携を強化する。

10 機動力及び輸送力

機動力及び輸送力については、引き続き、輸送ヘリコプター（CH-47J）等を整備する。また、より安定した安全保障環境の構築に貢献する等の観点から、国外運航のための装備、訓練の充実を図るとともに、今後の輸送力の在り方について検討を行う。

11 夜間行動能力

各種の戦闘が昼夜継続するような戦闘様相の変化に対応するとともに、各種災害を含む多様な事態に的確に対応し得るよう、夜間行動能力を強化するための各種暗視装置・器材の充実を図る。

12 教育訓練体制

引き続き、各種の練習機及び教育訓練用器材等を整備するとともに、訓練施設を整備するほか、派米訓練の充実を図る。また、自衛隊の任務の多様化に対応した訓練を充実する。

13 救難体制

救難能力の向上及び効率化を図るため、引き続き、救難飛行艇（US-1A及びUS-1A改）、救難ヘリコプター（UH-60J）、救難捜索機（U-125A）等を整備する。

14 事故防止・安全対策

自衛隊の訓練や行動に当たり、国民に被害を与え、隊員の生命を失うことにつながる各種事故を防止するため、安全教育の徹底等、事故防止・安全対策を推進する。

15 防衛力を支える人的基盤の維持拡充のための施策

- (1) 自衛隊の任務の遂行に必要な精強性を確保するとともに、情報通信技術の急速な進歩・普及、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化等に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図る。また、少子・高齢化社会の到来をも踏まえ、精強性を維持しつつ、有為な人材を確保するため、新たな人事管理の在り方について検討する。
- (2) 部隊の厳正な規律を保持するため、高い倫理意識を持った人材の確保・育成及び秘密保全を含む厳正な服務規律の徹底のため、各種の施策を推進する。
- (3) 隊員の高い士気を保持するため、福利厚生を含む隊員の処遇改善及び就職援護の充実等の施策を推進する。処遇改善に当たっては、隊舎・宿舎等の生活関連施設の建設・改修を引き続き推進するとともに、特に、整備工場や警衛所等の勤務環境を改善するため、関連施設の整備・充実を図る。
- (4) 自衛隊中央病院をはじめとする医療施設を整備するほか、メンタルヘルスケア（精神的健康）の充実等、隊員の精神的精強性の保持に努める。
- (5) 防衛基盤の育成・拡大を図るとの観点から、予備自衛官の安定的確保と民間の優れた専門技能の有効活用を旨として、予備自衛官制度へ公募制を導入する。
- (6) 自衛隊の各種活動に対する国民の理解を一層深めるため、平素から、地域社会及びNPO（民間の非営利団体）をはじめとする国民各層と様々な交流を推進する。

16 技術研究開発

(1) 固定翼哨戒機（P-3C）の後継機、輸送機（C-1）の後継機、現有戦車の後継戦車、各種指揮統制システムその他の装備、器材等について研究開発を推進するとともに、技術進歩のすう勢等を十分に勘案して、先端的な技術の確立に資するため、技術実証型研究を含む各種研究を行う。

特に技術開発の実施に当たっては、情報通信技術をはじめとする科学技術の著しい進展を積極的に取り込むとともに、民生品、民生技術の活用等により、開発経費や量産単価等のライフサイクルコストの抑制に努める。また、固定翼哨戒機（P-3C）の後継機及び輸送機（C-1）の後継機について一部の共用化を図る等の工夫を行う。

(2) 情報通信技術を含めた化学技術の動向、官民の技術水準等を踏まえ、技術研究開発の実施の在り方を幅広く見直す。また、研究開発の一層の効率性等を確保し、評価結果を適切に事業に反映すべく、評価体制を含む技術研究開発体制の見直しを行う。

17 継戦能力及び抗たん性

継戦能力及び抗たん性の確保については、引き続き、弾薬の整備等各種施策を推進する。

18 施設

老朽建物の建替を推進するとともに、新たな体制への移行をも考慮しつつ、装備品等の取得及び部隊の編成に必要な施設を整備するほか、弾薬施設、訓練施設等の整備を図る。

19 基地周辺対策

防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

20 その他

- (1) 戦闘機の訓練の効率化、事故防止、基地周辺の騒音軽減及び人道支援等の国際協力活動の迅速な実施と多目的な輸送に資するとともに、我が国の防空能力の向上を図るため、空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機を整備する。
- (2) 弾道ミサイル防衛（BMD）については、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる。
- (3) 調達改革・取得改革について、その成果を評価しつつ、引き続き推進する。特に、調達価格等の一層の抑制を図るため、装備品等のライフサイクルを通じた情報の電子化・共有化等を可能とするCALS/ECの導入、民生品・民生技術の活用等により、効率的な調達補給態勢の整備・充実を図る。
- (4) 情報通信技術の急速な進歩・普及等、今後の我が国の経済・産業構造の変動や防衛大綱の策定以降更に一段と厳しさを増している財政事情等を踏まえ、防衛生産・技術基盤を適切に維持していくための諸施策を検討し、実施する。

Ⅳ 日米安全保障体制の信頼性の向上を図るための施策

- 1 アジア太平洋地域の情勢を中心として日米双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策等についての密接な協議を継続する。
- 2 我が国に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む日米共同作業を推進し、引き続き、運用面における効果的な協力態勢の構築に努める。また、共同演習・訓練を充実する。
- 3 日米それぞれが行う地域的な安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮のための活動について密接に連携するとともに、情報通信技術等の分野においても、米国との密接な協力を行うための施策を推進する。
- 4 引き続き、日米共同研究等装備・技術面での幅広い相互交流の充実に努める。
- 5 引き続き、在日米軍駐留支援及び沖縄の施設・区域の整理・統合・縮小を含む在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

Ⅴ より安定した安全保障環境の構築への貢献

- 1 同盟国である米国と密接に連携しつつ、周辺諸国をはじめとする関係諸国との間の信頼関係の増進等を図ることにより、引き続き、より安定した安全保障環境の構築に積極的に貢献する。このため、引き続き各レベルの交流を積極的に推進するほか、災害や搜索救難等に関する共同訓練に取り組むなど、二国間・多国間の安全保障対話・防衛交流等の諸施策を計画的かつ重層的に推進する。
- 2 国際平和協力業務等に関係機関と密接に連携しつつより効率的かつ効果的に実施し得るための施策を推進するとともに、国際連合を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し、引き続き協力する。

Ⅵ 整備規模

前期Ⅲ（自衛隊の能力等に関する主要事業）に示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

Ⅶ 所要経費

- 1 計画期間中の防衛関係費の総額の限度は、下記3の額を含め、平成12年度価格でおおむね25兆1,600億円程度をめぐとする。
- 2 各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化、合理化に努め、おおむね25兆100億円程度の枠内で決定するものとする。
その際、「今後の防衛力整備について」（昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決定）に示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。
- 3 将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て、上記2の額その他、1,500億円程度を限度として、これら事業の実施について措置することができる。
- 4 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、経済財政事情等内外諸情勢を勘案し、上記1に定める額の範囲内において、必要に応じ見直しを行う。

Ⅷ その他

- 1 情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩がこれまでの防衛戦略に大きな変化をもたらす可能性に留意する必要があること等を踏まえて、将来にわたって的確に防衛力整備を進めていくため、将来の防衛力の在り方や防衛力整備の進め方について検討を行う。
- 2 SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については着実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることとする。

(別表)

区 分	種 類	整 備 規 模
陸 上 自 衛 隊	戦 車	91両
	火砲（迫撃砲を除く。）	47両
	多連装ロケットシステム	18両
	装 甲 車	129両
	戦闘ヘリコプター	10機
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	7機
	地对空誘導弾（ホーク）改善用装備品	0.25個群
	新中距離地对空誘導弾	1.25個群
海 上 自 衛 隊	護 衛 艦	5隻
	潜 水 艦	5隻
	そ の 他	15隻
	自衛艦建造計 （トン数）	25隻 （約8.6万トン）
	哨戒ヘリコプター（SH-60J及びSH-60J改）	39機
	新掃海・輸送ヘリコプター	2機
航 空 自 衛 隊	要撃戦闘機（F-15）近代化改修	12機
	支援戦闘機（F-2）	47機
	輸送ヘリコプター（CH-47J）	12機
	空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機	4機

資料14 「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」に関する内閣官房長官談話

（平成12年12月15日）

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」を決定いたしました。
この計画は、平成7年11月に決定された防衛計画の大綱の下、現中期防に引き続き、継続的かつ計画的に防衛力を整備するために策定したものであります。5年前に政府は、冷戦終結という国際情勢の大きな変化を踏まえ、21世紀に向けての我が国の防衛力の在り方を示すものとして、防衛計画の大綱を策定したところですが、本日決定されたこの計画は、20世紀を締めくくるに当たり防衛大綱の達成に着実な道筋をつけるものと考えております。
- 2 冷戦終結後の国際社会においても、幾多の重要な事象や様々な動きが見られることから、政府としては、この計画を策定するに当たり、まず、現下の国際情勢について、防衛大綱の策定に当たって考慮された国際情勢のすう勢との関係をいかに評価すべきか検討しま

した。

その結果、全般的状況としましては、主要国間の関係は種々の問題をはらみながらも基本的には安定しており、地球的規模の武力紛争の発生の可能性は低くなっておりませんが、一方で、複雑で多様な要因を背景にした地域紛争の発生、大量破壊兵器等の拡散の進行等、さまざまな不安定要因が存在しております。このような中、国際社会による種々の安定化努力が継続しています。

また、アジア太平洋地域については、朝鮮半島における先般の歴史的な南北首脳会談などの前向きな動きも見られる一方、冷戦終結後も軍事力の拡充・近代化が見られるなど依然として不透明・不確実な要素が残されております。このような状況の下、日米安全保障体制は我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、アジア太平洋地域における平和と安定を維持するために引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられます。

かかる認識に立てば、現下の国際情勢は、防衛計画の大綱に定められた防衛力の役割や我が国が保有すべき防衛力の内容等の基本的枠組みを見直さなければならないような諸情勢の基本的な変化はないと考えられます。このようなことを踏まえれば、引き続き、安定的な安全保障環境を構築するための外交努力を行うとともに、日米安全保障体制の信頼性の向上を図りつつ、防衛計画の大綱の下、節度ある防衛力を整備することが適切と考えられます。

- 3 この計画期間中の防衛関係費の総額の限度は、将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特に必要があると認める場合、安全保障会議の承認を得て、これら事業の実施について措置することができる1,500億円程度を含め、平成12年度価格でおおむね25兆1,600億円程度をめどとし、各年度の予算編成に際しては、おおむね25兆100億円程度の枠内で決定するものとします。

また、この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、経済財政事情等内外諸情勢を勘案し、上記の防衛関係費の総額の範囲内において必要に応じ見直しを行うこととしております。

なお、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については着実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることといたします。

- 4 この計画に基づき、防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的向上に努めてまいります。他方で、情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩がこれまでの防衛戦略に大きな変化をもたらす可能性などに留意することも必要であります。このようなことから、将来にわたって的確に防衛力整備を進めていくため、科学技術の動向等を注視し、将来の防衛力の在り方や防衛力整備の進め方について検討を行うこととしております。
- 5 最後に、この計画においては、戦闘機の訓練の効率化、事故防止、基地周辺の騒音軽減及び人道支援等の国際協力活動の迅速な実施と多目的な輸送に資するとともに、我が国の防空能力の向上を図るため、空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機を整備することとしております。この航空機の機種選定については、安全保障会議で慎重審議の上、平成13年度中に決定することとしております。
- 6 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。
国の防衛は、国家の最も基礎的な施策であり、絶ゆまぬ努力が必要であります。
国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

(以上)

資料15 今後の防衛力整備について

(昭和62年1月24日 安全保障会議決定)
(昭和62年1月24日 閣議決定)

- 1 我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる我が国の方針は、今後とも引き続き堅持する。
- 2 「中期防衛力整備計画」(昭和60年9月18日閣議決定)は、上記の基本方針の下に策定されたものであり、その期間中の各年度の防衛関係経費については、同計画に定める所要経費の枠内でこれを決定するものとする。
- 3 「中期防衛力整備計画」終了後の昭和66年度以降の防衛関係経費の在り方については、同計画終了までに、改めて国際情勢及び経済財政事情等を勘案し、前記の平和国家としての我が国の基本方針の下で決定を行うこととする。
- 4 今回の決定は、「当面の防衛力整備について」(昭和51年11月5日閣議決定)に代わるものとするが、同閣議決定の節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

資料16 平成16年度主要事業の経費

1 主要事項

(単位：百万円)

区 分	平成15年度 予 算 額	平成16年度 予 算 額	備 考
1. 弾道ミサイル防衛（BMD）に係る諸施策の推進	2,704	106,789	
(1) BMDシステムの整備（正面）	—	92,200	イージス・システム搭載護衛艦の改修等、地对空誘導弾ペトリオットの改修等
(2) BMDシステムの整備関連経費・日米共同研究等（後方）	2,704	14,589	バッジシステムの改修等、日米共同技術研究等
2. 各種事態への対応			
(1) ゲリラや特殊部隊の侵入対処	19,201	26,040	移動監視レーダーの整備、個人用暗視装置の整備等、市街地戦闘にかかわる派米実動訓練等
(2) 不審船への対応	9,048	9,904	P-3C用衛星通信装置の整備、特別警備隊の即応態勢の維持・強化等
(3) 核・生物・化学兵器による攻撃への対応	4,309	6,922	生物偵察車、化学防護車の整備、天然痘ワクチンの更新等
3. 統合運用態勢の充実	106	3,172	統幕学校の調査研究体制の整備、統合無線機の研究
4. より安定した安全保障環境の構築への取組			
(1) 安全保障対話、軍備管理・軍縮等	653	741	安保対話、防衛交流、軍備管理・軍縮、国際平和協力業務の推進
(2) イラク人道復興支援活動への対応	—	13,450	基本計画等に基づく派遣部隊の現地での活動経費等
5. 軍事科学技術による研究開発の進展への対応	176,333	175,859	P-3C、C-1の後継機の開発、中距離多目的誘導弾の開発等
6. 高度情報通信ネットワークの構築	133,630	150,785	防衛情報通信基盤（DII）の整備等
7. 人事・教育施策の充実			
(1) 隊員施策の推進			
ア 生活関連・勤務環境改善	87,849	83,881	新基準の隊舎整備率91.6%→92.3%、C規格（55㎡）以上の宿舎充足率68.8%→69.4%
イ 処遇改善・就職援護	72,838	69,340	雑役務の部外委託等
(2) 教育訓練の充実（訓練費、燃料費、修理費等）	798,024	813,018	
8. 総合取得改革の推進	69	287	装備品等の原価計算能力の充実強化等取得に係る総合施策等
9. 着実な防衛力整備（正面装備）	763,000	801,000	護衛艦（DDH）の整備、要撃戦闘機（F-15）の近代化改修、爆弾用精密誘導装置の整備等

(注) 金額は契約ベースである。

2 装備の充実

(単位：百万円)

区 分	数 量	総 額	平成16年度の予算額	後 年 度 負 担 額
陸上装備				
90式戦車	15両	12,136	0	12,136
89式装甲戦闘車	1両	653	0	653
96式装輪装甲車	14両	1,804	0	1,804
99式自走155mmリゅう弾砲	8両	7,773	0	7,773
多連装ロケットシステムMLRS	3両	5,591	0	5,591
87式偵察警戒車	1両	261	0	261
化学防護車	2両	369	0	369
軽装甲機動車	157両	5,047	0	5,047
その他		6,851	12	6,839
合 計		40,484	12	40,473
誘導弾				
地对空誘導弾ホーク改善用装備品	—	2,527	0	2,527
地对空誘導弾(ペトリオット)	—	11,831	731	11,100
地对空誘導弾ペトリオットの改修等(PAC-3ミサイルの取得を含む)	1個高射群分	58,203	1,332	56,871
03式中距離地对空誘導弾	0.25(十)個群	25,185	1,737	23,447
81式短距離地对空誘導弾改善用装備品	2セット	9,084	0	9,087
93式近距離地对空誘導弾	7セット	4,715	0	4,715
91式携帯地对空誘導弾	23セット	1,242	0	1,242
88式地对艦誘導弾	—	2,966	0	2,966
96式多目的誘導弾システム	1セット	1,838	0	1,838
01式軽対戦車誘導弾	240セット	6,680	0	6,680
その他		1,579	308	1,272
合 計		125,850	4,108	121,742

(単位：百万円)

区 分	数 量	総 額	平成16年度の予算額	後 年 度 負 担 額
航空機				
陸上自衛隊				
観測ヘリコプター(OH-1)	2機	4,824	175	4,649
多用途ヘリコプター(UH-60JA)	1機	3,680	116	3,564
多用途ヘリコプター(UH-1J)	2機	2,984	93	2,891
輸送ヘリコプター(CH-47JA)	1機	5,731	214	5,517
戦闘ヘリコプター(AH-64D)	2機	13,721	522	13,198
小 計	8機	30,939	1,121	29,819
海上自衛隊				
哨戒ヘリコプター(SH-60K)	7機	47,664	2,775	44,889
掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)	1機	5,905	1,877	4,028
小 計	8機	53,569	4,652	48,917
航空自衛隊				
支援戦闘機(F-2)	5機	61,772	4,009	57,763
輸送ヘリコプター(CH-47J)	1機	4,329	401	3,928
ボーイング767空中給油・輸送機	1機	24,039	2,064	21,975
早期警戒機E-2C改善用装備品	(1.0機分)	4,515	823	3,691
救難捜索機(U-125A)	1機	5,463	377	5,086
救難ヘリコプター(UH-60J)	2機	9,803	325	9,478
新初等練習機(T-7)	11機	2,562	11	2,551
小 計	21機	123,087	8,755	114,332
合 計	37機	207,595	14,528	193,008
艦船				
甲III型警備艦(DDH)	1隻	105,688	5,240	100,448
潜水艦(SS)	1隻	59,849	3,199	56,650
掃海艇(MSC)	1隻	17,486	617	16,669
むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装	(2隻分)	896	207	689
イージス・システム搭載護衛艦の改修等(SM-3ミサイルの取得を含む)	(1隻分)	33,997	12,069	21,928
その他	2隻	576	44	531
合 計	5隻	218,492	21,576	196,916

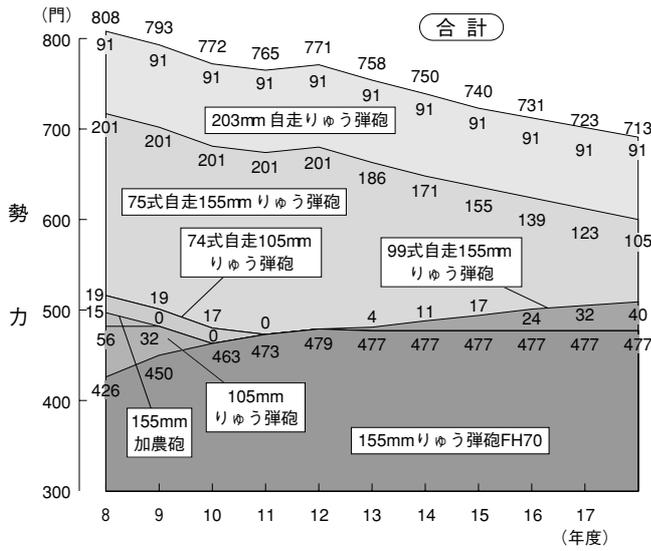
- (注) 1 金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
2 地对空誘導弾ホーク改善用装備品の額は、誘導弾の改善に要する経費である。
3 地对空誘導弾(ペトリオット)の額は、射耗用ミサイルの整備等に要する経費などである。
4 91式携帯地对空誘導弾の額は、ヘリコプター搭載用の訓練弾の整備に要する経費などを含む。
5 88式地对艦誘導弾の額は、訓練用ミサイルの整備に要する経費などである。
6 要撃戦闘機(F-15)近代化改修、早期警戒機E-2C改善用装備品、特別輸送機の改善については、既就役機の改善に係る事業であるため、機数の合計には含まない。また、早期警戒機E-2C改善用装備品の額については、機体改修費を含む。
7 むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装及びイージス・システム搭載護衛艦の改修等については、既就役艦の改善に係る事業であるため、隻数の合計には含まない。

資料17 平成16年度に調達する主要装備

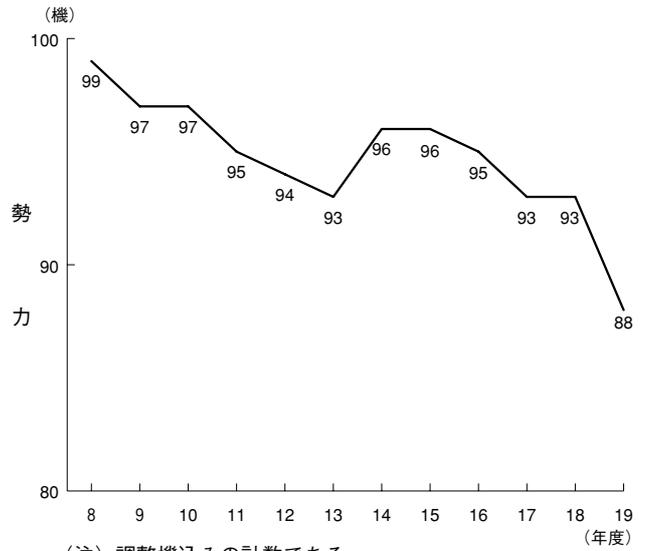
種 別	単 位	調 達 量		種 別	単 位	調 達 量			
		平成15年度	平成16年度			平成15年度	平成16年度		
陸 上 自 衛 隊	89式小銃	丁	3,397	3,254	海 上 自 衛 隊	7,700トン型護衛艦	隻	1	—
	9mm機関けん銃	丁	27	—		13,500トン型護衛艦	隻	—	1
	5.56mm機関銃MINIMI	丁	267	252		2,700トン型潜水艦	隻	1	—
	12.7mm重機関銃	丁	141	141		2,900トン型潜水艦	隻	—	1
	87式対戦車誘導弾発射装置	セット	21	14		510トン型掃海艇	隻	1	—
	81mm迫撃砲L16	門	26	26		570トン型掃海艇	隻	—	1
	120mm迫撃砲RT	門	6	6		哨戒ヘリコプター (SH-60K)	機	7	7
	99式自走155mmりゅう弾砲	両	8	8		掃海・輸送ヘリコプター (MCH-101)	機	1	1
	多連装ロケットシステムMLRS	両	3	3		P-3Cの画像情報収集機への改修	機	1	—
	90式戦車	両	17	15		むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装	隻	—	2
	89式装甲戦闘車	両	1	1	イージス・システム搭載護衛艦の改修等	隻	—	1	
	軽装甲機動車	両	150	157	航 空 自 衛 隊	要撃戦闘機 (F-15) の近代化改修	機	—	2.0
	96式装輪装甲車	両	31	14		支援戦闘機 (F-2)	機	6	5
	87式偵察警戒車	両	1	1		輸送ヘリコプター (CH-47J)	機	4	1
	87式砲側弾薬車	両	1	1		空中給油・輸送機 (KC-767)	機	1	1
	99式弾薬給弾車	両	1	1		早期警戒機E-2Cの改善	機	2.5	1.0
	90式戦車回収車	両	1	1		救難捜索機 (U-125A)	機	1	1
	91式戦車橋	両	1	1		救難ヘリコプター (UH-60J)	機	2	2
	78式雪上車	両	18	19		特別輸送機の改善	機	—	2.0
	化学防護車	両	2	2		初等練習機 (T-7)	機	9	11
観測ヘリコプター (OH-1)	機	2	2	地对空誘導弾ベトリオットの改修等		個群	—	1	
自 衛 隊	多用途ヘリコプター (UH-60JA)	機	1	1	軽装甲機動車	両	4	8	
	多用途ヘリコプター (UH-1J)	機	6	2					
	輸送ヘリコプター (CH-47JA)	機	1	1					
	戦闘ヘリコプター (AH-64D)	機	2	2					
	03式中距離地对空誘導弾	個群	0.5 (—)	0.25 (十)					
	81式短距離地对空誘導弾の改善	セット	2	2					
	93式近距離地对空誘導弾	セット	7	7					
	91式携帯地对空誘導弾	セット	52	23					
	96式多目的誘導弾システム	セット	2	1					
	01式軽対戦車誘導弾	セット	170	240					

資料18 主要装備の勢力推移（戦車、護衛艦及び戦闘機を除く）

(1) 主要火砲の勢力推移



(2) 哨戒ヘリコプターの勢力推移



(注) 調整機込みの計数である。

資料19 戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数

(2004. 3. 31現在)

種	類	保有概数
無反動砲		3,170
迫撃砲		1,940
野戦砲		740
ロケット弾発射機等		1,700
高射機関砲		110
戦車		1,000
装甲車		1,220

(注) 装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

性能諸元 (その1)

品	目	口径 (mm)	全長 (m)	全幅 (m)	全高 (m)	重量 (kg)
84mm無反動砲		84	1.1	0.32	0.43	16
81mm迫撃砲L16		81	1.3	0.88	1.23	38
155mmりゅう弾砲FH70		155	12.4	7.7	2.2	9,600
75式自走155mmりゅう弾砲		155	7.8	3.1	2.55	25,300
203mm自走りゅう弾砲		203	10.7	3.2	3.1	28,500
87式自走高射機関砲		35	7.99	3.2	3.3	38,000

(注) 155mmりゅう弾砲FH70の重量は補助動力装置を含む。

性能諸元 (その2)

品	目	車両総重量 (トン)	最高速度 (km時)	乗員 (人)	主要搭載火器
90式戦車		約50	70	3	120mm戦車砲
96式装輪装甲車		約15	100	10	12.7mm重機関銃又は自動てき弾銃
89式装甲戦闘車		約27	70	10	35mm機関砲
82式指揮通信車		約14	100	8	12.7mm重機関銃
87式偵察警戒車		約15	100	5	25mm機関砲

資料20 主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数

(2004. 3. 31現在)

区 分		数 (隻)	基準排水量 (千トン)
護 衛 艦		53	201
潜 水 艦		16	41
機 雷 艦 艇		31	27
哨 戒 艦 艇		9	1
輸 送 艦 艇		8	30
補 助 艦 艇		29	114
計		146	414

性能諸元

種 別	型 別	基準排水量 (トン)	最大速度 (ノット)	主 要 装 備
護 衛 艦	こんごう型	7,250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 イージス装置一式 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	しらね型	5,200	32 (31)	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置×1 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
	はたかぜ型	4,600 (4,650)	30	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 ターター装置×1 SSM装置一式 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2
	たかなみ型	4,650	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	むらさめ型	4,550	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
護 衛 艦	あさぎり型	3,500 (3,550)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あぶくま型	2,000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2
潜 水 艦	おやしお型	2,750	20	水中発射管一式
掃 海 艦	やえやま型	1,000	14	20ミリ機関砲×1 深深度掃海具一式
掃 海 艇	すがしま型	510	14	20ミリ機関砲×1 掃海装置一式
ミサイル艇	はやぶさ型	200	44	76ミリ砲×1 SSM装置一式
輸 送 艦	おおすみ型	8,900	22	高性能20ミリ機関砲×2 輸送用エアクション艇×2

(注) () 内は、一部の艦艇についての性能諸元を示す。

資料21 主要航空機の保有数・性能諸元

(2004. 3. 31現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
陸 上 自 衛 隊	固定翼	LR-1	連絡偵察	11	290	2 (5)	10	12	ターボプロップ、双発
		LR-2	連絡偵察	5	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-1S	対戦車	88	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH-6D	観測	155	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
		OH-1	観測	18	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1H/J	多用途	161	120	2 (11)	12/13	3	ターボシャフト
		CH-47J/JA	輸送	50	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
UH-60JA	多用途	23	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発		
海 上 自 衛 隊	固定翼	P-3C	哨戒	97	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	98	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
		MH-53E	掃海・輸送	10	160	7	22	6	ターボシャフト、3発
航 空 自 衛 隊	固定翼	F-15J/DJ	戦闘	203	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ	戦闘	92	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F-1	戦闘	23	1.6マッハ	1	18	8	ターボファン、双発
		F-2A/B	戦闘	49	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
	回転翼	RF-4E/EJ	偵察	27	2.2マッハ/ 1.8マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C-1	輸送	26	440	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	16	340	5 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	0.75マッハ	20	49	48	ターボファン、双発
		CH-47J	輸送	15	150	3 (55)	16	4	ターボシャフト、双発

- (注) 1 保有数は、2004. 3. 31現在の国有財産台帳数値である。
 2 乗員の項で () 内の数値は、輸送人員を示す。
 3 F-4EJには、F-4EJ改85機を含む。

資料22 誘導弾の性能諸元

(2004. 3. 31現在)

用途	名称	所属	重量 (kg)	全長 (m)	直径 (cm)	誘導方式
対 航 空 機	ベトリオット	空	約1,000	約 5.0	約 41	プリプログラム+指令+TVM
	改良ホーク	陸	約 640	約 5.0	約 36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地对空誘導弾		約 930	約 5.1	約 33	—
	81式短距離地对空誘導弾 (改) (SAM-1C)		約 100	約2.7/2.9	約 16	画像+赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81式短距離地对空誘導弾 (SAM-1)	陸海空	約 100	約 2.7	約 16	赤外線ホーミング
	携帯SAM (スティンガー)		約 10	約 1.5	約 7	赤外線ホーミング
	91式携帯地对空誘導弾 (SAM-2)		約 12	約 1.4	約 8	画像+ 赤外線ホーミング
	93式近距離地对空誘導弾 (SAM-3)	陸	約 12	約 1.4	約 8	画像+ 赤外線ホーミング
	スタンダード (SM-1)	海	約 630	約 4.5	約 34	レーダー・ホーミング
	スタンダード (SM-2)		約 710	約 4.7	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	シースパロー (RIM-7E/F/M)		約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	スパロー (AIM-7E/F/M)	空	約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー (AIM-9L)		約 89	約 2.9	約 13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾 (AAM-3)		約 91	約 3.0	約 13	赤外線ホーミング
99式空対空誘導弾 (AAM-4)	約 220		約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング	
対 艦 船	88式地对艦誘導弾 (SSM-1)	陸	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	ハーブーン (SSM)	海	約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	ハーブーン (USM)		約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	ハーブーン (ASM)		約 520	約 3.9	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾 (SSM-1B)		約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	91式空対艦誘導弾 (ASM-1C)	海	約 510	約 4.0	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	80式空対艦誘導弾 (ASM-1)	空	約 600	約 4.0	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
93式空対艦誘導弾 (ASM-2)	約 530		約 4.0	約 35	慣性誘導+ 赤外線画像ホーミング	
対 戦 車	64式対戦車誘導弾	陸	約 16	約 1.0	約 12	有線誘導
	87式対戦車誘導弾		約 12	約 1.1	約 11	レーザー・ホーミング
	01式軽対戦車誘導弾		約 11	約 0.9	約 12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約 18	約 1.2	約 15	赤外線半自動有線誘導
対 舟 艇 対 戦 車	79式対舟艇対戦車誘導弾	陸	約 33	約 1.6	約 15	赤外線半自動有線誘導
	96式多目的誘導弾システム (MPMS)		約 59	約 2.0	約 16	慣性誘導+赤外線画像 光ファイバTVM

資料23 防衛関係費（当初予算）の推移

（単位：億円、％）

区分 年度	GNP・GDP (当初見通し) (A)	一般会計 歳出 (B)	対前年度 伸び率	一般 歳出 (C)	対前年度 伸び率	防衛関係費 (D)	対前年度 伸び率	防衛関係費 の対 GNP・GDP 比 (D/A)	防衛関係費 の対 一般会計 歳出 比 (D/B)	防衛関係費 の対 一般歳出 比 (D/C)
昭30 (55)	75,590	9,915	△ 0.8	8,107	△ 2.8	1,349	△ 3.3	1.78	13.61	16.6
40 (65)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50 (75)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60 (85)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△ 0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平 6 (94)	4,885,000	730,817	1.0	408,548	2.3	46,835	0.9	0.959	6.41	11.5
7 (95)	4,928,000	709,871	△ 2.9	421,417	3.1	47,236	0.86	0.959	6.65	11.2
8 (96)	4,960,000	751,049	5.8	431,409	2.4	48,455	2.58	0.977	6.45	11.2
9 (97)	5,158,000	773,900	3.0	438,067	1.5	49,414 49,475	1.98 2.1	0.958 0.959	6.39 6.39	11.3 11.3
10 (98)	5,197,000	776,692	0.4	445,362	1.7	49,290 49,397	△ 0.3 △ 0.2	0.948 0.950	6.35 6.36	11.1 11.1
11 (99)	4,963,000	818,601	5.4	468,878	5.3	49,201 49,322	△ 0.2 △ 0.2	0.991 0.994	6.01 6.03	10.5 10.5
12 (00)	4,989,000	849,871	3.8	480,914	2.6	49,218 49,358	0.0 0.1	0.987 0.989	5.79 5.81	10.2 10.3
13 (01)	5,186,000	826,524	△ 2.7	486,589	1.2	49,388 49,553	0.3 0.4	0.952 0.956	5.98 6.00	10.1 10.2
14 (02)	4,962,000	812,300	△ 1.7	475,472	△ 2.3	49,395 49,560	0.0 0.0	0.995 0.999	6.08 6.10	10.4 10.4
15 (03)	4,986,000	817,891	0.7	475,922	0.1	49,265 49,530	△ 0.3 △ 0.1	0.988 0.993	6.02 6.06	10.4 10.4
16 (04)	5,006,000	821,109	0.4	476,320	0.1	48,764 49,030	△ 1.0 △ 1.0	0.974 0.979	5.94 5.97	10.2 10.3

(注) 1 昭和60年度までは国民総生産（GNP）、平成6年度以降は、国内総生産（GDP）であり、いずれも当初見通しである。
 2 平成9年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料24 一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移

（単位：億円、％）

年度	区分	一般会計歳出	防衛関係費	構成比	社会保障費	構成比	文教及び科学振興費	構成比	公共事業関係費	構成比
昭30	(55)	9,915	1,349	13.6	1,043	10.5	1,308	13.2	1,635	16.5
40	(65)	36,581	3,014	8.2	5,183	14.2	4,751	13.0	7,333	20.0
50	(75)	212,888	13,273	6.2	39,282	18.5	25,921	12.2	29,120	13.7
60	(85)	524,996	31,371	5.98	95,740	18.2	48,409	9.2	63,689	12.1
平6	(94)	730,817	46,835	6.4	134,938	18.5	59,578	8.2	111,479	15.3
7	(95)	709,871	47,236	6.7	139,368	19.6	60,765	8.6	92,413	13.0
8	(96)	751,049	48,455	6.5	143,014	19.0	62,270	8.3	96,210	12.8
9	(97)	773,900	49,414 49,475	6.4 6.4	145,650	18.8	63,436	8.2	97,490	12.6
10	(98)	776,692	49,290 49,397	6.3 6.4	148,598	19.1	63,457	8.2	89,891	11.6
11	(99)	818,601	49,201 49,322	6.0 6.0	161,123	19.7	64,632	7.9	94,338	11.5
12	(00)	849,871	49,218 49,358	5.8 5.8	167,666	19.7	65,285	7.7	94,340	11.1
13	(01)	826,524	49,388 49,553	6.0 6.0	176,156	21.7	66,472	8.0	94,335	11.6
14	(02)	812,300	49,395 49,560	6.1 6.1	182,795	22.5	66,998	8.2	84,239	10.4
15	(03)	817,891	49,265 49,530	6.0 6.1	189,907	23.2	64,712	7.9	80,971	9.9
16	(04)	821,109	48,764 49,030	5.9 6.0	197,970	24.1	61,330	7.5	78,159	9.5

- (注) 1 平成6年度以降は比較対照のため13年度予算ベースに組み替えたものである。ただし、13年度については、14年度との比較対照のため14年度予算ベースに組み替えたものである。
- 2 平成6年度以降の公共事業関係費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき91年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額及び「社会資本整備特別措置法」に基づき、公共的建設事業に係る貸付金の償還時において負担又は補助することとした金額を含んだものである。
- 3 平成9年度以降の防衛関係費の欄などの上段は、SACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料25 防衛関係費（当初予算）の使途別構成の推移

（単位：億円、％）

区 分	平 7 (95)		8 (96)		9 (97)		10 (98)		11 (99)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	20,714	43.9	20,760	42.8	21,260	43.0 43.0	21,739	44.1 44.0	21,674	44.1 43.9
物 件 費	26,522	56.1	27,695	57.2	28,154 28,215	57.0 57.0	27,551 27,657	55.9 56.0	27,527 27,648	55.9 56.1
装 備 品 等 購 入 費	8,699	18.4	9,157	18.9	9,347	18.9 18.9	9,442	19.2 19.1	9,629	19.6 19.5
研 究 開 発 費	1,401	3.0	1,496	3.1	1,605	3.2 3.2	1,277	2.6 2.6	1,307	2.7 2.6
施 設 整 備 費	2,162	4.6	2,291	4.7	2,194	4.4 4.4	1,897	3.8 3.8	1,822	3.7 3.7
維 持 費 等	8,314	17.6	8,736	18.0	8,929	18.1 18.0	9,015	18.3 18.2	8,601	17.5 17.4
基 地 対 策 経 費	5,311	11.2	5,352	11.0	5,384	10.9 10.9	5,206	10.6 10.5	5,402	11.0 11.0
S A C O 関 係 経 費					61	0 0.1	107	0 0.2	121	0 0.2
そ の 他	635	1.3	662	1.4	696	1.4 1.4	714	1.4 1.4	765	1.6 1.6
合 計	47,236	100.0	48,455	100.0	49,414 49,475	100.0	49,290 49,397	100.0	49,201 49,322	100.0

区 分	12 (00)		13 (01)		14 (02)		15 (03)		16 (04)	
	金額	構成比								
人件・糧食費	22,034	44.8 44.6	22,269	45.1 44.9	22,273	45.1 44.9	22,188	45.0 44.8	21,654	44.4 44.2
物 件 費	27,183 27,324	55.2 55.4	27,119 27,284	54.9 55.1	27,122 27,287	54.9 55.1	27,077 27,342	55.0 55.2	27,110 27,376	55.6 55.8
装 備 品 等 購 入 費	9,141	18.6 18.5	9,178	18.6 18.5	9,206	18.6 18.6	9,028	18.3 18.2	8,806	18.1 18.0
研 究 開 発 費	1,205	2.4 2.4	1,353	2.7 2.7	1,277	2.6 2.6	1,470	3.0 3.0	1,707	3.5 3.5
施 設 整 備 費	1,687	3.4 3.4	1,598	3.2 3.2	1,570	3.2 3.2	1,528	3.1 3.1	1,442	3.0 2.9
維 持 費 等	8,906	18.1 18.0	8,865	18.0 17.9	9,065	18.4 18.3	9,075	18.4 18.3	9,175	18.8 18.7
基 地 対 策 経 費	5,447	11.1 11.0	5,326	10.8 10.7	5,189	10.5 10.5	5,151	10.5 10.4	5,094	10.4 10.4
S A C O 関 係 経 費	140	0 0.3	165	0 0.3	165	0 0.3	265	0 0.5	266	0 0.5
そ の 他	797	1.6 1.6	798	1.6 1.6	815	1.6 1.6	825	1.7 1.7	885	1.8 1.8
合 計	49,218 49,358	100.0	49,388 49,553	100.0	49,395 49,560	100.0	49,265 49,530	100.0	48,764 49,030	100.0

- (注) 1 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
 2 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
 3 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 4 平成9年度以降については、金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料26 各国国防費の推移

国名	年度	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)
日本 (億円)		49,218	49,388	49,395	49,265	48,764
		49,358	49,553	49,560	49,530	49,030
		0.0%	0.3%	0.0%	△ 0.3%	△ 1.0%
		0.1%	0.4%	0.0%	△ 0.1%	△ 1.0%
米国 (百万ドル)		281,161	290,960	331,951	387,319	434,777
		7.6%	3.5%	14.1%	16.7%	12.3%
英国 (百万ポンド)		23,552	24,874	27,155	27,542	—
		4.3%	—	9.2%	1.4%	—
ドイツ (百万マルク/百万ユーロ)		45,333	46,862	23,622	24,379	—
		△ 3.6%	3.4%	△ 1.4%	3.2%	—
フランス (百万フラン/百万ユーロ)		187,947	188,941	28,911	31,070	—
		△ 1.1%	0.5%	0.4%	7.5%	—
ロシア (億ルーブル)		1,408.521	2,146.877	2,841.578	3,603.256	4,187.183
		50.3%	52.4%	32.4%	26.8%	16.2%
中国 (億元)		1,205	1,410.04	1,684	1,853	2,100.2
		15.1%	17.0%	19.4%	10.0%	13.3%

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
2 %表示は、対前年度伸び率。
3 米国の国防費は、予算教書による狭義の支出額。
4 英国については、英国国防省公表「UK Defence Statistics」を情報源としており、これによると、01年度以降は予算算出法を変更し、資源会計の形で公表されることになったため、00年度以前の数字とは比較が困難となっている（本文中には、「cannot be compared」と表示。）。
5 ドイツ、フランス、イタリアの2002年度以降の単位は百万ユーロである。
6 ロシアについては、1998年に実施されたデノミ後の単位に換算し直した数値。
7 中国については、全人代における財政部長報告による。なお、02年度及び04年度国防予算については、財政報告ではそれぞれ「17.6%増、252億元の増加」及び「11.6%増、218.3億元の増加」と報告されたが額は明らかにされず、01年度及び03年度国防予算を元にこれらの数値を用いてそれぞれ計算すると齟齬が生じるため、01年度及び03年度の国防予算実績額（非公表）を基準とした数値と仮定してそれぞれ試算したものの。
8 ミリタリー・バランス（2003-2004）の第2部、諸表と分析「国防支出と兵力の国際比較」によれば、02年度の上記諸国の国防費は、米国329,616百万ドル、英国35,249百万ドル、ドイツ31,465百万ドル、フランス38,005百万ドル、ロシア48,040百万ドル、中国48,380百万ドル、日本37,070百万ドルとなっている。
9 日本については、上段は、SACO関係経費（00年度：140億円、01年度：165億円、02年度：165億円、03年度：265億円、04年度：266億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料27 日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟—（仮訳）

（東京、平成8年4月17日）

1. 本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。

この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した。

2. 両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

3. 冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国間で政治及び安全保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし、同時に、この地域には依然として不安定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

4. 総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。

これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、日米安保条約）を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。

(a) 総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱にお

いて明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であることを改めて確認した。

- (b) 総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。

大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。

- (c) 総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けるとの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本における米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

5. 総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進させるために努力を払うことで意見が一致した。

- (a) 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協力を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国際情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。

- (b) 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。

両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。

- (c) 総理大臣と大統領は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。

- (d) 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機（F-2）等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。

- (e) 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力をを行う。

6. 総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠であることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。

特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

7. 総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。

両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにおいて進行中の改革のプロセスは、地域及び世界の安定に寄与するものであり、引き続き懲慚し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることにも留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、ASEAN地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

8. 総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であり、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約（CTBT）交渉の促進並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含め、軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力をを行う。両首脳は、国連及びAPECにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及

び旧ユーゴスラヴィアにおける和平執行プロセス等の問題についての協力を行なうことが、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となるとの点で意見が一致した。

結語

9. 最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体现された相互信頼の基盤の上に成り立っているとの点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を収めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

資料28 日米防衛協力のための指針

(平成9年9月23日)

I. 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力をを行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II. 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

III. 平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取極めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

IV. 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V. 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 搜索・救難

日米両国政府は、搜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において搜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での搜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(ニ) 国際的平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際的平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

VI. 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようになる。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

VII. 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表略 p105参照)

資料29 日米共同訓練の実績（平成15年度）

統合幕僚会議

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
日米共同統合演習 (指揮所演習)	15. 2. 16 ～2. 26	市ヶ谷、横田など	統幕、陸・海・空各幕、 内局など 約 1,100名	在日米軍司令部、 在日米各軍司令部など 約 1,300名	調整要領の演練

陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
方面隊指揮所演習	15. 7. 15 ～7. 22	米国ハワイ州米海軍施設	陸幕など 約 110名	在日米陸軍、第1軍団など 約 100名	調整要領の演練
米国における実動訓練	15. 8. 25 ～9. 18	米国ハワイ州米陸軍施設	西部方面隊など 約 125名	第25軽歩兵師団 約 500名	市街地戦闘などに関する 戦術及び戦闘要領の演練
実動訓練	15. 10. 27 ～11. 10	大矢野原演習場など	西部方面隊など 約 600名	第25軽歩兵師団 約 550名	連携要領の演練
実動訓練	15. 10. 27 ～11. 9	あいば野演習場など	中部方面隊など 約 800名	第3海兵師団 約 850名	連携要領の演練
方面隊指揮所演習	16. 1. 21 ～2. 1	朝霞駐屯地	東部方面隊など 約 2,500名	在日米陸軍、第1軍団など 約 1,400名	調整要領の演練
実動訓練	16. 2. 4 ～2. 16	王城寺原演習場など	東北方面隊など 約 210名	第3海兵師団 約 180名	連携要領の演練
実動訓練	16. 2. 16 ～2. 28	滝川演習場など	北方方面隊など 約 600名	第29軽歩兵師団 約 400名	連携要領の演練
警護出動訓練	16. 3. 9 ～3. 11	米軍三沢基地	東北方面隊など 約 80名	米空軍第35憲兵隊 約 30名	連携要領の演練

海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
衛生特別訓練	15. 4. 23	米海軍横須賀基地及び 自衛隊横須賀病院	横須賀地方隊、自衛隊 横須賀病院 約60名	米海軍横須賀病院 約30名	衛生分野における連携要 領の演練
掃海特別訓練	15. 7. 17 ～7. 29	むつ湾	艦艇 26隻 航空機 (延) 16機	航空機 (延) 1機 水中処分員など 3名	掃海訓練
対潜特別訓練	15. 9. 26 ～10. 8	沖縄周辺海域	艦艇 3隻 航空機 若干	艦艇 9隻 航空機 (延) 9機	対潜訓練など
掃海特別訓練	15. 11. 19 ～11. 30	日向灘	艦艇 22隻 航空機 (延) 4機	水中処分員など 5名	掃海訓練
基地警備特別訓練	16. 2. 3 ～2. 5	横須賀港	横須賀地方隊など 約740名	米海軍横須賀地方隊など	基地警備における連携要 領の演練
掃海特別訓練	16. 2. 15 ～2. 27	周防灘	艦艇 16隻 航空機 (延) 14機	艦艇 2隻 航空機 (延) 1機	掃海訓練
指揮所演習	16. 3. 15 ～3. 25	米海軍大学校	海幕など 約25名	在日米海軍、第7艦隊な ど 約40名	調整要領の演練

航空自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		訓練内容及び目的
			日本側	米国側	
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練	15. 5. 7 ～5. 16	秋田西方空域 三沢東方空域	航空機 (延) 224機	航空機 (延) 153機	連携要領の演練 空中戦闘
防空戦闘訓練 基地防空訓練 戦術空輸訓練	15. 5. 22 ～6. 30	米国アラスカ州アイルソン空軍基地及びエレメンドルフ空軍基地並びに同周辺空域	航空機 (延) 137機	航空機 (延) 535機	連携要領の演練 空中戦闘
防空戦闘訓練	15. 8. 28 ～8. 29	三沢東方空域	航空機 (延) 28機	航空機 (延) 9機	連携要領の演練
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練 再発進準備訓練	15. 11. 2 ～11. 27	米国グアム島アンダーセン空軍基地及び同周辺空域	航空機 (延) 60機	航空機 (延) 64機	連携要領の演練 空中戦闘
防空戦闘訓練	16. 2. 3 ～2. 4	三沢東方空域	航空機 (延) 88機	航空機 (延) 11機	連携要領の演練
救難訓練	16. 2. 17 ～2. 19	浮原島訓練場及び同周辺空域	航空機 (延) 7機	航空機 (延) 3機	連携要領の演練

資料30 武器輸出三原則など

○「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）（注）及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）により経済産業大臣の許可が必要。

（注）現在は、外国為替及び外国貿易法。

1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42. 4. 21、衆・決算委

（要旨）

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

- ① 共産国向けの場合
- ② 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合
- ③ 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51. 2. 27、衆・予算委

（全文）

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- ① 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- ② 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- ③ 武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

(2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

- ① 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。
- ② 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」とであると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

（注）平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1)③の「第109の項」及び(2)①の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

3 武器輸出問題等に関する決議

昭56. 3. 20衆・本会議、昭56. 3. 31参・本会議

（全文）

我が国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和51年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずるべきである。

右決議する。

資料31 対米武器技術供与についての内閣官房長官談話

(昭和58年1月14日)

一昨年6月以来米国政府から日米間の防衛分野における技術の相互交流の要請があり、その一環としての対米武器技術供与の問題について政府部内で慎重に検討を重ねてきた結果、この度、次の結論に達し、本日の閣議において了承を得た。

- 1 日米安保体制の下において日米両国は相互に協力してそれぞれの防衛力を維持し、発展させることとされており、これまで我が国は米国から防衛力整備のため、技術の供与を含め各種の協力を得てきている。近年我が国の技術水準が向上してきたこと等の新たな状況を考慮すれば、我が国としても、防衛分野における米国との技術の相互交流を図ることが、日米安保体制の効果的運用を確保する上で極めて重要となっている。これは、防衛分野における日米間の相互協力を定めた日米安保条約及び関連取極の趣旨に沿うゆえんであり、また、我が国及び極東の平和と安全に資するものである。
- 2 政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則（昭和51年2月27日の武器輸出に関する政府方針等を含む。）によって対処してきたところであるが、上記にかんがみ、米国の要請に応じ、相互交流の一環として米国に武器技術（その供与を実効あらしめるため必要な物品であって武器に該当するものを含む。）を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする。この場合、本件供与は日米相互防衛援助協定の関連規定に基づく枠組みの下で実施することとし、これにより国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則のよって立つ平和国家としての基本理念は確保されることとなる。
- 3 なお、政府としては、今後とも、基本的には武器輸出三原則を堅持し、昭和56年3月の武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を尊重していく考えであることは言うまでもない。

資料32 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法〕 第76条	外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（原則として事前承認） ③その他：安全保障会議に付議	○ 武力の行使（「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」では不可） ○ 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） ○ その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の取用など）
防衛施設構築の措置 〔自衛隊法〕 第77条の2	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（展開予定地域）があるとき	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：必要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防衛のための施設の構築 ○ 自己等防護のための武器使用
命令による治安出動 〔自衛隊法〕 第78条	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議）	○ 警職法（注1）の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） ○ 警護又は鎮圧のための武器使用 ○ 海上保安庁の統制
治安出動下令前に 行う情報収集 〔自衛隊法〕 第79条の2	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要 ③その他：国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得る	自己等の武器使用
要請による治安出動 〔自衛隊法〕 第81条	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警職法（注1）の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） ○ 警護又は鎮圧のための武器使用
警護出動 〔自衛隊法〕 第81条の2	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛庁長官と国家公安委員会とが協議する	○ 警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にいない場合のみ）、犯罪の予防・制止、武器使用） ○ 警護する施設の大規模破壊を防ぐための武器使用
海上における警備行動 〔自衛隊法〕 第82条	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 警職法の一部準用（武器使用） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など）
災害派遣 〔自衛隊法〕 第83条	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注2）	①命令権者：防衛庁長官又はその指定する者 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く）	○ 警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にいない場合に限る） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にいない場合に限る）
地震防災派遣 〔自衛隊法〕 第83条の2	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要 ③その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 〔自衛隊法〕 第83条の3	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要 ③その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 災害対策基本法に規定する権限（災害派遣時と同じ）
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法〕 第84条	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	①命令権者：防衛庁長官 ②国会の承認：不要	領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注3）

（図中の権限などについては、すべて自衛隊法に規定されている）

（注1）警察官職務執行法の略。

（注2）このほか、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。

（注3）武器使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料33 自衛官に認められた武器使用規定

行動類型など	条 文	内 容
領空侵犯に 対する処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器の使用が可能と解される。
治安 出動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないときの武器の使用を規定。
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
警護 出動	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合の武器の使用を規定。
防出 衛動	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用。
治安 出動 前 の 情 報 収 集	自衛隊法第92条の4	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
防 御 施 設 構 築	自衛隊法第92条の3	防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合の武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海 上 警 備 動	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
武器 防 護 な ど の	自衛隊法第95条	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
施 設 の 警 護	自衛隊法第95条の2	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
部 秩 序 維 持	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
自衛隊法第100条の8第3項 ～在外邦人などの輸送		在外邦人などの輸送に従事する自衛官について、自己、若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその保護の下に入った輸送の対象である邦人若しくは外国人の生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
国際平和協力法第24条 ～国際平和協力業務		国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者などの生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
周辺事態安全確保法第11条 ～後方地域支援など		後方地域支援としての役務の提供又は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のための武器使用について規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
船舶検査活動法第6条 ～船舶検査活動		船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
テロ対策特措法第12条 ～協力支援活動など		協力支援活動などを命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員、若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
人道復興 支援活動など	イラク人道復興 支援特措法 第17条	人道復興支援活動などを命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援隊員若しくは、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のための武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。

資料34 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する附帯決議（衆議院事態対処特別委員会 2004（平成16）年5月20日）

政府は、本法の施行に当たって次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 指定公共機関及び指定地方公共機関が「国民の保護に関する業務計画」を作成するに当たっては、指定公共機関等において業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴取する機会が確保されるよう配慮すること。
- 二 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 三 緊急事態において国民の権利利益の迅速な救済が図られるよう、本法施行後一年を目途として、その手続や文書の適正な管理などの在り方について必要な検討を行い、その結果に基づき、適切な体制の整備等必要な措置を講ずること。
- 四 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会については、その設置に当たり、それぞれの都道府県防災会議及び市町村防災会議と一体的かつ円滑な運営を可能とするために必要な検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 五 武力攻撃事態、緊急対処事態等における惨禍をできる限り軽減し、その被害を最小限にするため、国際人道法を踏まえ、自助・共助の精神に基づく民間の仕組みを含め、実効性のある施策を検討すべきこと。
- 六 武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置が適切かつ迅速に実施されるよう、武力攻撃を排除するためにとられる合衆国軍隊の行動につき我が国の法令が最大限尊重されることを担保すべく、日米協力についての透明性を更に高めるとともに、日米地位協定につき全般的な検証を行うべきこと。

資料35 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する附帯決議（参議院イラク・事態対処特別委員会 2004（平成16）年6月14日）

政府は、本法の施行に当たって次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 指定公共機関及び指定地方公共機関が「国民の保護に関する業務計画」を作成するに当たっては、指定公共機関等において業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴取する機会が確保されるよう配慮すること。
- 二 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 三 緊急事態においても基本的人権が最大限尊重されるとともに、国民の権利利益の迅速な救済が図られるよう、本法施行後一年を目途として、その手続や文書の適正な管理などの在り方について必要な検討を行い、その結果に基づき、適切な体制の整備等必要な措置を講ずること。
- 四 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会については、その設置に当たり、それぞれの都道府県防災会議及び市町村防災会議と一体的かつ円滑な運営を可能とするために必要な検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 五 「国民の保護に関する基本指針」を策定するに当たっては、国民の保護のための措置の実施主体である地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、並びに国民の意見を幅広く聴取すること。
- 六 国民の保護のための措置の的確な実施が確保されるよう、地方の実情に配慮しつつ適切な支援を行うとともに、国・地方公共団体間の十分な連携体制を整備すること。
- 七 武力攻撃事態、緊急対処事態等における惨禍をできる限り軽減し、その被害を最小限にするため、国際人道法を踏まえ、自助・共助の精神に基づく民間の仕組みを含め、実効性のある施策を検討すべきこと。
- 八 武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置が適切かつ迅速に実施されるよう、武力攻撃を排除するためにとられる合衆国軍隊の行動につき我が国の法令が最大限尊重されることを担保すべく、日米協力についての透明性を更に高めるとともに、日米地位協定につき全般的な検証を行うべきこと。
- 九 緊急事態に迅速かつ適切に対処するため、官邸機能の強化と既存の組織の見直しを進めるとともに、危機管理の効果的な実施体制を担保する組織を整えること。

資料36 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要について

(2003(平成15)年12月9日)

1 基本方針

- イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会は、同国の復興支援に積極的に取り組んでいる。
- イラクの再建は、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、我が国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要。
- このため、我が国は、イラクの復興のため、主体的かつ積極的に、できる限りの支援を行うこととし、イラク人道復興支援特措法に基づき、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施。

2 人道復興支援活動の実施に関する事項

(1) 人道復興支援活動に関する基本的事項

- 医学等の分野を中心に、早急な支援が必要。
自衛隊の部隊とイラク復興支援職員は、関係在外公館とも密接に連携して、一致協力して復興支援に取り組む。
- 現地社会との良好な関係を築くことも重要であり、できる限りの努力。

(2) 人道復興支援活動の種類及び内容

ア 自衛隊の部隊による人道復興支援活動

- 安全対策を講じた上で、慎重かつ柔軟に、医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備及び人道復興関連物質等の輸送を実施。

イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動

- 治安状況を十分に見極め、安全対策を講じ、安全の確保を前提として、慎重かつ柔軟に、医療、イラクの復興を支援する上で必要な施設の復旧・整備及び利水条件の改善を実施。

(3) 人道復興支援活動を実施する区域の範囲

ア 自衛隊の部隊による人道復興支援活動を実施する区域の範囲

a 医療、給水及び学校等の公共施設の復旧・整備

- ・ ムサンナー県を中心としたイラク南東部

b 人道復興関連物質等の輸送

- ・ クウェート及びイラク国内の飛行場施設
- ・ ムサンナー県を中心としたイラク南東部
- ・ ペルシャ湾を含むインド洋

イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動を実施する区域の範囲

a 医療

- ・ イラク国内における病院・医療施設

b イラクの復興を支援する上で必要な施設の復旧・整備

- ・ イラク国内における浄水場等の公共事業

c 利水条件の改善

- ・ ムサンナー県を中心としたイラク南東部

(4) 人道復興支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊及び派遣期間

ア 部隊の規模・構成・装備

- ・ 医療、給水及び学校等の公共施設の復旧・整備を行うための陸上自衛隊の部隊
人員600名以内、ドーザ、装輪装甲車、軽装甲機動車その他の車両(200両以内)と、安全確保に必要な拳銃、小銃、機関銃、無反動砲及び個人携帯対戦車弾
- ・ 人道関連物質等の輸送を行う航空自衛隊の部隊
輸送機その他の輸送に適した航空機(8機以内)と、安全確保に必要な拳銃、小銃及び機関拳銃
- ・ 陸上自衛隊の輸送等を行う海上自衛隊の部隊
輸送艦その他の輸送に適した艦艇(2隻以内)及び護衛艦(2隻以内)

イ 派遣期間

- ・ 平成15年12月15日から平成16年12月14日まで

(5) 国際連合等に譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達するに際しての重要事項

- 政府は、イラク復興支援職員が公共施設に設置する発電機及び利水条件の改善を行うに必要な浄水・給水設備を調達。

(6) その他人道復興支援活動の実施に関する重要事項

- 我が国は、人道復興支援活動を的確に実施し得るよう、国際連合等と十分に協議し、密接に連絡をとる。

3 安全確保支援活動の実施に関する事項

- 人道復興支援活動を行う自衛隊の部隊は、人道復興支援活動に支障を及ぼさない範囲で、安全確保支援活動として、医療、輸送、保管、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒を実施することができる。
- 安全確保支援活動を実施する区域の範囲は、自衛隊の部隊が人道復興支援活動を実施する区域の範囲とする。

4 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整及び協力に関する事項

- イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、同法に基づき派遣される自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員の安全を図るため、内閣官房を中心に防衛庁・自衛隊、内閣府並びに外務省を始めとする関係行政機関の緊密な連絡調整を図り、必要な協力を行う。

資料37 テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要（2004（平成16）年4月23日）

1 基本方針

平成13年9月11日に米国において発生したテロ攻撃は、人類全体に対する許し難い行為。現在、世界の国々が力を合わせてこれに立ち向かっている。

我が国としては、テロとの闘いを自らの問題と認識し、積極的かつ主体的に寄与するとの立場に立ち、憲法の範囲内でできる限りの支援、協力を行うことが重要。

2 協力支援活動の実施に関する事項

○ 協力支援活動の種類及び内容

- ① 補給（艦船による艦船用燃料等の補給）
- ② 輸送（艦船による艦船用燃料等の輸送（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の輸送）、航空機による人員・物品の輸送）
- ③ その他（修理及び整備、医療、（国内における）港湾業務）

○ 協力支援活動の実施区域の範囲

- ① 艦船による補給及び輸送
 - ア 我が国領域
 - イ インド洋（ペルシャ湾を含む。）及びその上空
 - ウ デイエゴ・ガルシア島及びその領海・領空、オーストラリア領域
 - エ インド洋沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地・積卸地（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の積卸地又は乗降地）となる国の領域
 - オ 上記ア～エ内の2地点間の艦船が通過する海域及びその上空
- ② 航空機による輸送
 - ア 我が国領域
 - イ ゲアム島及びその領海・領空、デイエゴ・ガルシア島及びその領海・領空
 - ウ インド洋沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地・乗降地・積卸地となる国の領域
 - エ 上記ア～ウ内の2地点間の航空機が通過する空域

③ その他

- ア 修理及び整備
我が国領域、艦船による補給・輸送の実施区域の範囲及び航空機による輸送の経由地・乗降地・積卸地
- イ 医療
我が国領域、艦船による補給・輸送の実施区域の範囲
- ウ 港湾業務
我が国領域

○ 協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊

① 規模及び構成

- ア 艦船による補給・輸送
海上自衛隊の部隊（人員800名以内、交替時は1600名以内）
ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、このための海上自衛隊の部隊（随伴する護衛艦の人員を含め、400名以内）を加えることができる。
- イ 航空機による輸送
航空自衛隊の部隊（人員180名以内）

② 装備

- ア 艦船
補給艦1隻以内及び護衛艦2隻以内（交替時はそれぞれ2隻以内、4隻以内）ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、輸送艦1隻及び護衛艦1隻を加えることができる。
- イ 航空機
輸送機6機以内及び多用途支援機2機以内
- ウ その他
輸送を行う航空自衛隊の部隊の自衛官の数に相応する数量の拳銃等

○ 派遣期間 平成13年11月20日～平成16年11月1日

（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、当該輸送については、1回に限ることとし、平成14年12月31日～平成15年3月31日）

○ 物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

政府は、艦船用燃料を調達し、これを米軍等に譲与する。

3 搜索救助活動の実施に関する事項

協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊等が遭難者を発見し、又は、遭難者の搜索救助を米国等から依頼された場合には、インド洋及びその上空に属する、協力支援活動又は被災民救援活動を実施する区域の範囲において搜索救助活動を行う。

4 被災民救援活動の実施に関する事項

○ 被災民救援活動に関する基本的事項

パキスタン国内の難民キャンプでは、UNHCRをはじめとする人道援助機関が救援活動を実施している。かかる状況を踏まえ、被災民救援活動を実施。

なお、パキスタンにおける医療支援等については、パキスタン及び国際連合等と協議・調整を行った上で、可能な限り早期に具体的な調査・検討を行い、関係行政機関による実施を目指す。

また、パキスタン以外のアフガニスタン周辺国における被災民救援のための措置については、今後の情勢の推移を見極めつつ対応。

- 被災民救援活動の種類及び内容
 - UNHCRからの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供
- 被災民救援活動の実施区域の範囲
 - ① 我が国領域
 - ② パキスタン領域
 - ③ インド洋の沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地となる国の領域
 - ④ 上記①～③内の2地点間の艦船が通過する海域及びその上空
- 被災民救援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊
 - ① 規模及び構成
 - 海上自衛隊の部隊120名以内（協力支援活動を行う護衛艦に係る人員を除く。）
 - ② 装備
 - 掃海母艦1隻及び護衛艦1隻（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用）
- 派遣期間 平成13年11月20日～平成13年12月31日

資料38 自衛隊が行った国際平和協力業務の実績

(2004. 5. 31現在)

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92. 9～93. 9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	92. 9～93. 9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93. 5～95. 1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	93. 5～95. 1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94. 9～12	260人		・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	94. 9～12	118人		・ナイロビ（ケニア）とゴマ（旧ザイール、現コンゴ民主共和国）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96. 2～	2人	18人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
	輸送部隊	96. 2～	43人	731人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99. 11～00. 2	113人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01. 10	138人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) (02. 5. 20からは国連東ティモール支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02. 2～	7人 (1次司令部要員は10人)	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02. 3～	405人 (1次隊及び2次隊は各680人、3次隊は522人)	2,287人	・PKOの活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が利用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03. 3～4	56人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送

(注) 1 このほか、海上自衛隊（カンボジア、東ティモール）及び航空自衛隊（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン）の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。
2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

資料39 自衛隊が実施した国際緊急援助活動の実績

(2004. 5. 31現在)

		派遣期間	人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98. 11. 13 ～12. 9	80人	・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊		105人	・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に 必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99. 9. 23 ～11. 22	426人	・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01. 2. 5 ～2. 11	16人	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人	・援助物資及び支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動 (地震災害)	空輸部隊	03. 12. 30 ～04. 1. 6	31人	・援助物資の航空輸送

資料40 二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）

(1999.4.1～2004.6.11)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
韓国	防衛庁長官 (02.4、03.3)	国防部長官 (00.5、02.11、03.11)	日韓安保対話 (99.7、00.12、02.2、03.11) 日韓防衛実務者対話 (99.9、00.12、01.11、02.9、03.6、03.11)
	事務次官 (00.12)	合同参謀本部議長 (02.11)	
	統幕議長 (00.3、04.5)	陸軍参謀総長 (00.5、02.11)	
	陸幕長 (00.10、03.9)	海軍参謀総長 (00.11、02.10)	
	海幕長 (00.5、02.11、04.2)	空軍参謀総長 (00.8、03.5)	
空幕長 (99.5、02.10、04.6)			
ロシア	防衛庁長官 (99.8、03.1)	国防大臣 (00.11、03.4)	日露防衛当局間協議 (02.3、03.10) 日露海上事故防止協定年次会合 (00.2、01.2、02.2、03.2、04.3) 日露共同作業グループ会合 (99.10、00.3、01.2、01.10、02.3、02.10、03.3、03.9、04.3)
	事務次官 (01.1)	地上軍総局長 (01.4)	
	陸幕長 (02.6)	海軍総司令官 (01.4)	
	海幕長 (00.2)	空軍総司令官 (02.5)	
	空幕長 (01.1)		
中国	防衛庁長官 (03.9)	総参謀長 (00.4)	日中安保対話 (99.10、00.6、02.3、04.2)
	事務次官 (99.11、04.1)	副参謀総長 (00.11)	
	統幕議長 (00.6)	空軍司令員 (01.2)	
	空幕長 (00.10、04.4)		
東南アジア	○カンボジア 政務官 (02.8)		
	○インドネシア 防衛庁長官 (01.9)	海軍参謀長 (02.1)	
	総括政務次官 (00.1)		
	政務官 (02.8)		
	海幕長 (02.11)		
	○マレーシア 政務官 (02.8)	国防大臣 (01.3)	
	事務次官 (99.9)	国防次官 (01.5)	
	陸幕長 (01.9)	国防軍司令官 (03.3)	
		海軍総長 (02.10)	
	○フィリピン 総括政務次官 (00.1)	国防長官 (01.8)	
	空幕長 (99.5、03.11)	海軍司令官 (02.10)	
		空軍司令官 (99.11、04.3)	
アジア	○シンガポール 防衛庁長官 (00.5、02.5、03.5)	国防大臣 (01.9)	日・シンガポールMM協議 (99.7、00.9、02.7、03.11)
	政務官 (02.8)	副首相兼治安・防衛分野調整担当首相府相 (04.6)	
	事務次官 (99.9)	第2国防大臣 (01.5、02.9)	
	統幕議長 (02.11)	海軍総長 (01.8)	
	陸幕長 (99.9)	国軍司令官 (04.5)	
	海幕長 (00.11)		
	空幕長 (00.3)		
アジア	○タイ 政務官 (02.8)	国防軍最高司令官 (00.8、01.9)	日・タイPM・MM協議 (99.9、01.3、02.3、03.12)
	事務次官 (02.3)	陸軍司令官 (00.6)	
	統幕議長 (03.7)	海軍司令官 (02.4)	
	陸幕長 (99.9)	空軍司令官 (99.6)	
	海幕長 (00.10)		
	空幕長 (00.10)		
アジア	○ベトナム 防衛庁長官 (00.5)	捜索救難国会委員会 副委員長兼国防次官 (01.4)	日・ベトナムPM・MM協議 (01.2、03.2)
	政務官 (02.8)		
	事務次官 (99.9)		
	陸幕長 (00.10)		
	海幕長 (01.6)		
	空幕長 (01.6)		

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
インド	防衛庁長官 (03.5) 事務次官 (04.5) 空幕長 (02.12)	国防大臣 (00.1、02.7) 陸軍参謀総長 (01.8)	日・インドPM協議 (01.7、04.1) 日・インドMM協議 (01.7)
オーストラリア	防衛庁長官 (02.8) 総括政務次官(副長官) (00.10、01.8) 統幕議長 (02.1) 陸幕長 (02.10) 海幕長 (00.11) 空幕長 (00.2、03.11)	国防大臣 (99.5、03.9) 国防次官 (02.2、03.9) 国防軍司令官 (00.5) 陸軍本部長 (02.7) 海軍本部長 (02.10、03.9) 空軍本部長 (01.3)	日豪PM・MM協議 (99.8、00.12、01.12、02.12、03.12)
ニュージーランド	副長官 (01.9) 統幕議長 (02.1) 海幕長 (00.11)	国防大臣 (01.11、03.8) 国防次官 (03.5) 国防軍司令官 (00.10) 海軍参謀総長 (02.10)	
カナダ	統幕議長 (99.7) 海幕長 (02.5) 空幕長 (02.4)	国防大臣 (02.3) 国防軍参謀総長 (03.7) 海軍参謀長 (02.10、04.5)	日加PM協議 (00.1、02.11) 日加MM協議 (00.1、00.11、02.11)
英国	防衛庁長官 (01.1、04.1) 統幕議長 (02.3) 海幕長 (99.7、03.9) 空幕長 (02.1)	国防大臣 (02.5) 国防参謀総長 (02.7) 国防参謀次長 (01.5) 海軍参謀長 (02.10)	日英PM協議 (02.4) 日英MM協議 (02.7、04.2)
フランス	防衛庁長官 (01.1、04.1) 事務次官 (02.9) 統幕議長 (00.7) 陸幕長 (03.10) 空幕長 (02.1)	国防大臣 (02.2) 統合参謀総長 (01.3) 海軍参謀長 (04.1) 空軍参謀総長 (00.4)	日仏PM・MM協議 (01.6、03.2、04.2)
ドイツ	事務次官 (02.9) 統幕議長 (00.7) 陸幕長 (00.6、03.11) 海幕長 (02.5) 空幕長 (02.1)	連邦軍総監 (01.7) 陸軍総監 (00.2) 海軍総監 (99.10) 空軍総監 (03.2)	日独PM協議 (01.3、03.2、04.3) 日独MM協議 (01.3、03.2)

資料41 多国間安全保障対話の主要実績 (アジア太平洋地域・最近5年間)

(1999.4.1~2004.6.11)

	項目	実績
アジア太平洋地域への参加	政府間	○ASEAN地域フォーラム (ARF) ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合 (ARF・SOM) ・信頼醸成に関するインターセッション支援グループ (ARF・ISG)
	民間主催	・IISSアジア安全保障会議
防衛庁主催による	○アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム (東京ディフェンス・フォーラム)	(99.10、00.10、01.10、02.10、03.10)
	○アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会 (東京ディフェンス・フォーラム分科会)	(02.1、03.1、04.1)
	○アジア・太平洋諸国安全保障セミナー	(99.11、00.11、01.11、02.11、03.11)
	○国際防衛学セミナー	(99.7、00.7、01.7、02.7)
	○国際士官候補生会議	(00.3、01.3、02.3、03.3、04.3)

資料42 第3回IISSアジア安全保障会議における石破長官スピーチ (原文は英語) (2004 (平成16) 年6月4日防衛参事官代読)

ご列席の皆様、本日は昨年に続き講演をする機会を得ましたことを光栄に存じます。この機会を設けていただいたことにつき、チップマン所長をはじめとする皆様に御礼申し上げます。

本日は、冷戦後の国際社会における安全保障環境と9・11後における安全保障環境の変化に対する私の認識を申し述べました後、わが日本国が今後果たそうとしている国際的な役割についての私の考えを申し述べ、わが国の考え方につきご理解を賜りたいと存じます。

1 冷戦後の安全保障環境の認識について

ベルリンの壁が崩壊し、ソビエトはじめ旧共産圏諸国が次々と解体したとき、世界の人々の多くは「これで冷戦が終わり、世界は平和になる。これからは平和の配当を受ける時代だ」との認識を抱きました。しかしながら一方において冷戦の終結が直ちに情勢の安定化をもたらしたのは欧州においてのみであり、他の地域においては冷戦の終結が平和の到来を意味するものではなかった、ということに着目しなければなりません。

冷戦はイデオロギーの対立に起因するものであり、世界は両陣営に分かれて対立を続けてきました。皮肉にもその両陣営の軍事力が核も含めてバランスしていたことにより、全面的な戦争のない時代でもありました。共産主義はその理念の崇高さにおいて、決して全面的に誤ったものではなかったと私は考えておりますが、しかし人間の本性を見誤ったため、権威主義的・官僚的・非効率的、という弊害を有するに至り、経済自体が崩壊することにより、国家の消滅という事態を招きました。いまや、

ごく一部の国が国家運営の必要性から共産主義を維持しているものの、基本的に共産主義対自由主義という対立構造はこの全世界から消滅したものと考えます。

イデオロギーの異なりによる対立はこのアジアにおいても解消したものと考えますが、国家間の紛争という典型的な国際紛争の要因は、宗教、民族、領土、政治体制、あるいは経済格差などの紛争要因がむしろ冷戦の終結によってさらに顕在化する危険性すら、アジア地域においては発生しています。加えて、全世界的に広がりつつあるテロの脅威は、我々の地域をも脅かしているものであり、アジアにおける安全保障環境はある意味で冷戦下よりも一層複雑なものになったものと私は考えます。

2 テロの本質と民主主義について

私は、テロの本質は自由と民主主義を否定することにあると考えます。一部に言われるように、テロは貧困から生まれるものではありません。

すなわち、民主主義の手法によっては自分たちの要求が実現しないため、恐怖を連鎖させることにより現在の体制を崩壊させ、自分たちの思いを遂げる、これがテロリズムの本質であることは現在も過去も変わりません。

皆様方をご存じかもしれませんが、わが日本においても1995年、首都東京の地下鉄の車内で猛毒であるサリンを散布し、多数の死傷者を発生させた「オウム真理教事件」がありました。実は彼らはその数年前に政党を結成し、国政選挙に教祖をはじめとする多数の信者が立候補し、その主張を訴えましたが、全ての候補者が全く国民の支持を受けず惨敗を喫しました。民主主義においては自分たちの思いを遂げることができないと悟った彼らはテロ行為によって日本の国家体制を変えようと決意したのです。

このような自由と民主主義を否定する集団から自由と民主主義の体制を守るためには、かかる集団との対話は意味を持ちません。力を含むあらゆる手段を用いて断固として闘う他はありません。テロリストに対する譲歩は彼らの増長をもたらすことすれ、決して解決にはつながらないことを、ここにおられる皆様はよくご認識のことと存じます。

一方、民主主義というものは必ずしも最も素晴らしいシステムではないということも認識しなければなりません。歴史が示すように、民主主義には欠点も存在します。しかしそれでも、それらの欠点を注意深く回避していけば、民主主義とは我々が現在望みうるベターな体制であると私は考えるものであります。

我々がこの地域の平和と安定を築くために、民主主義が極めて重要であると申し上げるのは、民主主義を確固として確立することができれば、テロも、主権国家同士の戦いも、相当程度に回避することができるからです。

私は、それぞれの地域に相応しい民主主義の多様性を尊重するものでありますが、わが日本国がイラク戦争を支持し、今もイラクに人道復興支援のため自衛隊を派遣している大きな理由が、この民主主義の確立との目的を有するからに他なりません。

イラク戦争の際、私のもとへ多くの旧東側諸国の大使が訪問され、イラクに自由と民主主義を確立することの必要性は長い間専制独裁政治に苦しめられてきた我々が一番よく知っている、と話していたのが極めて印象的でありました。

3 日本の防衛政策について

私は防衛庁長官に就任して一年8ヶ月になりますが、その間多くの外国政府要人やマスコミから、日本の防衛政策は変わったのか、これから日本は何をしようとしているのか、そのような質問を多く受けて参りました。

皆様ご存じのように、わが国は情報の開示による透明性、信頼性の確保に努めており、わが国の防衛予算の規模、保有する兵器やわが国の安全保障政策についてもよくご承知のことと存じます。わが国は、国連憲章第51条によって国家固有の権利として認められている集団的自衛権を行使できない、なぜならばそれは「自衛の最小限度」を超えるからだとの理由からであります。また、わが国は核兵器を保有せず、作らず、持ち込ませず、という非核三原則、さらには兵器を外国に輸出しない、という政策を長年堅持してまいりました。

現時点においても政府としてこれらの政策を変更することは考えておりません。一方、国会や国民の間においては、アジア太平洋をはじめとする世界の平和と安定により積極的な役割を果たすとの観点から集団的自衛権を見直すべきではないかといった意見をはじめ、様々な意見が表明され、議論が行われております。

ここで明確に申し上げておきたいことは、わが国が核を保有することはわが国の国益に反するという点であります。それは世界でただ一つ核兵器による大きな被害を受けた、ということのみならず、今後核兵器の世界への拡散、なにかテロ国家やテロリストに対する拡散を防ぐために、わが国として現在のNPT体制を堅持することが必要不可欠と考えるからであります。

先般小泉総理が北朝鮮を再度訪問しました。その際、小泉総理からは、拉致問題の解決を要求するとともに、核問題については、北朝鮮による核開発は絶対に容認できず、国際的検証の下での完全な核廃棄が不可欠であること、及び六者会合での問題解決を追求することを主張し、また、ミサイル問題については、発射のモラトリアムを再確認しました。このように両首脳が率直かつ有意義な議論を行ったことは、一定の成果があったものと考えております。

集団的自衛権や武器輸出については今後議会や国民の中で多くの議論が交わされることになるでございましょう。政府としての方針に現在変わりがないことは先ほど申し上げたとおりですが、集団的自衛権が行使できないから日本が国際社会における責任を果たせない、という考えには私は賛成いたしません。特にテロと戦争との区別が非常に難しい今日において、軍事力の警察的な利用、という考えをさらに進めてゆくべきではないかと考えます。

昨年私はこの場において、オーシャン・ピース・キーピング（OPK）の重要性を指摘いたしました。アジア地域の海洋の安全はわが国にとってもアジア各国にとっても死活的に重要な問題ですが、近年全世界における海賊行為の6割がアジア地域で発生していることに見られるように、この地域の安全は確実に脅かされつつあります。これに対処するために、各国の海軍やコーストガードが、単に二国間の協定にとどまることなく、広く協同して取り締まりを強化することが極めて重要であり、国際連合や関係国においても新たな条約や決議が議論されるべき時になっています。

わが国は世界において、またこの地域において、応分の責任を果たすために、単なる資金提供国にとどまることなく、積極的に発言し行動して参りたいと願っています。このことが地域の平和と安全のための軍事力の警察的利用の一例になるものと考えます。

4 日米安全保障体制とBMDについて

この地域をさらに安定させるために、私は日米安全保障体制をこの地域における公共財としてさらに信頼性と実効性を高めていくべき

と考えます。複雑化する世界において、また冷戦後さらには新しい脅威の出現とも言うべき9・11後の国際社会において、信頼しうる二国間同盟の重要性はさらに高まるものと考えられます。それは、二国間においてのみの同盟に終わることなく、広く地域における公共財として活用されるべきものであります。

現在、日本において開かれている国会で、新しく弾道ミサイル防衛システム導入の予算が認められました。いくつかの国からは、これが軍事拡大競争につながるもの懸念も示されていますが、私はそのようには考えておりません。極めて高速であり、目標が非常に小さく、核や生物・化学兵器を搭載すれば大きな破壊力を有する弾道ミサイルに対し、有効に対処する方策は弾道ミサイル防衛システムの他に存在しません。「恐怖の均衡」により戦争のない状態を維持するという考え方と比較した場合、ただ防衛の目的にしか使用できない迎撃ミサイルシステムを保有し、抑止力を保持する、という構想は、より道徳的なものとして正当に評価されるべきものであります。

また、本当に弾道ミサイルを迎撃できるかその効果が疑わしい、さらには費用と効果を比較した場合、その費用が莫大であり国民の負担が大きい、などという批判もありました。しかしここ数年の精密誘導兵器の技術の進歩は、戦争のあり方を革命的に変化させつつあります。また、費用と効果を比較するという考え方を唱える人に対し、私は国会において「費用は計算できるが、効果はどのようにして計算するのですか」と問うたことがあります。誰も反論はできませんでした。抑止力という点を取ってみても、また迎撃することによって助かる人命や財産を考えてみても、その効果は数字で表すことのできないほど大きなものだと考えます。

5 新たな防衛構想の策定に向けて

現在、わが国は本年末を目指して新しい「防衛構想」の策定に向け、作業を行っています。従来わが国は、軍事よりも経済を優先させる、わが国が軍事大国となって周辺諸国に脅威を与えない、という二つの考え方の下、「わが国には特定の脅威は存在しないが、わが国が防衛力を持たないことにより、この地域における力の空白地帯となることによって、かえって不安定を招くことを避けるため、必要最小限の基盤的な防衛力を有するべきである」との構想に基づき、防衛力を整備して参りました。

しかし、日本が世界におけるGDPの一割強を保有し、従来の核による抑止力という概念が変質しつつある新たな安全保障環境の下で、我が国の防衛力の在り方は、今、ほんとうにこのような考え方でよいのか、との議論も行われています。加えてこの十年間、革命的ともいべき進歩を遂げた軍事技術に、的確に対応できる構想を実現することも重要です。

日本政府としては、テロや弾道ミサイルなどの新たな脅威など多様な事態に対してより実効的に対応し、また、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に積極的に取り組んでいくことが重要と考えています。日本政府内において、そして議会や国民世論において、新たな防衛構想について広く深い議論が行われることを望んでいます。

因みに、私は、戦前における日本の軍隊は、その政策も予算もシベリアン・コントロールの十分に機能しない状況において決定されていたのに対し、現在のわが国の自衛隊は、国民の財産としてその行動も予算も全て透明性の確保された民主主義の統制下にあることを強調しています。

6 新しい歴史の創造に向けて

私は、この世の中は決して理想郷ではなく人間の持つ愚かさも容易に改善されるものとは考えておりません。しかし我々は歴史に学ぶ知恵も持っています。自由や民主主義、そして正義が、口で唱えるのみににおいては無力であり、楽観主義が往々にして悲惨な結果を招いたことも歴史の教えるところです。正義は力そのものではありません。しかし力無き正義は同時に無力であります。その正義が、一部の支配者のみの独善によるものではなく、国民に対し、そして世界の人々に対し、正しい情報を発信し、多くの人々の支持を受ける決意の表明となったとき、歴史は間違いなく大きな転換を遂げるものと信じています。

冷戦後、アメリカの学者フランシス・フクヤマ氏は、「歴史の終わり」という議論を展開しました。イデオロギーの対立が終わった、という意味では一つの時代は確かに終わりました。しかし、「歴史の終わり」は新たな歴史の始まりを意味します。我々はどういう歴史を創るべきなのでしょう。

この二十一世紀を「文明の衝突」や「宗教の衝突」の時代にすべきではありません。各々の相違点を理解しつつ、「何が違うのか」ではなく「何が等しいのか」、それを追求するための努力がなされなくてはなりません。疑心暗鬼や相互不信を取り除くべく、最大の努力がなされるべきであり、避けることのできない戦いが終わった後の関係修復には最も深い配慮が行われるべきであります。

7 終わりに

1868年の開国以来、130年あまり。この短い期間にわが国は多くの戦争を体験し、半世紀以上前の敗戦から今日の繁栄を築いて参りました。先日東ティモールにおけるPKO活動が終了いたしました。現地の人々から多くの賞賛を受けました。テロとの戦いにおいては2年以上にわたり灼熱のインド洋において、各国の艦船に対し補給活動を続けております。イラクのサマーワにおいては、600名弱の陸上自衛官たちが人道復興支援活動を継続しています。

「我らは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして参っている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。」これが日本国憲法に掲げられたわが国の精神であり、これを実現することがわが小泉内閣の確固たる信念であります。今後とも本日ご参会の皆様方とともに、地域と世界の平和と安定のために、そして一人一人の人々の幸せの実現のために、わが国はその責任を果たして参りたいと考えます。

資料43 国際機関への防衛庁職員の派遣実績（最近5年間）

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97. 6. 9～02. 6. 30	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（将補）
97. 6. 23～00. 6. 25	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）
01. 2. 9～03. 7. 31	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	海上自衛官1名（2佐）
02. 10. 1～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1佐）
02. 12. 2～	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
03. 3. 10～	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	航空自衛官1名（2佐）

資料44 自衛官の定員及び現員

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚会議	合計
定員	159,921	45,839	47,286	1,994	255,040
現員	146,960	44,390	45,459	1,770	238,579
充足率(%)	91.9	96.8	96.1	88.8	93.5

区分	非任期制自衛官				任期制自衛官
	幹部	准尉	曹	士	士
定員	43,999	5,267	139,353	66,421	
現員	41,653 (1,533)	4,928 (2)	137,795 (4,598)	17,274 (1,274)	36,929 (3,491)
充足率(%)	94.7	93.6	98.9	81.6	

(注) () 内は、女子で内数。

資料45 自衛官などの応募及び採用状況 (平成15年度)

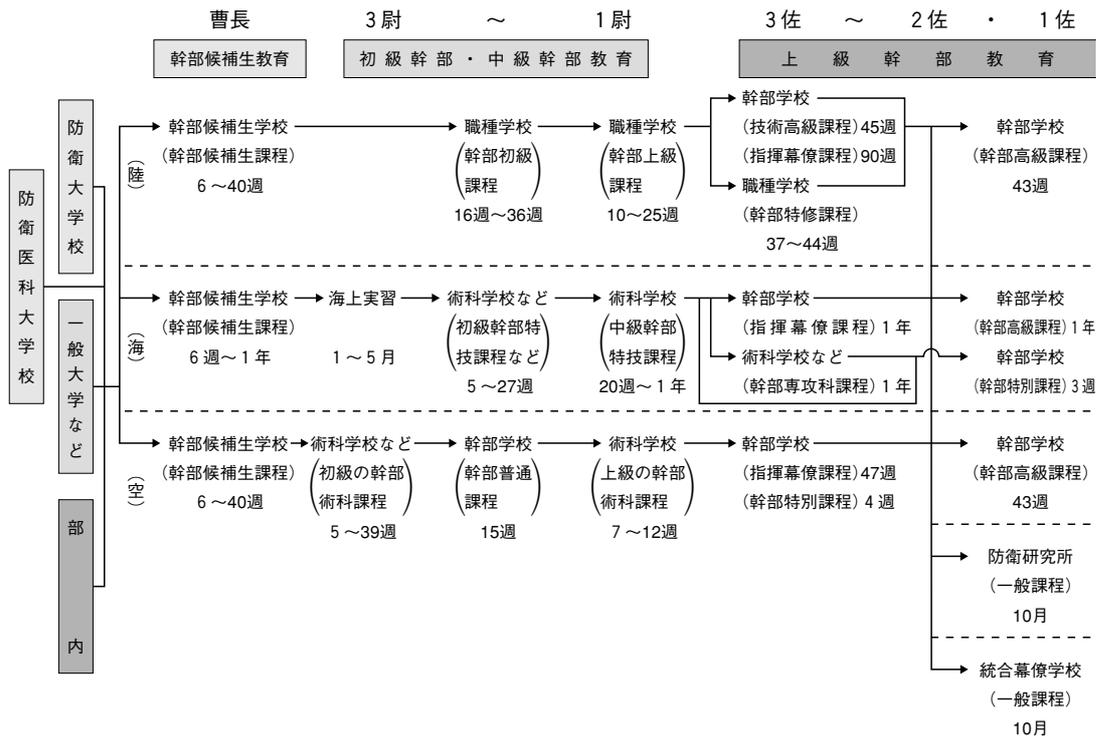
区 分		応募者数	採用者数	倍 率	
一般・技術幹部候補生	陸	5,500 (807)	98 (8)	56.1 (100.9)	
	海	2,406 (252)	77 (4)	31.2 (63.0)	
	空	2,207 (278)	46 (6)	48.0 (46.3)	
	計	10,113 (1,337)	221 (18)	45.8 (74.3)	
曹	技術海曹	268 (36)	22 (5)	12.2 (7.2)	
	陸上自衛官(看護)	109 (84)	5 (4)	21.8 (21.0)	
一般曹候補学生	陸	16,502 (2,462)	446 (37)	37.0 (66.5)	
	海	5,284 (771)	187 (14)	28.3 (55.1)	
	空	6,413 (840)	333 (35)	19.3 (24.0)	
	計	28,199 (4,073)	966 (86)	29.2 (47.4)	
自衛隊生徒	陸	6,320	285	22.2	
	海	1,129	54	20.9	
	空	1,322	55	24.0	
	計	8,771	394	22.3	
航空学生	海	1,169 (82)	82 (2)	14.3 (41.0)	
	空	2,659 (127)	70 (1)	38.0 (127.0)	
	計	3,828 (209)	152 (3)	25.2 (69.7)	
看護学生	陸	5,696 (4,448)	83 (77)	68.6 (57.8)	
曹候補士	陸	21,103 (3,035)	1,850 (112)	11.4 (27.1)	
	海	7,015 (980)	850 (61)	8.3 (16.1)	
	空	7,949 (960)	488 (37)	16.3 (25.9)	
	計	36,067 (4,975)	3,188 (210)	11.3 (23.7)	
2 士	男子	陸	17,888	5,038	3.6
		海	3,984	1,228	3.2
		空	4,421	1,373	3.2
		計	26,293	7,639	3.4
	女子	陸	2,821 (2,821)	499 (499)	5.7 (5.7)
		海	756 (756)	78 (78)	9.7 (9.7)
		空	697 (697)	129 (129)	5.4 (5.4)
		計	4,274 (4,274)	706 (706)	6.1 (6.1)
防衛大学校学生	推薦	人社	145 (44)	20 (5)	7.3 (8.8)
		理工	211 (26)	76 (4)	2.8 (6.5)
		計	356 (70)	96 (9)	3.7 (7.8)
	一般	人社	5,875 (1,874)	81 (8)	72.5 (234.3)
		理工	9,580 (1,420)	335 (14)	28.6 (101.4)
		計	15,455 (3,294)	416 (22)	37.2 (149.7)
防衛医科大学校学生		5,917 (1,673)	68 (21)	87.0 (79.7)	

(注1) () 内は、女子で内数。

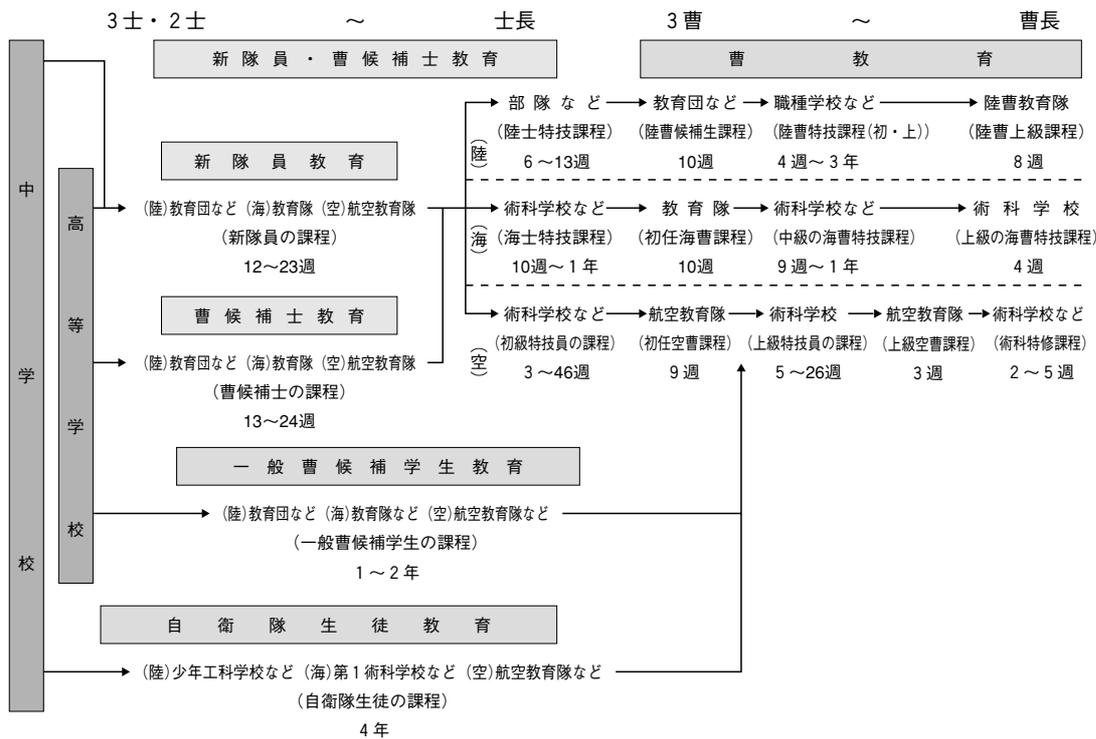
(注2) 数値は、平成15年度における自衛官などの募集にかかわるものである。

資料46 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



2 曹士自衛官



資料47 自衛官の心がまえ

(昭和36年6月28日制定)

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみると、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもたなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りを持ち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

1 使命の自覚

- (1) 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- (2) 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

2 個人の充実

- (1) 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。
- (2) 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3 責任の遂行

- (1) 勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をていして任務を遂行する。
- (2) 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

4 規律の厳守

- (1) 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。
- (2) 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5 団結の強化

- (1) 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。
- (2) 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

資料48 留学生受入実績 (平成15年度)

(単位：人)

機関名 \ 国名	米 国	タ イ	韓 国	インド ネシア	中 国	シンガ ポール	ベトナム	ルーマ ニア	カンボ ジア	小 計
防 衛 研 究 所	3	1	1		1					6
防 衛 大 学 校		7	6	3			2	1	1	20
陸 上 自 衛 隊 (幹部学校等)	2	2	4							8
海 上 自 衛 隊 (幹部学校等)		2	1			1				4
航 空 自 衛 隊 (幹部学校等)	1	6	7			1				15
合 計	6	18	19	3	1	2	2	1	1	53

資料49 近年防衛庁において開発が完了した主要な装備品など

区 分	項 目	開発期間 (年度)	概 要
航空機	観測ヘリコプター (OH-1)	92～99	陸上自衛隊の観測用に使用しているOH-6Dの後継機として開発された、小型の観測ヘリコプター。
	支援戦闘機 (F-2)	88～00	F-1の後継機としての支援戦闘機。
誘導武器	99式空対空誘導弾	94～98	2000年代初頭以降の空対空戦闘において脅威となる航空機などに有効に対処し得る中距離空対空ミサイル。
	01式軽対戦車誘導弾	97～00	84mm無反動砲の後継として、操作人員の減少と残存性の向上を図った軽量の対戦車ミサイル。
	新中距離地对空誘導弾	96～02	改良ホークの後継として、省人化・省力化を図り、機動性に富んだ中距離地对空ミサイル。
	新短距離地对空誘導弾 (XAAM-5)	98～03	短距離での空対空戦闘に有効に対処し得る空対空ミサイル。
火器・車両	96式装輪装甲車	92～95	73式装甲車の後継として開発された、道路上を高速で機動する能力及び道路以外の起伏に富んだ地形においても機動できる能力を有する装甲車。
	99式自走155mmりゅう弾砲	94～98	75式自走155mmりゅう弾砲の後継として開発された、遠方から近距離まで広い地域における火力戦闘に使用できる自走可能なりゅう弾砲。
	軽装甲機動車	97～00	普通科部隊などに装備し、機動的に戦闘を行えるようにするための車両。
	155mmりゅう弾砲用多目的弾	96～02	155mmりゅう弾砲から射撃され、主として多数の軽装甲目標を制圧するために使用する多目的弾。
艦艇・水中武器	次期潜水艦システム	97～02	潜水艦に装備し、潜水艦の戦闘能力を効果的に発揮するための新たな推進システム及び潜水艦統合制御システム。
	水中航走式機雷掃討具 (S-10)	98～03	掃海艇に装備し、機雷の搜索と処分を合わせて行える無人の航走体。
電子機器	水上艦用新戦術情報処理装置	92～00	護衛艦に装備し、対空戦、対水上戦及び対潜戦において個艦戦闘能力を効果的に発揮し得る装置。
	水上艦用EW管制システム	98～03	護衛艦に装備し、電子戦を迅速かつ的確に行うために使用する管制システム。

資料50 調達方法別の装備品などの調達額の推移

(単位：億円)

年度	区分	国内調達額 (A)	輸 入			合 計 (E=A+D)	国内調達額 の比率(%) (A/E)
			一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D=B+C)		
平 5 (93)		16,408	1,356	1,574	2,930	19,338	84.8
6 (94)		17,349	1,195	1,056	2,251	19,600	88.5
7 (95)		18,131	914	598	1,512	19,642	92.3
8 (96)		18,725	938	541	1,478	20,204	92.7
9 (97)		18,479	1,173	376	1,548	20,027	92.3
10 (98)		17,344	1,127	348	1,474	18,818	92.2
11 (99)		17,704	1,185	390	1,575	19,280	91.8
12 (00)		17,685	1,249	439	1,687	19,372	91.3
13 (01)		17,971	1,156	489	1,646	19,617	91.6
14 (02)		17,218	1,326	1,101	2,427	19,645	87.6

- (注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
2 有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。
3 数値は、四捨五入によっているので、計と符号しないことがある。

資料51 日本の防衛生産額などの推移

(単位：百万円)

年度	項目	防衛庁向け生産額 (A)	特需額 (B)	防衛生産総額 (C=A+B)	工業生産総額 (D)	比率(%) (C/D)
平5 (93)		1,781,404	1,659	1,783,063	310,130,630	0.57
6 (94)		1,827,273	1,501	1,828,774	298,039,512	0.61
7 (95)		1,856,821	1,090	1,857,911	306,625,837	0.61
8 (96)		1,959,113	1,394	1,960,507	313,617,190	0.63
9 (97)		1,857,573	1,356	1,858,929	323,914,665	0.57
10 (98)		1,739,827	947	1,740,774	305,510,465	0.57
11 (99)		1,802,944	753	1,803,697	289,879,438	0.62
12 (00)		1,841,631	1,174	1,842,805	318,104,966	0.58
13 (01)		1,859,443	1,374	1,860,817	286,045,175	0.65
14 (02)		1,840,037		1,840,037	268,205,996	0.69

- (注) 1 「防衛庁向け生産額」は、「装備品等の統計調査に関する訓令」により実施された「装備品等調達契約額調査」による。ただし、昭和37年度以降の「航空機」及び「武器弾薬」については、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「機械統計年報」による。
- 2 「特需額」は、昭和44年度までは通商産業省貿易振興局輸出業務課編「特需調査」によっていたが、昭和45年度以降は、同調査が行われなくなったため、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「機械統計年報」による「航空機」の数値のみを計上した。なお、平成14年度から同年報の「航空機」の数値が「防衛庁及び特需」と統合されたので、該当年度の数値は「防衛庁向け生産額」に含まれて計上している。
- 3 「工業生産額」は、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「工業統計表」による。ただし、「航空機」及び「武器弾薬」については、「機械統計年報」による。また、昭和42年度までは、従業者10人以上の事業所について、昭和51年度までは従業者20人以上の事業所について、昭和52年度以降は従業者4人以上の事業所についての調査となっている。
- 4 「比率」は小数点第3位で四捨五入している。

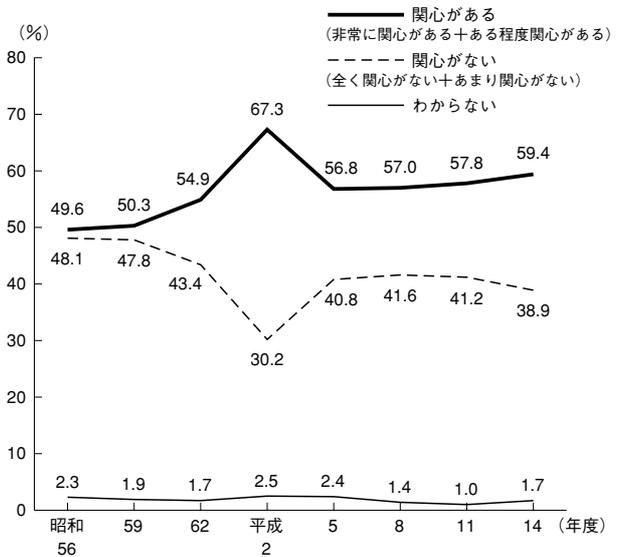
資料52 自衛隊・防衛問題に関する世論調査（平成14年度）

今回の調査の概要

調査時期：平成15年1月16日～1月26日
 調査対象：全国20歳以上の者3,000人
 有効回収数（率）：2,126人（70.9%）
 調査方法：調査員による個別面接聴取
 調査機関：内閣府大臣官房政府広報室

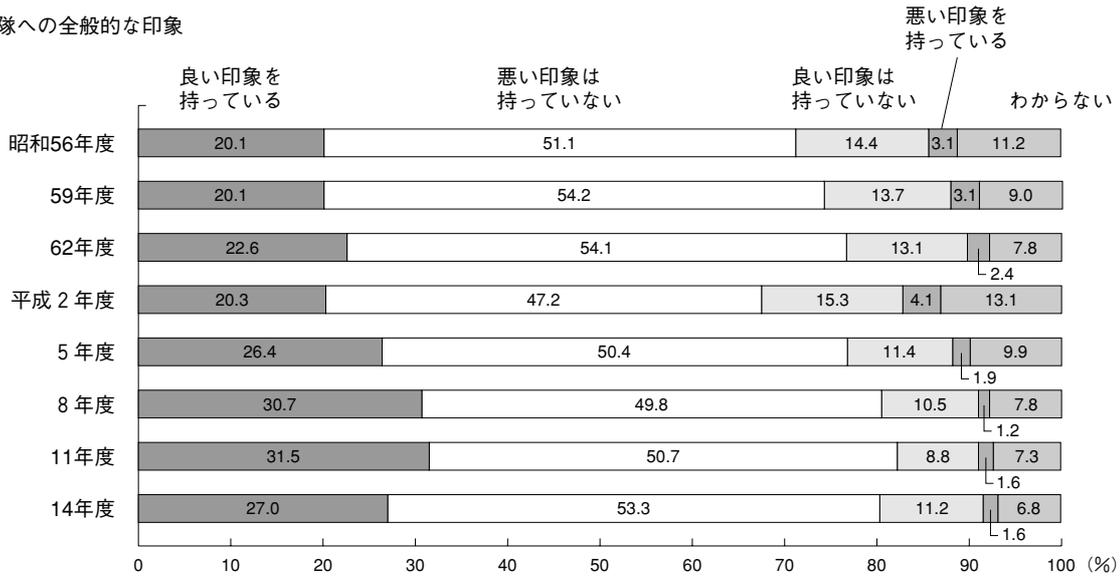
(注) 結果数値(%)は、表章単位未満を四捨五入しており合計と合わない場合がある。

1 自衛隊・防衛問題への関心

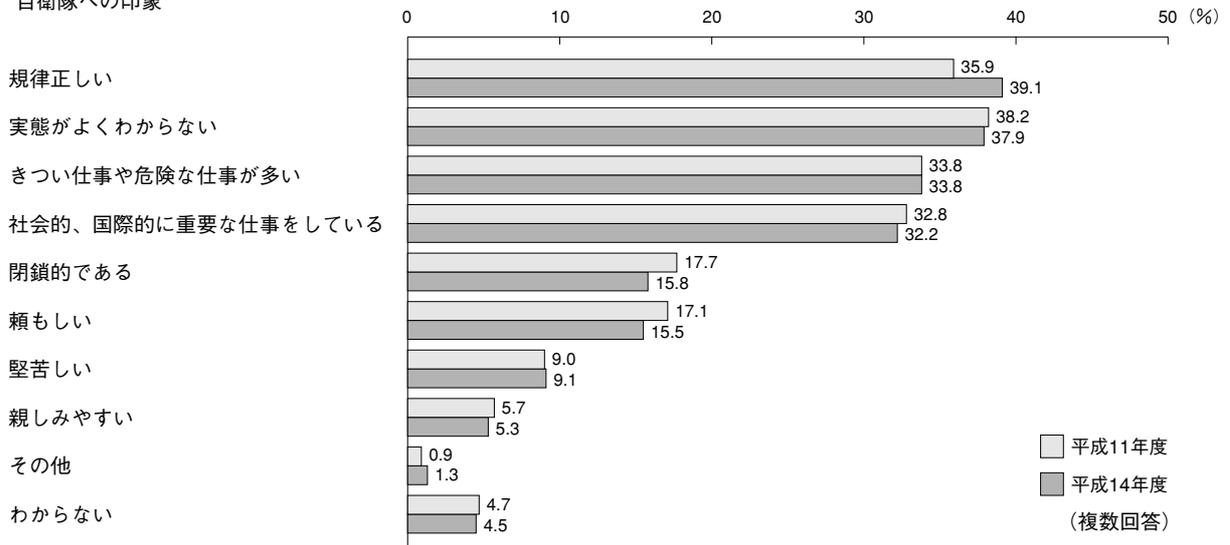


2 自衛隊に対する印象

① 自衛隊への全般的な印象

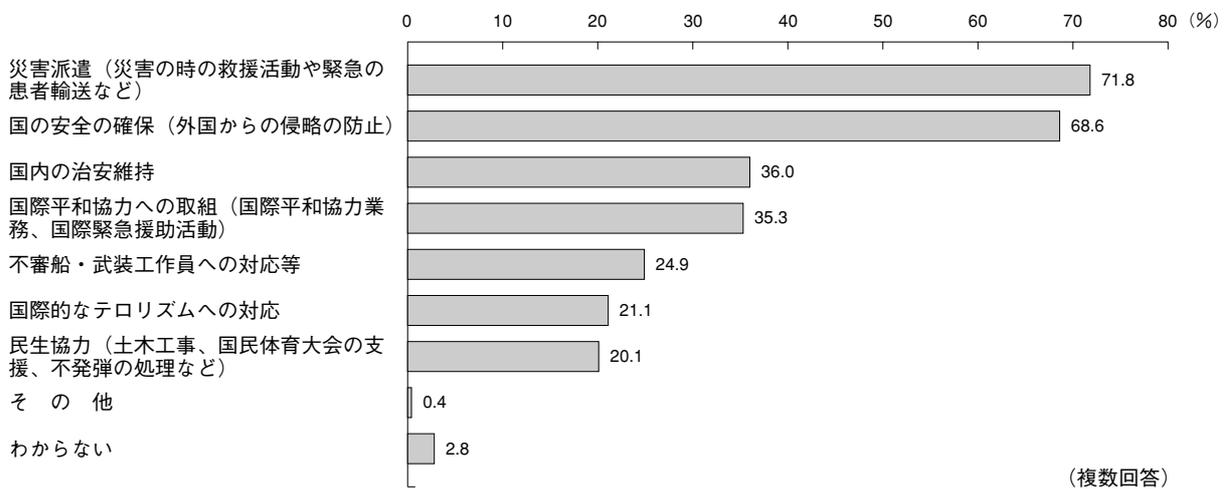


② 自衛隊への印象

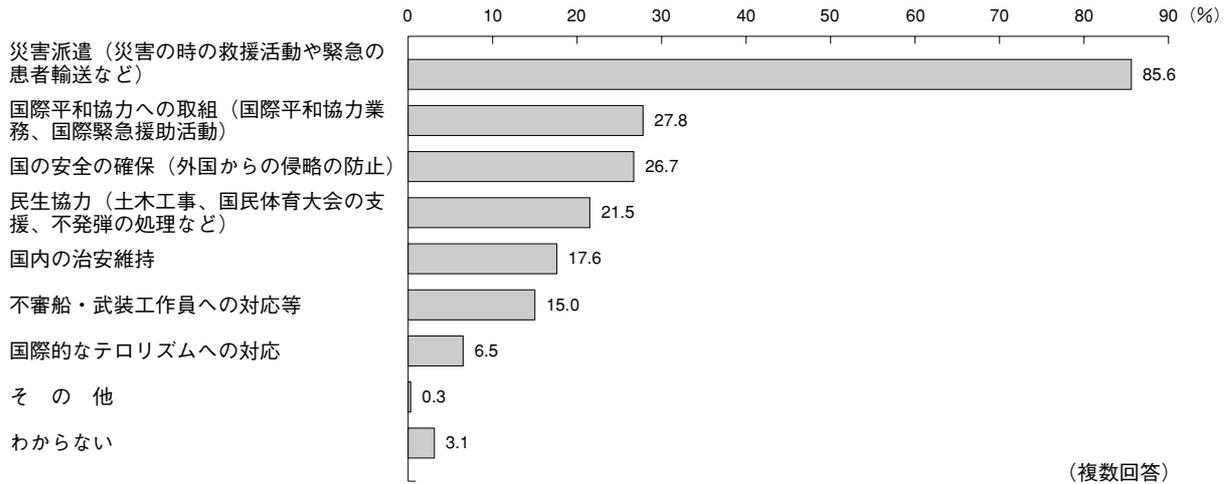


3 自衛隊の役割に対する意識

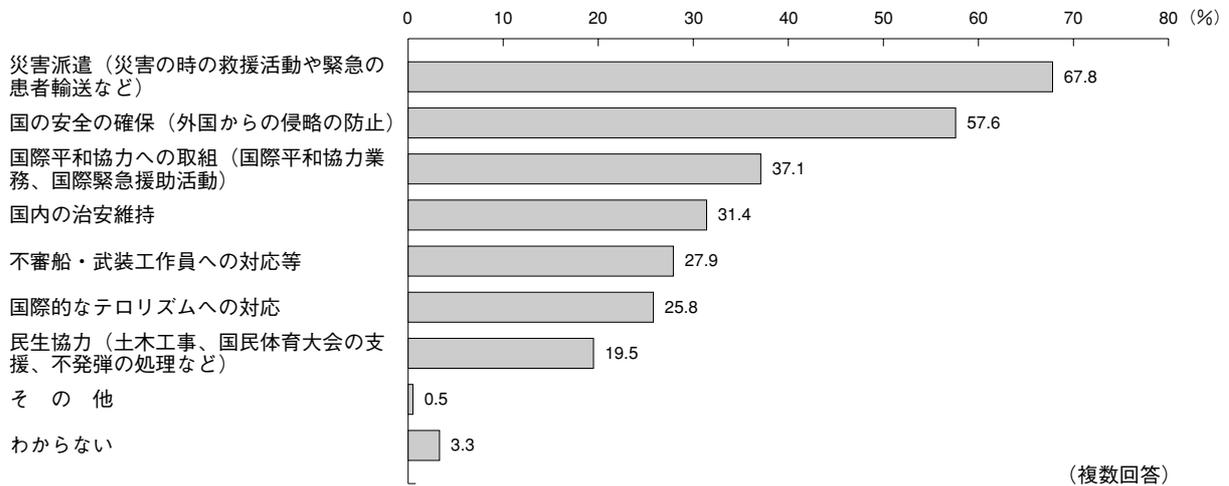
① 自衛隊が存在する目的



② 自衛隊がこれまでに役立ってきたこと

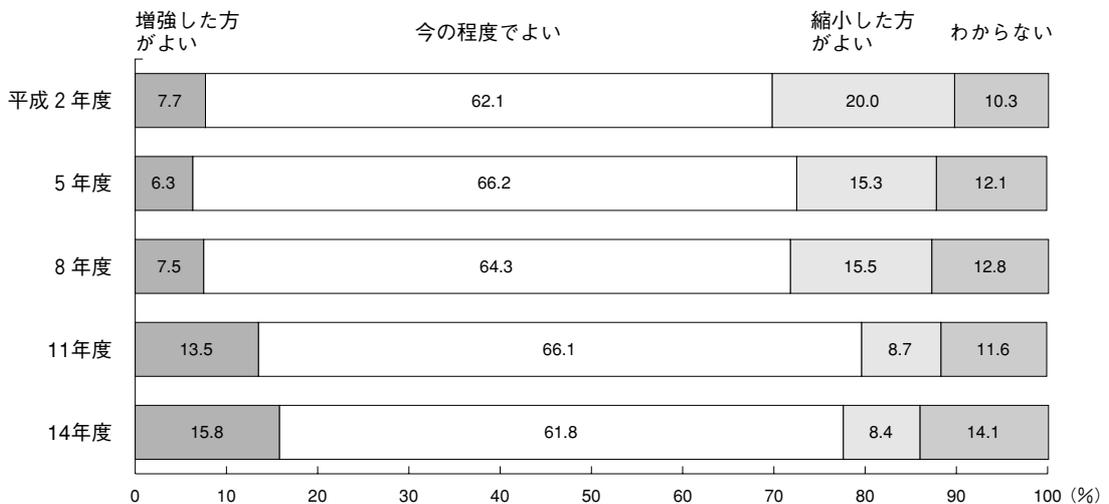


③ 自衛隊が今後力を入れていく面

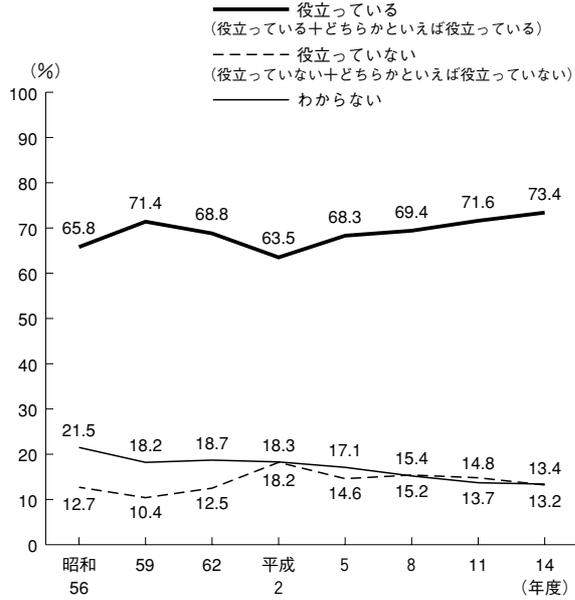


4 防衛体制についての考え方

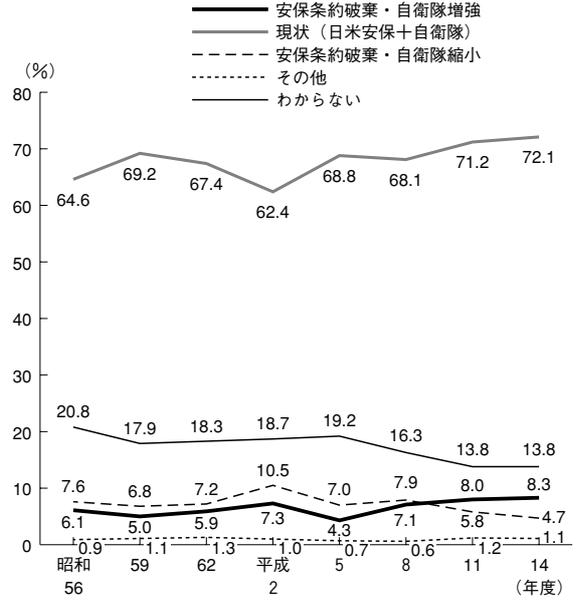
① 自衛隊の防衛力



② 日米安全保障条約についての考え方

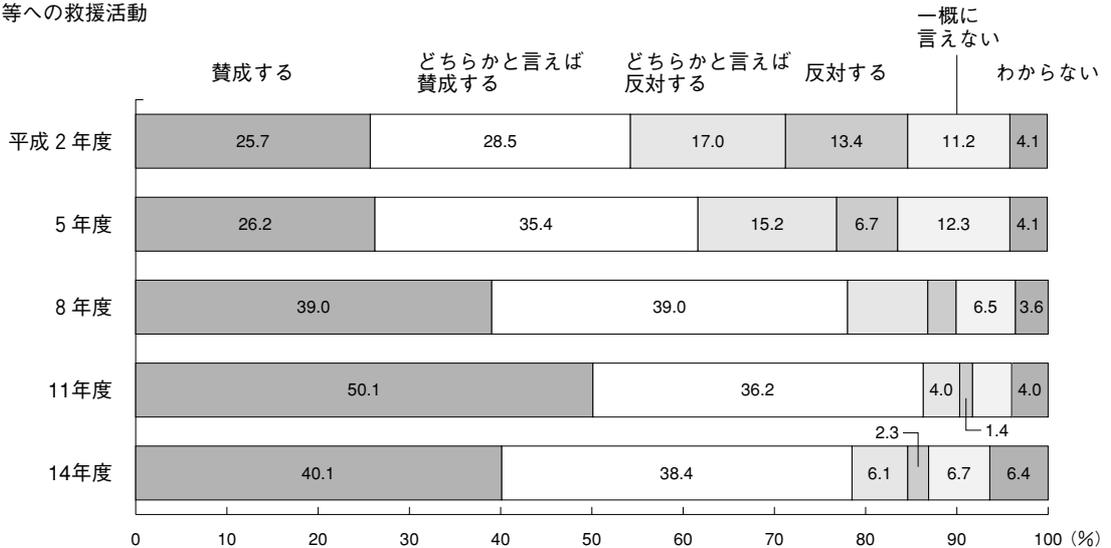


③ 日本の安全を守るための方法

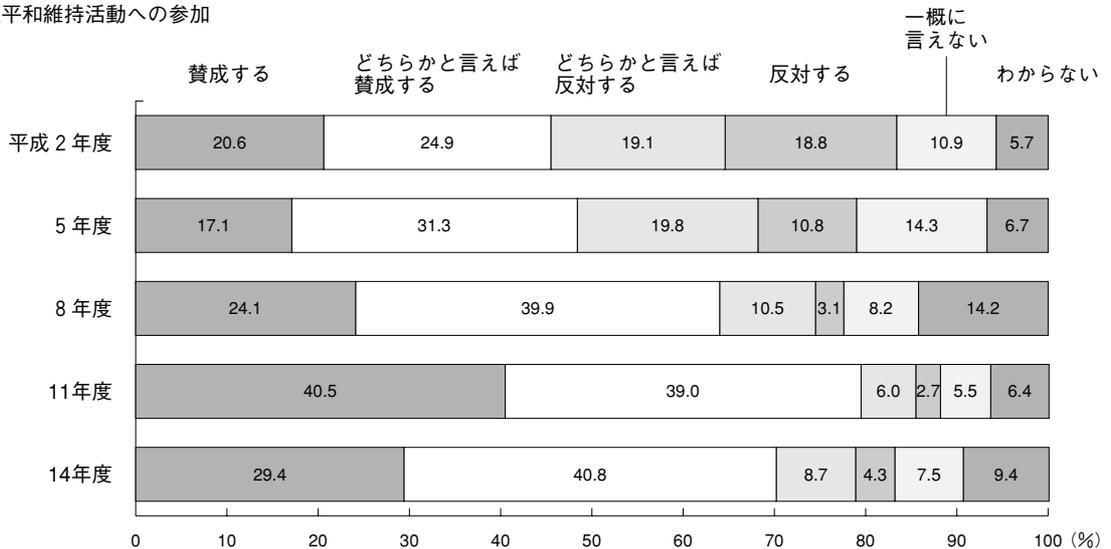


5 国際貢献等に対する意識

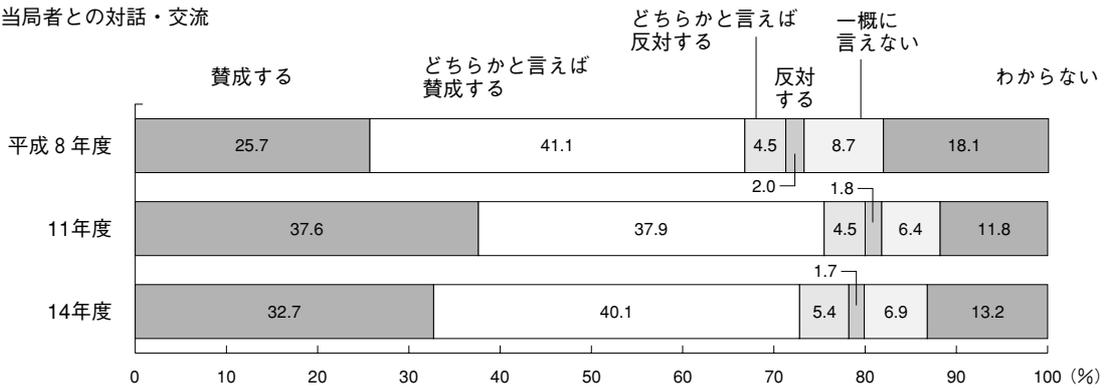
① 外国の災害等への救援活動



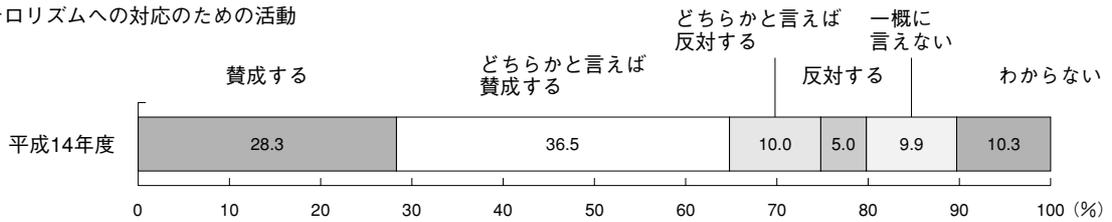
② 今後の国連平和維持活動への参加



③ 各国の防衛当局者との対話・交流

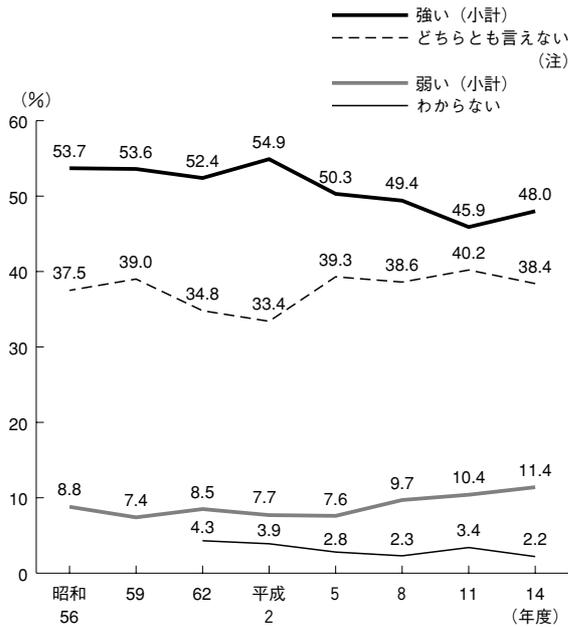


④ 国際的なテロリズムへの対応のための活動

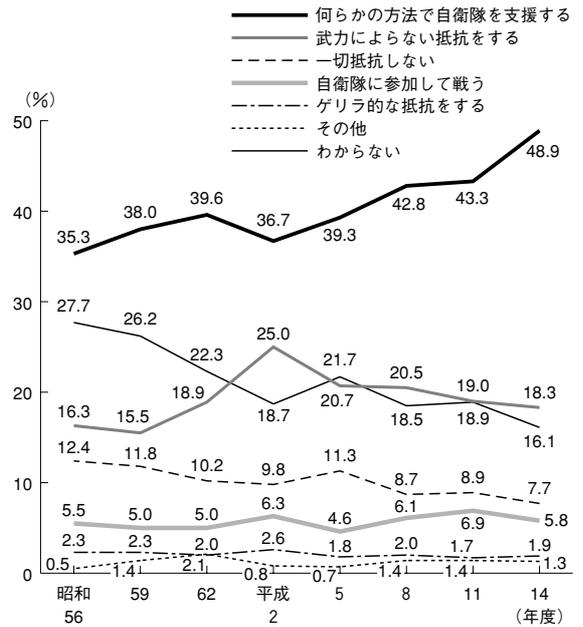


6 防衛についての意識

① 「国を守る」気持ちの強さ

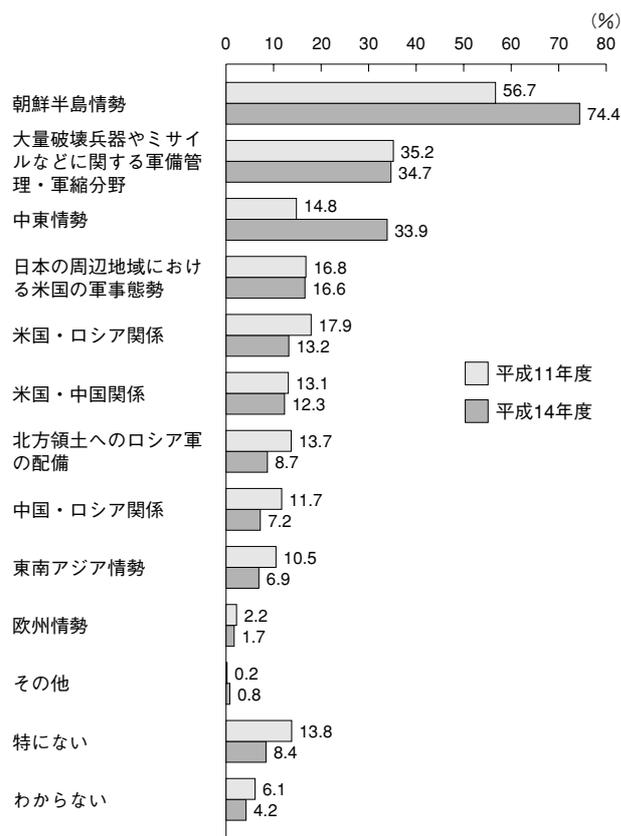


② 外国から侵略された場合の態度



(注) 昭和59年11月以前の調査では、「どちらとも言えない(わからない)」となっている。

③ 日本の平和と安全の面から関心を持っていること
(3つまでの複数回答)



資料53 防衛庁における情報公開の実績 (平成15年度)

1 開示請求件数

	防衛庁	防衛施設庁
開示請求受付件数	887	396

2 開示決定等件数

	防衛庁	防衛施設庁
開示決定等件数	829	407
開示決定	447	299
部分開示決定	301	95
不開示決定	81	13

3 不服申立て

	防衛庁	防衛施設庁
不服申立て件数	99	4

4 訴訟件数

	防衛庁	防衛施設庁
訴訟件数	0	0

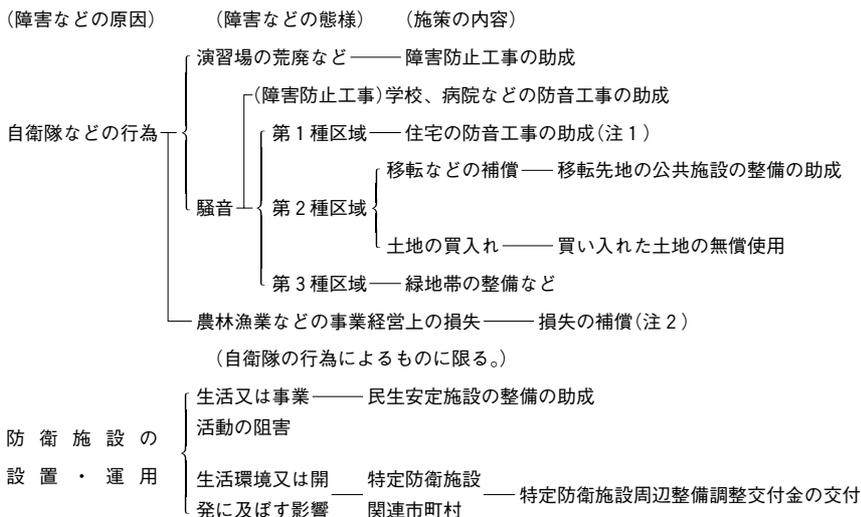
資料54 防衛庁における政策評価の実績（平成15年度）

防衛庁における政策評価は、政策や施策などの効果について、事前、中間又は事後の時点において、その必要性や効率性などの観点から評価を行い、その結果を政策や施策などの企画立案に反映させるほか、防衛庁ホームページへの掲載などにより、広く国民に公表する制度である。

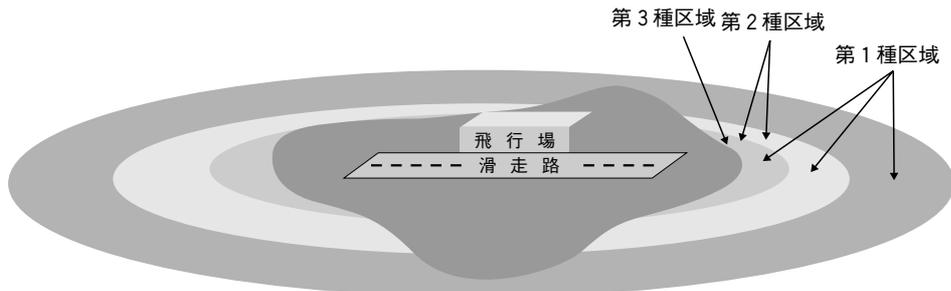
「政策評価及び実施庁の実績評価」〈<http://www.jda.go.jp/j/info/hyouka/index.html>〉

区 分		対 象
事 業 評 価	事前の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が翌年度から新規に実施しようとするもの 「弾道ミサイル防衛（BMD）システム」など19件
	中間段階の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとするもの 「舞鶴（北吸・大波） 棧橋等の整備事業」など2件
	事後の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が実施を完了したもの 「水上艦用EW管制システム」など14件
総 合 評 価		防衛庁の業務遂行のための制度、計画、政策方針など 「国際機関（軍備管理・軍縮関連）への防衛庁職員の派遣」など11件
実 績 評 価		防衛庁の主要な政策の中から、実績評価方式による評価の特性を勘案し、計画的に評価を実施しようとするもの 「防衛庁における環境への配慮」1件

資料55 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



- (注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域
飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。
第1種区域：WECPNL75以上の区域
第2種区域：第1種区域内で、WECPNL90以上の区域
第3種区域：第2種区域内で、WECPNL95以上の区域
- 2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)
特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにもその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。



(注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」(1953年制定)により損失の補償を行っている。

資料56 23事案の概要

(2004.5.1現在)

施設名	範囲	面積 (ha)	種別				備考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返還済]							
陸軍貯油施設	1. 浦添・宜野湾市間のパイプライン	4			◎		平.2.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2. 地下通信用マンホール等部分(登川)	0.1		◎			平.3.9.30.返還
北部訓練場	3. 国頭村(伊部岳)地区、東村(高江)地区	480		◎			平.5.3.31.返還
	4. 県道名護国頭線以南の一部	(256)	◎				
キャンプ・シュワブ	5. 国道329号沿いの一部(辺野古)	1	◎				平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6. 全部	0.1			◎		平.5.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7. 全部	建物	◎				平.5.3.31.返還
砂辺倉庫	8. 全部	0.3				◎	平.5.6.30.返還
八重岳通信所	9. 南側(名護市)及び北側(本部町)	19	◎				平.6.9.30.返還
キャンプ桑江	(19. 東側部分の南側)	2	◎	◎			平.6.12.31.返還
	10. 全部	62			◎		平.7.11.30.返還
恩納通信所	11. 東側部分	(26)	◎				
嘉手納飛行場	12. 南側の一部(桃原)	2		◎			平.8.1.31.返還
知花サイト	13. 全部	0.1				◎	平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	14. 金武町内の一部(金武)	3		◎			平.8.12.31.返還
	(21. 国道58号沿い東側部分(喜納~比謝)、南西隅部分(山中エリア))	74	◎				平.11.3.25.返還
嘉手納弾薬庫地区	15. 嘉手納バイパス(国道58号西側)	3	◎	◎			平.11.3.25.返還
トリイ通信施設	16. 嘉手納バイパス	4		◎			平.11.3.31.返還
工兵隊事務所	17. 全部	4	◎				平.14.9.30.返還
キャンプ桑江	18. 北側部分(伊平)	38		◎			平.15.3.31.返還
	(19. 国道58号沿い)	(5)	◎				
	16施設、18事案	697	6	7	2	3	
[返還合意後、返還未了事案]							
キャンプ桑江	19. 東側部分の北側(桑江)	0.5	◎				平.7.12.21.返還合意、平.11.4.22.及び平.13.12.21.変更合意(跡地利用計画策定時点または南側部分返還時点のいずれか早い時点での返還)
キャンプ瑞慶覧	20. 泡瀬ゴルフ場	47			◎		平.8.3.28.返還合意(嘉手納弾薬庫地区にゴルフ場を移設後返還、現在、移設先地の環境影響評価実施中)
嘉手納弾薬庫地区	21. 旧東恩納弾薬庫部分	110	◎				平.8.3.28.返還合意(弾薬庫を移設、泡瀬ゴルフ場の移設整備後残地を返還)
普天間飛行場	22. 東側沿いの土地(中原~宜野湾)	4		◎			平.8.3.28.返還合意(巡回道路等移設後返還)
キャンプ・ハンセン	23. 東支那海側斜面の一部(名護市)	162	◎				平.7.12.21.返還合意、平.11.4.22.及び平.16.2.12.変更合意(地元から跡地利用計画策定のために更に5年間(2回目の延期:計10年間延期)の返還延期要請があり、返還期限を平成20年末まで延期)
	5施設、5事案	323	3	1	1	0	
合計	17施設、23事案	1,021	9	8	3	3	

- 注：1. 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
2. 種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
3. 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。
4. 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち平成2年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。

（平成8年12月2日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を継続すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

—普天間飛行場 付属文書のとおり

—北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。
- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

—安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

—ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

—楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

—読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

—キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

—瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

—牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

—那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同

で継続する。

一住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

一県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

一パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

一公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

一嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

一KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

一嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

一嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

一普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

一事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に係る全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

一日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

一米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

一米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

一任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

一請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

一検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

一キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

一日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

資料58 普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（平成8年12月2日、東京）

1. はじめに

- (a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち(1)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2)キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに(3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。
- (b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。
- (c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

- (a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。
- (b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、栈橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」（TSG）は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」（TAG）の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式栈橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
- (b) 箱（ポンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さで支持する方式。

5. 今後の段取り

- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。

- (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料59 普天間飛行場の移設に係る政府方針

(平成11年12月28日)
閣議決定

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

記

I 普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という)については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

1. 基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当たっては、移設先及び周辺地域(以下「地域」という)の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

2. 安全・環境対策

(1) 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

(2) 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

(3) 環境影響評価の実施等

① 環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

② 必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関等の設置に努める。

(4) 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、①飛行ルート、②飛行時間の設定、③騒音対策、④航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等、名護市における既存施設・区域の使用に関する対策、⑤その他環境問題、⑥代替施設内への地方公共団体の立入りにつき、地方公共団体の意見が反映したものとなるよう、政府は誠意をもって米国政府と協議を行い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとする。

(5) 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議機関を設置し、協議を行うこととする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府において、適切な体制を確保することとする。

(6) 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととする。また、協議機関においては、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行うこととする。

3. 使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくこととする。

4. 関連事項

(1) 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、県民の理解と協力を得ながら、SACO最終報告を踏まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整理・統合・縮小に向けて取り組む。

(2) 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める。

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

① キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組む。

② 辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

③ キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設については、米国との話し合いに取り組む。

II 地域の振興について

1. 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の受入れに伴い新たな負担を担うこととなる地域の振興については、平成11年12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙1の方針により、確実な実施を図ることとする。

2. 沖縄県北部地域の振興

沖縄県北部地域の振興については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙2の方針により、確実な実施を図ることとする。

3. 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙3の方針により、確実な実施を図ることとする。

(別紙1～3省略)

資料60 弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話

(平成10年12月25日)

1. 本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム（NTWD）を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。
2. 政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散状況を踏まえると、弾道ミサイル防衛（BMD）が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要の検討を行ってきたところである。
3. 政府としては、今後の我が国の取り組みとしては、米国との間において、NTWDを対象として共同技術研究を行うことが、最も効果的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、日米安保体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。
4. 宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。

なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとる」べきこととされているところである。

また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。

5. なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階への移行については別途判断する性格のものである。これらの判断は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方等について十分検討した上で行うこととする。

資料61 弾道ミサイル防衛システムの整備等について

(2003（平成15）年12月19日)
安全保障会議及び閣議決定

(弾道ミサイル防衛システムの整備について)

- 1 弾道ミサイル防衛（BMD）については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」という。）において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

(我が国の防衛力の見直し)

- 2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態（以下「新たな脅威等」という。）への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まえれば、防衛力全般について見直しが必要な状況が生じている。

このため、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実並びに周辺諸国をはじめとする関係諸国及び国際機関等との協力の推進を図りつつ、新たな脅威等に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般について見直しを行う。その際、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等に実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配慮しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築する。

上記の考え方を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情

報能力を追求しつつ、既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を図る。その際、以下の事項を重視して実効的な体制を確立するものとする。

- (1) 現在の組織等を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。
- (2) 陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊については、新たな脅威等により実効的に対処し得るよう、新たな編成等の考え方を構築する。
- (3) 国際社会の平和と安全のための活動を実効的に実地し得るよう、所要の機能、組織及び装備を整備する。
- (4) 将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が国周辺地域の状況等を考慮し、
 - ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる体制の整備を図る一方、戦車及び火砲等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。
 - イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。
 - ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

(経費の取り扱い)

3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、上記2に基づく自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定し、その総額の限度を定めることとする。

(新たな防衛計画の大綱の策定)

4 新たな中期防衛力整備計画の策定の前提として、新たな安全保障環境を踏まえ、上記1及び2に述べた考え方にに基づき、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けを含む今後の防衛力の在り方を明らかにするため、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に代わる新たな防衛計画の大綱を前もって策定する。

資料62 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する内閣官房長官談話

(平成15年12月19日)

1. 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定いたしました。本決定は弾道ミサイル防衛(BMD)システムの導入の考え方を明らかにするとともに、BMDシステムの導入や新たな安全保障環境を踏まえた我が国の防衛力の見直しの方向性を示すものであります。政府としては、本決定に基づき、平成16年末までに新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定することとしております。
2. 政府は、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況の下、BMDシステムについて、近年関連技術が飛躍的に進歩し、我が国としても技術的に実現可能性が高いと判断し、また、BMDが専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることを踏まえ、我が国としてイーゼスBMDシステムとペトリオットPAC-3による多層防衛システムを整備することとしました。
3. BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自のシミュレーションによっても、確認されています。したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に達しているものと判断されます。
4. BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。
5. 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。
6. BMDシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得るよう、法的措置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。
7. 現在実施中の日米共同技術研究は、今回導入されるシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すためには引き続き推進することが重要です。なお、その将来的な開発・配備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う考えです。
8. 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも技術面や運用面において一層の協力を進め、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料63 日本国憲法(抄)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

資料64 日米安全保障条約第五条

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

資料65 日米安全保障条約第六条

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料66 自衛隊法第七条

（内閣総理大臣の指揮監督権）

第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

資料67 自衛隊法第七十六条

（防衛出動）

第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

資料68 自衛隊法第七十八条

（命令による治安出動）

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

資料69 自衛隊法第七十九条の二

（治安出動下令前に行う情報収集）

第七十九条の二 長官は、事態が緊迫し第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる。

資料70 自衛隊法第八十一条

（要請による治安出動）

第八十一条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

資料71 自衛隊法第八十一条の二

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行

為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

- 一 自衛隊の施設
- 二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の期間内であつても、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

資料72 自衛隊法第八十二条

（海上における警備行動）

第八十二条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

資料73 自衛隊法第八十三条

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

- 2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。
- 4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

資料74 自衛隊法第八十四条

（領空侵犯に対する措置）

第八十四条 長官は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

資料75 自衛隊法第八十八条

（防衛出動時の武力行使）

第八十八条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

- 2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

資料76 自衛隊法第九十条

第九十条 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合のほか、次の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

- 一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合
- 二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合
- 三 前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋がいは然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合
- 2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

資料77 自衛隊法第九十一条の二

（警護出動時の権限）

第九十一条の二 警察官職務執行法第二条、第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

- 2 警察官職務執行法第五条及び第七条の規定は、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。
- 3 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第八十一条の二第一項の規定により出動を

命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

- 4 第一項及び第二項において準用する警察官職務執行法の規定による権限並びに前項の権限は、第八十一条の二第二項の規定により指定された施設又は施設及び区域の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、当該施設又は施設及び区域の外部においても行使することができる。
- 5 第八十九条第二項の規定は、第二項において準用する警察官職務執行法第七条又は第三項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

資料78 自衛隊法第九十二条の四

(治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用)

第九十二条の四 第七十九条の二の規定による情報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合は、人に危害を与えてはならない。

資料79 自衛隊法第九十五条

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合は、人に危害を与えてはならない。

資料80 自衛隊法第九十五条の二

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合は、人に危害を与えてはならない。

資料81 自衛隊法第九十六条の二

(防衛秘密)

第九十六条の二 長官は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。
 - 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を体化する物件に標記を付すこと。
 - 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 長官は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

資料82 自衛隊法第九十七条

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

- 2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。
- 3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

資料83 自衛隊法第百条の八

(在外邦人等の輸送)

第百条の八 長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

- 2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状況、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。
 - 一 輸送の用に主として供するための航空機（第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。）
 - 二 前項の輸送に適する船舶
 - 三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの（当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。）
- 3 第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入った当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料84 自衛隊法第二百二十二条

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

資料85 自衛隊法別表第四

別表第四（第九十六条の二関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

資料86 国際連合憲章第五十一条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。